

# 第 23 回 佐用町議会(定例)会議録 (第 4 日)

平成 20 年 9 月 25 日 (木曜日)

出席議員 (21名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	片 山 武 憲	4番	岡 本 義 次
	5番	笹 田 鈴 香	6番	金 谷 英 志
	7番	松 尾 文 雄	8番	井 上 洋 文
	9番	敏 森 正 勝	10番	高 木 照 雄
	11番	山 本 幹 雄	12番	大 下 吉 三 郎
	13番	岡 本 安 夫	14番	矢 内 作 夫
	15番	石 黒 永 剛		
	17番	山 田 弘 治	18番	平 岡 き ぬ 糸
	19番	森 本 和 生	20番	吉 井 秀 美
	21番	鍋 島 裕 文	22番	西 岡 正
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	岡本 一 良	事務副局長	谷村 忠 則
説明のため出席 した者の職氏名 (27名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	高 見 俊 男
	教 育 長	勝 山 剛	天文台公園長	黒 田 武 彦
	総 務 課 長	達 見 一 夫	財 政 課 長	長 尾 富 夫
	まちづくり課長	前 沢 敏 美	生涯学習課長	福 井 泉
	会 計 課 長	小 河 正 文	税 務 課 長	上 谷 正 俊
	住 民 課 長	木 村 佳 都 男	健 康 課 長	井 村 均
	福 祉 課 長	内 山 導 男	農 林 振 興 課 長	大 久 保 八 郎
	建 設 課 長	野 村 正 明	地 籍 調 査 課 長	船 曳 利 勝
	商工観光課長	広 瀬 秋 好	農 業 共 済 課 長	田 村 章 憲
	下 水 道 課 長	寺 本 康 二	水 道 課 長	西 田 建 一
	クリーンセンター 所 長	谷 口 行 雄	教 育 委 員 会 長 総 務 課 長	坪 内 頼 男
	教 育 委 員 会 教 育 推 進 課 長	岡 本 正	消 防 長	加 藤 隆 久
	上 月 支 所 長	金 谷 幹 夫	南 光 支 所 長	春 名 満
	三 日 月 支 所 長	飯 田 敏 晴		
	欠 席 者 ( 名 )			
遅 刻 者 ( 名 )				
早 退 者 ( 名 )				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

---

## 【本日の会議に付した案件】

### 日程第 1 . 一般質問

---

午前 9 時 3 0 分 開議

議長（西岡 正君） 皆さん、おはようございます。  
昨日に引き続き、早朝よりお揃いでご出席を賜り誠にご苦労様でございます。  
ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。  
ただちに日程に入ります。

---

### 日程第 1 . 一般質問

議長（西岡 正君） 日程第 1 は、昨日に引き続き、一般質問及び答弁を行います。通告に基づき順次議長より指名をいたします。  
それでは、7 番、松尾文雄君の質問を許可いたします。

〔 7 番 松尾文雄君 登壇 〕

7 番（松尾文雄君） おはようございます。  
それでは、町公用車の運行管理の体制並びに使用方法等についてお伺いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。  
佐用町には、平成 19 年度末で 216 台の公用車があります。「さよさよサービス」「小学校・中学校のスクールバス」「保育園バス」「町マイクロバス」「消防自動車・救急車」「各課に配置されている車」等は住民サービスや非常時の危機管理などに欠かせない存在であります。多くの車両を保有している町としましては、安全運転を行うためにも、運転手の教育、日常の運行管理が非常に大切と思われます。  
そこで、運行管理等の状況について伺いたいと思ひます。  
まず 点目、運行管理体制は、どの様に行っているか。  
点目としましては、町マイクロバスを町民が使用する際の際の要綱、規則はありますが、利用状況はどの様になっていますか。  
点目、小中学校のスクールバスの運行管理については、一部株式会社ホープに委託してあるが、運行管理の委託の内容はどの様になっていますか。  
番目、佐用町の職員は、約 400 名ですが、町の公用車は 216 台、内消防自動車等を含む特殊車両が 83 台あるものの、職員数に比べ多いのではないかとと思われます。行政改革の上でも、保有台数の検討を早急に進めるべきと思ひますが、どの様に思われますか。  
以上、よろしくお願ひします。

議長（西岡 正君） それでは、町長、答弁願ひます。

〔 町長 庵途典章君 登壇 〕

町長（庵途典章君） それでは、松尾議員からのご質問に、まずお答えさせていただきます。

町公用車の運行管理等の体制並びに使用方法等についてのご質問でございます。

まず、「運行管理の体制」についてでございますが、一定台数の自動車の所有者は、「自動車の安全な運転に必要な業務を行わせるために、安全運転管理者等を選任しなければならない。」というふうに定められており、町におきましても、公用車の使用の本拠ごとに、安全運転管理者を配置して、安全運転に努めております。

現在、本庁、各支所、クリーンセンター、健康課、消防署の7つの部署で、安全運転管理者7名と副管理者3名を選任して、安全運転の指導などの対応をしています。

運行管理については、安全運転管理者を中心にそれぞれの部署において、各課長が指導実施いたしますが、特に「マイクロバス、スクールバス、さよさよサービス、緊急車両」などの園児、学生、高齢者、病人など一般住民を乗せて走る場合には、十分な安全対策が必要であります。そのため、安全運転講習会への参加や普段からの体調、健康管理にも気を配るよう指導もしております。また、警察による全職員を対象に交通安全、安全運転に関する講演会を実施したり、実践活動の1つとして「無事故・無違反チャレンジ100」に、役場から10チームが参加し、公私を問わず安全運転、交通法規の遵守の取り組みをしておるところであります。

次に、「マイクロバスの利用状況」についてでございますが、平成19年度の場合、役場各課主催の行事等による利用回数が80回、小学校の校外学習による利用が37回、中学校の陸上競技、各種球技大会等の参加のための利用が68回であります。また、各種団体の利用状況でございますが、文化団体関係が24回、農業関係団体23回、遺族会14回、地域づくり協議会12回、民生委員会10回、身体障害者協会や育成会が9回、老人クラブ8回、消防団8回、自治会7回、その他35回で、各種団体の1年間の利用回数は150回であります。全体としての利用回数は延べ335回となっております。

次に、「スクールバスの運行管理委託」の内容についてでございますが、小中学校のスクールバスは、5小学校と1中学校において合わせて9台を運行しておりますが、その内3台を株式会社ホープに委託しております。

委託の内容は、管理車両の運転、車両の整備と管理、燃料の購入と給油、事故処理、自動車保険にかかわる事項全般に関して委託をしております。

次に、「公用車が職員数に比べて多いのではないかということ。また、行政改革の上でも保有台数の検討を早急にすべきでは。」とのことでございますが、現在の保有台数は、216台でその内、消防自動車等の特殊車両やスクールバス、さよさよサービスの車両、施設に配備している車両などを除きますと、一般行政部署への配車数は82台でございます。議員ご指摘のとおり、「公用車管理、配備の適正化」は行財政改革を推進するうえにおいても、有効な手立てであるというふうに思っております。また、配備している職場・課ごとに、できる限り集中管理を行い、業務の実態、職員数を勘案し計画的に台数削減に努めてまいりたいというふうに考えております。また、維持管理経費の節減を図るために、軽自動車化を進めるとともに、環境低負荷車両の導入やバイクなどの導入なども検討しているところであります。その他、購入だけでなくリースやレンタルなども含めて総合的に保有台数を、今後検討して参りたいというふうに考えております。

簡単でございますけれども、以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、松尾文雄君。

7番（松尾文雄君） いわゆる、まあまあ、先ほども出てましたけれども、恐らく今、言

われましたように、安全運転管理者というものが設置された上で運行されていると思うんですけれども、日々の点検と言うんですか、管理というのは非常にこう大切な部分があるわけですけれども、特にまず一番最初に、さよさよサービスは、いわゆる有償で運ぶというふうな部分があります。先ほど言われましたように、一般住民の方を有償で運ぶという、いわゆる営業行為なわけですから、そういった部分に関して、日常の、いわゆる業界の中では、その毎日点呼するというのが、通常なんですけれども、そういった、いわゆる運転手の体調とかね、いわゆる携帯品とか、いろいろこう、その日、その日に直接運転しよう、面談する中で、やるというのが通常やっていくわけですけれども、そういった部分が、まずさよさよサービスの場合に、どの様な点呼のやり方をやられているか、お願いします。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。はい、福祉課長ですか。

〔福祉課長 拳手〕

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） それでは、松尾議員のさよさよサービスについてなんですが、ご承知のように、さよさよサービスにつきましては、さっきおっしゃいましたように、道路運送法ですね、自家用自動車の有償運送の陸運局の許可を得ております。

で、このために、法令で定められたと言いますか、道路運送法の施行例の中に細かく規定されておるんですが、とりあえずは、毎日の業務日誌等については、いわゆる経路、どの運転者が、どういう経路で、終日何キロ走ったかという、その距離数等の記録と合わせて、安全運転のための確認表というのが義務付けられております。この中身につきましては、いわゆる疾病、いわゆる病気かどうか、それから疲労度がどうか。飲酒がしてあるかどうかというふうな、今のところ運転員の自己申告に基づいた記録表というのを1年間保存することになっております。ですから、これにつきましては、昨年2月から当初以来、ずっと、それぞれの毎日の運転員の自己申告に基づいて、その確認表等を保管させていただいております。それから、毎日の点呼なんです、さよさよにつきましては、一応、運転手につきましては、早朝、朝8時から出勤体制で、隔日に勤務という変則スタイルをとっておりますので、毎日の運行表を当日の朝渡すという形態をとっております。朝、運転員さんに走っていただく要望のあった過程の日程表を渡すという形にしておりますので、基本的には、朝、私どもの管理している方が面談できればいいんですけれども、中々毎日できませんので、一応、私どもの福祉課の窓口で、その運行表を渡して、業務についていただくという形を取っております。記録的には、そういう記録を残しながら、毎日の点呼までというのは、現実には、それを点呼にかえさせていただいているという形で、車両によって、8時、直ぐに出る車両もありますし、少し時間的な余裕もある車両もありますので、そういう形の中でなんです、とりあえず8時に出勤していただいて、車両点検を行い、それぞれ業務に就いていただくという体制を現在取っております。以上です。

〔松尾君 拳手〕

議長（西岡 正君） はい、松尾文雄君。

7番（松尾文雄君） 毎日、そういった形で、運行表を手渡すということになれば、まあまあ、その時点で、いわゆる点呼というのは、十分できるかと思うんですけれどね。ただ、

1点、気になったんは、今、非常に問題になってます飲酒の分、いわゆる、要するに人を運ぶ営業の場合には、必ずこう、この頃、こう簡易検査をするというのが、もう常識化じやなしに、それをしなさいというふうな状況になっているわけですね。やはり、そういったことまで、逆にされているのかどうなのか。まあ、まあ、話をすれば分かるわけですけども、通常の部分と違いますので、やはり、そこまでやる必要が、やはり例え、少ない金額とはいえ、有償で運ぶというふうな現実があるわけですから、そういったことはされているのかどうか。

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） アルコール検知器につきましては、運転員の控室に配備しております。それに基づいてなんですが、とりあえず、今のところは自主申告という格好で、その安全運転の確認表に記入していただくということにしているんですが、まあ、誰か、その管理者の方が、きちっと、その数値をチェックしてというところまでは、今現在できておりません。あくまでも自己申告に基づいておりますので、今後、どういう体制がとれるかというのを十分検討させていただきたいと思います。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） 松尾文雄君。

7番（松尾文雄君） そうですね、やはり今後のことを考えれば、やはり毎日チェックしていく、そういったことをしておかないと、もし何かあった時ね、必ず、そういうものを言われますからね、やはり、いわゆる危機管理、もし何かあった時には調べていませんでしたでは通らないというのが、この頃ですので、できれば運行表を渡す時に、そういった簡易検査をした上で、動いていただくというふうな形を取っておくのが、行政としては、一番いいのかなと思いますので、今後、考えていきたいということなので、そういうことで、安全運転に努めていただきたいと思います。

続きまして、まず、小学校、中学校のスクールバスの委託の部分ですけども、まず1台と2台については、ホープ社に委託と。いわゆる3台。まあ、他は、臨時職員というふうな格好でなっているかと思うんですけども、まあ、臨時職員の場合は、今申しましたような格好で、しっかりと管理というのはしていただきたいなと思うんですが、まず委託の部分で、どの様になっているのかな。いわゆる、ホープ社というのは、親会社そのもの神姫ですから、そういった営業が行う管理を同じ様な体制でされているのか。スクールバスは、独自の管理体制なのか。いわゆる、先ほども言いましたけれども、日常の点検から、いわゆる整備から、いろいろあるわけですけども、そういった委託内容ですね、いわゆる営業がするような方向でやっているのか、スクールバス独自の管理体制があるのかお伺いします。

〔教育委員会総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育総務課長。

教育委員会総務課長（坪内頼男君） はい、スクールバスの委託の内容ですけども、委託の内容には、管理運転、管理車両の運転ということで、当然その運転手の管理についてもホー

プの方に委託しているということで捉えております。で、あの、管理車両の、その、についての委託の中で、町の方に報告という形で、毎日点検表、車両の管理日報という形で、業者の方から提出をするということで、提出をしていただいています。

そのお尋ねの、その運転員の点呼等の、その状況ですけども、当然ホープの運転員については、スクールバスだけではなく、いろんな、それ以外の運行についても委託をされています。そういった運転員と共通の対応ということで、勤務についての注意事項、服務規程、そういう物を設けておられます。その中で、スクールバスについては、遠隔地、事業所からの遠隔地が、勤務の出発ということで、点呼については、毎朝、電話で点呼という、その電話の点呼の中で、運転員の健康状態とか、勿論車両の異常とか、そういうことについての連絡を取り合うということで対応されています。それと、飲酒関係で、福祉課の方のご質問ありましたけれども、それについては、遠隔地ということで、直接あの、面談しての点呼ではないので、電話ですので、そういった飲酒についての確認はできない状況ですけども、会社の方は、抜き打ちで随時検査ということで、年に2、3回ということでお聞きしていますけれども、2、3回抜き打ちの飲酒検査を実施されているということで、従業員の、その管理については、そういう状況で聞いております。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、松尾文雄君。

7番（松尾文雄君） まあ、まあ遠隔地ということですけどね、小学生、中学生というたら、町にとって非常にこう宝物を運んでいただくわけですから、やはり、そこら、日常の点呼言うんですか、そういったものはしっかりやっていく必要があるのかなと思うんですね。

電話点呼言うのはね、基本的に認められていないはずですよ。営業の部分は。直接点呼というふうになっているのかと思いますね。電話点呼というのは、一泊泊まりで行くとかね、そういった場合には、電話点呼というのはやるんですけども、遠隔地やからどうたら、こうたら言うのは、それは基本的にはないんですよ。必ず事務所に入って、そこで点呼を受けて、今日の運行表は、こういうふうにしなさいよ。先ほども言いました、ありましたけれども、運行表をいただく、その中で、今日は、こういうふうに動いてください。こうですよというふうな部分を、やはり電話では分からない部分があるのかなと思うんですね。やっぱり、そこらは遠隔地云々という部分じゃなしに、しっかりとこうやってもらう必要があるのかな。もしね、事故があったら、それは、委託業者がやるということですけども、そういう問題ではありませんからね。やはり町としては、もう少し管理体制はしっかりする必要があるのかな。冬場においても、凍結箇所は、ここなら、ここを気をつけなさいよとかいうのは、必ずそういった時にやるのが運行管理者の任務ですからね、それが、電話で行うっていうのは、これ毎日の業務が電話というのは、逆に十分な管理体制ができてない様に思うんですけども、まあ、僕は、そういうふう思うんですけども、どんなですかね。電話で十分できていると思われています。

議長（西岡 正君） はい、教育総務課長。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） ああ、町長ですか。はい、町長。

町長（庵逄典章君）　　まあ、今、総務課長が言いましたように、スクールバスっていうのは、同じ毎日、同じルートを走っておりまして、基本的に指定された、同じそのルート、同じ運転手の方が、それを担当していただくということです。まあ、もし体調が悪いとか、何か家の都合が悪い場合にはですね、ホープから代替、代わりの運転手さんが派遣されるということですし、朝ですね、早い、もう7時、実際に一番多いのは、7時とか7時半には、もう迎えに行かなきゃいけないわけですね。まあ、そのホープの本社は姫路にあるわけですね。まあ、そういう中でね、現実、そこへいっぱい出勤、石井の方の運転手さんがですね、出勤して、また戻って、そして、それで、運行、勤務に当たると、そういうこと事態はね、中々難しいと思うんです。ですから、まあ、それは、あくまでも、その勤務ということについて、ホープ、バスの運転手さんが、経験のある人をホープという形で再雇用して会社全体での運転手の、いろんな教育指導、管理の中ですね、その運行に当たっていただいておりますのでね、そういう会社としては、抜き打ち的な、また検査とか、そういうことをやり、また日常の連絡、これは、まあ、電話であっても、一応、いろいろな内容を聞いた上でね、状況を把握した上で、会社が責任持って運行していただくということでもありますのでね、今の状況では、私は、やむを得ないのではないかなというふうに思っております。

〔松尾君　挙手〕

議長（西岡　正君）　　はい、松尾文雄君。

7番（松尾文雄君）　　この本社は姫路でしょ。実質佐用の営業所でやっておるん違うんかな。中身については。

町長（庵逄典章君）　　いやいや、佐用の営業所なんかないです。

7番（松尾文雄君）　　いやいや、神姫のね。

町長（庵逄典章君）　　管理部門は、管理部門はありませんから、だから、本社は姫路です。

7番（松尾文雄君）　　そしたら、そんな、ちゃらんぼらんな委託契約。やっぱり、

町長（庵逄典章君）　　ちゃらんぼらん言うたら、どういうことですか。

7番（松尾文雄君）　　やっぱり、委託しておったら、もうちょっとしっかりとしてくださいよということを言わないと。非常に、逆に心配ですよ。本社がどこやから、それは無理です言う。やっぱり、それに対応できるだけのことしていかないと、それは、もう委託しておるから、全部向こうですよいう部分じゃなしに、それは委託に関して十分できているか、できていないかいうことを確認しないと。そやから、ただ、そういうふうな、いや電話だけで十分ですよと。ほな、また抜き打ちに年に2回ほどだけの検査をする、それでいいですよ。じゃあ、それは、それで、しっかりやっってくださいよ言うて、委託だったら、委託の相手先に、やっぱり言う必要があるかと思うんですよ。そやから、そこらの委託内容が、先ほど聞いたら、いわゆる親会社が神姫ですから、そういった体制と同じ様な形でやっていきますよということですからね、やはり、それに準じた格好でやっていただかないと、本社がどこだから云々じゃなしに、それは遠い場所やいうて分かっている



わけですから、やはり、それなりの点呼の仕方というのはあるかと思うんですよ。そやから、その電話だけで、ずっと済ますんじゃないに、やはり、それは、移動してでもしていく必要があるという部分はあるかと思うんですけどね。まあ、町長が、いやいや、そんなん電話だけで十分やいうことになれば、それは、それで、ええんかもしれませんがね。業者としては、非常に助かりますよね。そやから、非常にこう、業者が点呼というのは難しいんですよ。朝何時になっても、こう直接点呼言うたら、そこにおらなあかんというのがあるんです。現実問題はね。ただ、いや、それは電話でいいですよと言うて、それは、まあ、いいんですけどね、けども、何回かっていうのは、必ず直接点呼を行っていくということぐらいはしていただかないと、そしたら、通常の運転手がどういう状況で走っとうか言うたら、ほな誰も分からへんわけでしょ。いわゆる。先ほども出てましたけども、アルコール1つにしたってそうです。電話点呼だけだったら分かりませんからね。そやから、そこらの確認をどうするんですかっていうこと。先ほども言いましたけれども、いわゆるさよさよサービス、そういうふうなものを、きちっと置いてますよというふうな部分があるわけです。そやから、そこらが、そしたら、非常にこう、どう言うんかな、放ったらかしの管理の仕方かなというふうには見えるんですよ。やっぱり、そこら、もう少し管理体制いうものをしっかりしていただいとかなないとかんのかな思うんですけども、そういったことは、やはり業者に、もうちょっと求めた方がええんかな。もし、本当こう、何日か前でもありましたけども、運転代行員が家で簡易検査でアルコール調べたら大丈夫やいうことで仕事に行った、実際、こうお客さん積んで走りよう中で検問受けて、それで引っ掛かったという、そういう場合もあるわけですよ。そやから、そこらだけでもね、やっぱり人を積んで走る場合、特に管理の部分は、しっかりやってくれというぐらい言わないと、電話だけでは、確認できない思うんですがね。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） あの、会社の方にはですね、当然その安全管理ということをして、しっかりとやって、運行していただく、運行してくださいという内容での委託です。ですから、まあ、そのやり方としてね、まあ、当然今言いましたような状況、委託内容ですから、実質、その管理して、毎日、出勤を姫路までさせて、点検しなさいという様な所までね、こちらは、求めることは、中々、それなら、それなりに人をですね、それだけの勤務時間も長く、当然、往復2時間以上かかりますから、それを見て、認めなきやいけないということにもなりますし、まあ、先ほど言いましたように、長年勤務してきた経験のある人の会社として管理が十分まあ、通常の全体の管理の中で教育をして、管理をされて、しかも毎日電話なら電話で、その報告をすると、そういう所の管理ができて、会社が、それを責任を持つということであればね、それは、私は、まあ一応運転管理としてね、それ程、町が、町もほなら、そこまで全部できるかと言うたら、中々できません。そこまでの、一応、管理をしながら、会社としての責任を持った中で運行していただいている中では、まあ、やむを得ないかなというふうに思っております。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、松尾文雄君。

7番（松尾文雄君） まあ、その、まあまあ、町長が、そうおっしゃるなら、それは、それでいいんかもしれませんがね、けど、やはり遠隔地と言いながらでも、学校なんかだ

ったら、先生が来られておったら、朝、うん、ちょっとあいさつしたり云々の中で、体調ぐらいは確認するとかね、それぐらいはしとかなないと、要するに、今だったら、ほんまこう、任しっ放しですよ。それで、いわゆる、運転手に全て任しっ放しというふうなこと。そやから、確かに書類上は、そのホープ社との契約の中で結ばれとうように、実質毎日の作業そのものというのは、いわゆる運転手に任しっ放しというふうな状況で、今運行しているわけですよ。やはり、まあまあ、そういう部分も何日間かはあるというふうな、それは当然ですけども、毎日どうこう言うんじゃなしに、やはり、そういう体制を、今後考えていかないと、いわゆる事故処理については、その委託先であるホープ社が全部するんですよというふうな契約になってるといふものの、委託しているのは町ですから、最終的な責任っていうのは、町があるわけですから、やはり、そういった部分っていうのは、しっかりやっていく必要があるのかなと思うんです。まあ、これまで、たまたま、大きな事故がない、まあまあ、小さな事故もないんかもしれませんけれども、そういうふうな部分であるかと思えますけれども、この頃全てが、いわゆる管理状況はどういうふうになっているか、その書類は、どう残しているかという部分ですよ。

そやから、おそらく電話点呼では、点呼とは認められないというのが通常ですからね。やはり、それは、1週間に1回やそこらは、やっぱり状況は会社としても見とく必要はあるかと思えますね。やっぱり、そういういうこともできてないということになれば、いわゆる、もう、管理不十分としか言いようがないのかなと思うんですよ。やはり、そこらの管理に対しては、しっかりしておってくださいよということぐらいは言うていかないと。

姫路と佐用と遠いというのは、当初から分かっているわけですから、それが、分かった上で、契約しているわけですから、遠くなるから、もう1回契約金が上りますとか、そういう問題違いますから、それは受ける時点で分かっているんやからね。どこから、どこまでの運行状況の中でいう話ですから、それは、それでいいんですけど、やはり、その管理体制にしてはね、やっぱりしっかりやってもらうというのは、やっぱり行政の方から、しっかり言うとかないと、それで、たまには、抜き打ち検査やありませんけれども、どういうふうな状況になっておる、運行状況を、こう見してくれとか言うて行くぐらいじゃないと、非常に、うん、行政としては、非常に無責任すぎるのかなというて思うんですけどね。まあ、ただ、遠隔地、遠隔地という格好ばかりでは済まない。やはり、日頃の点検そのものが安全運転の、まず一歩かと思えますんで、そういったことは、やはりすべきかと思えますけども、まあ、このどういった形で進まれるか分かりませんが、遠隔地ということになれば、いわゆる安全運転に関しては、町も、いわゆる一端を担っているわけですから、いわゆる非常に先生大変かもしれませんけどね、運転手に、朝ご苦労さんという、あいさつの中で、体調ぐらいは管理するというのは必要かと思うんですよ。今の話聞いてたら、もう電話点呼だけですかな、実際のこととは分からない部分があるかと思うんですけど、私は、その様に思うんですけどね、いかがでしょうかね。

議長（西岡 正君）            はい、教育総務課長。

教育委員会総務課長（坪内頼男君）    最初、ご質問されたのが、点呼ということでの質問ということで、私解釈したので、遠隔地勤務のための点呼と、電話点呼と言いましたけれども、日々の、子ども達を乗せてるということで、特に石井線とか、非常に雪とか、そういう気象の天候の異常気象とか、そういうのを影響を受けやすい地域を運行してます。そういう中で、運転手、それと学校、教育委員会、これはもう常に、密接に連絡を取り合っております。今、お話された、その飲酒とか、そういう健康状態とか、そういうものを特に、お聞きするという様なことはしてませんけれども、今議員が言われた、その顔を見て、特

に子ども達を送って来たら、そこには教師もおりますので、そういった中では、日頃のコミュニケーションと言うんですか、そういう中では、安全運転ということでの、その連携と言うんですか、そういうことは、取らせていただいているつもりです。それと、運転員の研修とか、そういうことにつきましても、この佐用の地に勤務していただいている運転員につきましても、その佐用の方、全員集まっていたいただいて、佐用地区内でも研修をしていただくと。会社から来ていただいて研修をするという機会もっております。まあ、そういう中で、決して点呼だけで全てを、こう済ませているということでは、私はないと思っております。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、松尾文雄君。

7番（松尾文雄君） 点呼と言うのは、今言うね、体調もありますよ。そういう、いわゆる飲酒もあります。それで、今言う、そういうふうな、今日の道路の状況はどうやいうことまでやっていくのが点呼ですよ。そやから、そこらまで含むわけですよ。そやから、要するに台風が来ておけば、今日は、台風が来てますから、要するに、川沿い走る時には、十分気を付けてくださいとか、そういうことを日々やるのが、いわゆる点呼ですよ。そやから、ルートに関しても、今日は、このルートで走ってください。まあ、ルートは、そう変わらへんとは思いますが。そやから、いわゆる飲酒も含めた、そういったところまでするというのが、いわゆる点呼という、そやから、直接点呼が必要ですよということなんです。そやから、いわゆる、よう間違えられるんは、いわゆる体と、その飲酒の関係、それぐらいがあるかないかぐらいに思われてるけれども、日常点呼というのは、そうじゃない。やはり、毎日走る車の状況、それで、今日は、こういうふうに走ってください。こうしてくださいと。やはり、そういった所までしていくというのは、点呼の内容ですからね。やはり、そういう風にして、学校の先生がされてるならね、それは、それでいいですよ。そやから、その時に、体調加減も、しっかりと見ておきなさいよということでは。そやから、今言う、冬の時だったら、こうです、ああですという話をすると言われてるわけですから、その時に運転手の表情はどうか。ねっ、やはり病気がちに見えれば、その様な対応をせないかんし、うん、ただ運んでもらうと言いながらでも、やはり、そういったことが、日常から大切ですよということですよ。そやから、この頃、そういった部分を記録に残しなさいということですよ。そやから、どういったことを運転手に、こう注意事項として与えたかというのはね、やっぱり残しとく必要があるんですよ。今日は、雨だからこう、雪だからこう、石井線なんか特に、カーブ曲がる度に所々凍結しておるから気を付けてくださいとかいうことを注意したらしいいうて書いておくんですよ。そういった書類を残しておかないと日常の管理ができてないということになりますからね。

そやから、今言われるようなことを実際されているなら、それは、それでいいかと思えます。そういったことを十分に気をつける中で、運転手の安全運転に努めていただくように、やはり管理する側としても、サポーターがいるんかなというふうに思います。

そやから、点呼言うたら、そういう意味ですよ。そやから、今そういうふうにして、先生が、こう、いろいろされているいうなら、それは、それでいいんかと思うんですけども、ただ、そういったことを、やはり、ちょっと記録に残すという必要があるかと思えますけども。まあ、あの、学校のね、スクールバスに関しては、そういったことで、今後十分な安全運転に努めるためにはどうするか。もし何かがあった時には、行政として何をしたらいいかということ、きちっと記録に残すということがある。それで、ホープの方が十分に

できてないとなれば、ホープの方に、きちっとそういうことは、しとっておってくださいよということを言うていかないと、今の状況だったら、もう放つたらかしやからね。やっぱり、それは、いわゆる運行管理ができたか言うたら、できてないという状況ですよ。今の状況だとね。やはり、そういう風な格好が非常に大切かと思います。まあ、そういったことだけ言っておきたいと思います。

後、町のマイクロバスですけれども、年間 335 回、ざっと使われているわけですが、こういって部分の中で、使用規定があります。その使用規定の中で、非常に、ちょっと僕自身、うんこれでええんかなというところが 2カ所ほどあるんですけれども。

まず、1カ所目で、いわゆる有料の部分があるんですね。基本的に、町のバスは、有償で行うっていう部分じゃありませんからね。それは、ちょっと問題があるのかな。まあ、さよさよサービスの場合には、いわゆる有償で行いますということで、きちっと認可の上でやられているという部分あるんですけれども、この要項の中の1日当たり1万6,000円とかいうふうな部分があります。ただし、8時間を超すと1時間当たり2,500円いただきますよということになればね、これはあくまで営業行為になるわけですが、やはり、町のバスとしては、こういったことは、いかがなものかと思うんですけれども、いかがでしょう。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、マイクロバス、町のマイクロバスですね、いろんな、まあ皆さん方に、町の行事また、いろいろなまちづくりに関して活動していただいている、その活動を支援していくためにもですね、まあ、いろんな移動手段としてマイクロバスを利用していただく、できるだけ、まあ、町民の皆さんに、そういう活発な、いろいろな活動をしていただきたいと。それを支援していくための1つの手段と、ものとしてですね、マイクロバスの使用ということで、1つのルールを決めていかなきゃいけないということで、合併時点におきましてですね、旧町、それぞれが各そういう団体なり、地域にマイクロバスを利用する規定というものが違っていました。で、まあ、合併協議の中で、職員、皆さんが集まって考えた中で、やはり、まあ、1つは、財政的なことも当然頭に入れた中でですね、また、マイクロバスの台数も限られておりますし、また運転員も限られています。そういう中で、1つのルール作りする中で、当然まあ、町の行事、町が主催するものについては、これは、そういう経費、実費とか、使用する経費というものは徴収しないというのが当然です。まあ、しかし、まあ、それぞれいろんな団体があります。その中で、町のいろんなまちづくりという関連においても、そこの個々の団体の自主的な活動の中で使われる場合には、ある程度実費徴収はいただけないと、まあ、利用できるところと、できない団体との、またバランスも取れませんし、不公平にもなりますしということで、実費徴収ということで、負担ということで、規定を設けたというふうに思っております。そこに、基本的な料金として、まあ、その1万6,000円というものを入れていると。その他、ガソリン代、高速道路の通行料、そういうものを規定に入れているということで、その1万6,000円という、1つの固定したと言うんですか、定額の利用料というものを入れているところに、私も、若干確かに問題があるのではないかなというふうに思います。

で、まあ、やはり、そういう物も含めた、通常、どこに行くかというのは、中々、分か

りませんから、1日の運行とかという内容でも時間も、いろいろと違いますから、全てまあ、実費を負担をいただくと。経費をいただくという様な内容にしていく必要があるのかなというふうには思いますけれども、合併当時決めたのは、そういう意図で、皆さん、協議の中で、担当者が、いろいろと協議をして決めたという要項をつくったというのが現在の経緯で、それを、今適用をしているというのが現状でございます。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、松尾文雄君。

7番（松尾文雄君） そうですね、合併当時の17年の10月の1日付けになっているわけですが、いわゆる町のまちづくりの部分で協力していただいている皆さんには、それは、いわゆる原則として無料とするという中に、結構これ全部網羅されているんですよ。いろんな団体の部分。まあ、教育にしてもそうですけども、いわゆる学校教育、社会教育、いわゆる園児・児童・生徒並びに父兄とか言うてね、そういった者が使う場合にも無料ですよって言うて謳っているわけですよ。それで、やはり、この基本料金が1万6,000円というのは、非常に引っ掛かる部分ですね。やはり、町としては、いわゆる1つのルールの中で、物事動いていくわけですから、やはり営業行為が駄目ということになれば、これは必要ないのかな。ただ、実費はいただきますよというのは、これはやむを得ないと思いますよ。当然、動くことによって、それだけ掛かるわけですから。ただ、1回1日当たり何ぼですよ。1キロ越えたら何ぼですよというの、これは、ちょっと、？マークかな。やはり、これは見直す必要があるのかなとは思いますがね。やはり、そうやって、町のバスを住民の方が、十分に使っていただくというのは、非常にありがたいことですから、それは、それでええんですけど、そういったことは、やはり、見直すところは、ちょっと見直さないかのかな。まあ、基本的に無料とするというのが、原則の部分かと思うので、やはり、ここに書いてある有料とするものとかいう部分で、要するに、前後に、乗ってない団体が使用する場合とかね、町外の団体。町外の団体に貸したらあかへんわけだから、こんなもん書く必要もないわけですから、論外ですけど。この部分はね。

やはり、そういった部分で、結構無料とする部分の中で、いろいろこう見ていけばね、だいたい町民が、それぞれ学校とか、いわゆるPTAにしようが何だろうが、使おうと思ったら結構自由に使える部分があるんですね。この枠の中で。そやから、あえて有料にするという部分は必要ないかと思えます。先ほど、町長言われましたんで、今後、そういったことを検討していただきたいと思いますので、よろしく願います。

後1点、ちょっと気になったんは、要するに運行時間ですね。運行距離。これ400キロになってるんですよ。そやから、この400キロの根拠という言い方したら、ちょっときつくなるんですけども、400キロと決めたんが、どこでどうなんかなと、いわゆる他の町意外と見ますとね、だいたい200キロぐらいです。いわゆるどっちか言うたら県内運行いうものを目的とした部分かなというふうに、余所の使用規定なんか見ますとね、その400キロと言ったら、非常に長い距離になるわけですけども、まあ、そういった部分が、若干、ちょっと、私自身、気になったわけですけども、この400キロに対してどう思われますか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） ちょっと、私も詳しいことを、この答弁することできないんですけども、まあ1つ実態としてですね、例えば農業研修とか、いろいろな振興会なんかの先進地の研修しても、どうしても、県内だけではない。県外のそういう視察研修というものが、かなりまあ、これまあ、どこの市町においても行われてきております。そうなりますと、とても、まあ、200キロという規定にしてしまうと、実際行く所が限られてしまうというところがあると思います。ただ後、運行の運転手なんかの安全管理の上においてもですね、通常1名の運転手が、町の運転するわけですけども、その運行規定の中で、多分、1日のキロ数400キロを超えると、それは、運転手、交代の運転手をつけなきゃいけないとかですね、そういう1つの規定があったんではないかなと思います。そういうことを踏まえた上で、多分その協議の中では、400キロというところの1つの線を要項の中で打ち出しているのではないかというふうに、私は理解をしているんですけど。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、松尾文雄君。

7番（松尾文雄君） そうですね、これ恐らく1人でという意味だろうと思うんですけどね。そやから、1人で運転できるの400でしたか。400までですか。そこまでもないと思うんですけども。通常。うん、そやから、その大体何キロ以内とかいう部分があるんやけど、これ400というのは、ちょっと距離があり過ぎるのかなと思うんですは。それ以上、運行しようと思えば、今いう行こうと思えば行けるわけですから、要するに運転手2人付けて行けばいいわけですから、それは問題ないんです。ただ、1人で、いわゆる1人で運転できるのが400キロ以内と言うて解釈できるわけですね。うん。そやから、そこが400でいいのかどうなのかと。うん、通常、僕は、大体300ぐらいなかと思うたりもするんですけども、そこら、十分こっちもええがい調べてないんですけども、そういったところ、この400いうてあるのは、当然、400キロ以内だったらOKという部分で書かれたいうことでしょうね。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） もう一度、その辺については、改めて今指摘も受けましたので、よく調査をしてですね、内容を見直す点については、また見直していくということで考えていきます。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、松尾文雄君。

7番（松尾文雄君） あの、そういうことで、いわゆる、これも全て安全運転を行うために、必要な部分なんですね。あんまり無理して走らすことによって、何かあったら大変ですから、ですから距離乗ろうと思えば、それなりの運転手だけ、交代要員をきっちり付けていく。それによって移動しようと思ったら何ほどもできるわけですから、どうでも、それ

以内というのは、これ以内というのは、あくまで1人運転の場合の以内ですから、そやから、県外どうこうする場合、距離があるという場合は運転手を2人付けていくことによって、十分にそういった距離の部分は可能になるかと思えますんでね、そやから、そういうふうな運用の仕方していただいたらええんかなと思うて、非常にこう1人で400キロというのはきつい部分がありますので、そういったところを、まあまあ、今後、1回調べてもらってね、私も十分調べてない部分がありますので、安全運転に務めていただきたいと思います。

最後の、いわゆる職員に比べて非常こう台数が多いんじゃないかという、まあ単純に一般住民が聞きますと、非常に多く感じているのは確かです。いわゆる400人に対して、特殊車両が、いろいろこう100台近くあると言いながらも216台という形になりますと、2人に1台ということで、というような状況がありますんでね、先ほど、町長が言われましたので、今後、いわゆる車両の総合管理する中で、台数等またバイクや軽車両とか、いろいろ考えていきたいと言うて、言われてますので、まあ、そういった部分に、今後取り組んでいただきまして、是非とも200台の車が、毎日の運行の上で、事故がないようにしていただきたいな。非常に、特に思いますのが、いわゆる人を積んだ時の運行というのは、通常以上に気を付けてええかげんかなと思えますので、そういった部分で、今後の運行管理を確実にしていただくことをお願いしまして、以上で終わりたいと思います。

議長（西岡 正君） 松尾文雄君の発言は終わりました。

続いて、1番、石堂 基君の質問を許可いたします。

〔1番 石堂 基君 登壇〕

1番（石堂 基君） それでは、1番、石堂。

今回は、3点、大きな項目で質問項目を挙げております。

まず1点目、産業廃棄物処理施設問題の完全解決に向けて、産業廃棄物処理施設問題については、本年2月の議会決議並びに上月連合自治会の反対決定を受けて、問題解決が進められることになりました。

その後、行われた3月8日開催の幕山地区の住民説明会における、町長の姿勢、発言には、多くの住民が、それまでの不安感を和らげるとともに、その強い決意に大きな信頼を抱いています。

そこで、次の項目について伺います。

1点目、才金ファーム問題の解決に向けた、現在の状況について伺いたい。

2点目、公害防止協定締結に関する動きが、その後一部で見られますが、これに対する町長の考え方を伺いたい。

3点目、産業廃棄物問題に端を発した才金自治会の独断的な行動は、協議会や自治連合会活動に大きな影響が心配されないか。これについて、町長の考え方をお伺いします。

次、大きな項目で2点目ですけれども、農作物の獣害被害の現状と、その対策について。

まず1番で、被害対策として期待されている狩猟免許、わな・おりですね、の取得につながる講習会への参加状況並びに、その後の免許取得の状況についてお聞かせ願いたい。

2点目、獣害における農作物の被害状況について、具体的な被害額等をお伺いしたい。

3点目、今年の春から被害が広がっています中型獣、主には、アナグマとかチョウセンイタチだと思われるんですけども、これらによる農作物の被害並びに、この秋、夏以降ですね、お盆以降のイノシシ被害についての現状及び、それに対する防止策、これについてお伺いします。

それから、大きな項目の3点目、県民交流広場への取り組みについて、平成17年から実施されています、兵庫県県民交流広場事業、これの基本フレームについてお伺いします。

それから2点目として、町内における具体的な取り組みの有無並びに今後の活用についてお伺いをします。なお、獣害それから交流広場等については、先頃行われました決算特別委員会等での質疑にもあって、若干内容的には、重複する部分がありますが、恐縮ですが、答弁の方をよろしくお願いします。

以上、この場での質問を終わります。

議長（西岡 正君） はい、それでは、町長、答弁願います。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、石堂議員からのご質問に対してお答えさせていただきます。

まず、才金ファームの問題の現状、現在の状況はどうかということでありますけれども、基本的にですね、先の6月の議会で報告をさせていただきましたとおり、事業の、この内容が実際にはですね、どの様なものであったとしても、これまでの経緯また現在の状況下の中ではですね、一旦は、この計画を中止していただいて、少なくとも早く、地域の、もういろんな混乱している状況、これを正常化することが最優先にしていかなきゃいけないだろうということで、こういう考え方は、何ら今、変わっておりません。

まあ、そのことをですね、当然これまでも、いろいろと、この事業者の方に対しても、また、才金の方に対しても、理解をしていただくようお願いをして来て、そういうふうに一応理解をしていただいた中でですね、その方向で、この計画が収拾をしていただけるものというふうに思っておりました。しかし、6月末にですね、経緯を申しますと、才金集落の中で、改めて協議会を持たれたということをお聞きしております。そして、その中でですね、では、事業、この事業計画の継続に向けた努力をしていきたいという、そういう確認がなされて、8月の6日付けで才金集落の住民の皆さんの署名、この計画を今後やっていきたいと。事業を進めたいという署名ですね。それは、一応人数としては94名で、誘致なり計画に賛成という方が83名。反対の方が6名。白紙委任でされている方が5名ということでした。実質反対されている、反対ということ、明確に表明されて、表明されている方が6名ということでした。まあ、それをもってですね、バイオマス利用、利活用事業の立上げに関する陳情書という形で、私の方に提出をされた、ことでございます。しかし、その時に、いろいろと話を申し上げたところでありますけれども、才金集落での住民の皆さんの意思、そういうものは、当然集落としての意思として尊重しなければいけないという部分もありますけれど、しかし、そのことは、当初から何ら変わっているところではなくてですね、まあ、その才金集落の改めて確認をされても、状況が新たに変わったということではないということで、少なくとも幕山地区内でのですね、この新たな話し合いがなされて、事業者なり才金集落も努力された中で、地域の中での話し合いが新たにできるという状況が生まれてくれば、また、その、この計画の内容についてですね、新たに、もう一度よく説明をし、理解を得るとい、そういう状況が生まれてこない限りですね、この計画を、そのまま今のまま継続することは、非常に益々混乱し、状況が、こう深刻化してしまう恐れがありますということをお話をさせていただいたところであります。

そういうことで、状況からして、そういう動きは、動きというんですか、取り組みはされておりますけれども、まあ、私自身の、今の判断状況では、これを改めて、過去、前に計画を、このまま継続していくというようなですね、形でのお話を、私からしていくつも



りはありません。はい。それから、また、公害防止協定のですね、まず締結をしたいと。して欲しいという要望なり提案をいただいております。しかし、これについてもですね、当然、これは公害防止協定というのは、実際に事業をされる事業者と締結をするものであります。ですから事業を現在実施することをですね、中止を求めている中でね、この防止協定だけを締結するというようなことは、これはあり得ません。当然、まあ、あの、この事業を実施することが前提でありますから、防止協定を結ぶということは、事業を、これを実際に、そういう問題をいろいろと解決しながら、この事業を行なうということの前提であります。そういう状況が生まれれば、当然、こういう防止協定を結ばなきゃいけないということになるわけですがけれども。

しかしまあ、先に防止協定を締結して欲しいと、したいという思いはですね、私は、話聞かせていただいて、この事業に対してですね、いろいろな誤解や一方的な、いろんな情報によってですね、住民の皆さんが、逆に不安に思っておられるようなことに対して、実際事業を行なうに当たっては、この様な形で、その問題を補償して、安心していただけるような約束をするんだと。そういうことを提案、示してですね、理解を求める話をしていきたいんだという、まあ、そういう思いも話をされておりますのでね、そういうことの思いは分かるんですけども、やはり事業として、町として、やっぱり締結するということであれば、それは事業を前提にするということですから、今の段階で、防止協定を締結することは、これはあり得ません。

また、次のですね、産廃問題に端を発して才金集落が独断的な行動をとったというようなことを通告書の中でですね、お話されておりますけれども、私は、まあこれ、非常にですね、この点について、そういう考え方が地域の中での、今お互いに非難をし合う、話し合いをできない状況にあるのではないかなというふうに思っております。当然、才金集落においても、当初から自治会として、中でですね、皆さんが話し合われて、その事業の中の計画、事業そのものも視察にも何回も行かれたりですね、して、この才金集落の今の農業の問題も含めてですね、考えた上で、この事業所を誘致して、有機農業等を展開をして、集落の活性化も図って行こうという、集落としては、当然、自主的な取り組みであり、当然、どこの集落においても、そういう自主的な取り組みとかですね、まあ、活動ということについては、これは尊重しなければなりませんし、保障されているわけです。ですから、まあ、その中であって、若干ですね、周辺集落に対しての説明なりが不足した部分があったかもしれない。しかし、そのことについては、一応周辺集落に対しての説明もされております。まあ、ただ、そのことが十分でなかったとか、後からいろんな話が出て、現在の状況になっているんでね、その、そういう経過の中で、才金集落においても、まあ自分の才金集落だけの問題ではなくって、周辺集落との協調、周辺集落に対する思いというのを一緒に理解をしていくという姿勢は、当然お互いに欲しいと思いますけれども、ですから、まあ、逆にまあ、このね、その反対なり、そういう反対行動なり運動にしても、才金集落から見れば、独断的な決めつけとかね、その一方的な反対だというふうに言われてしまう部分がありますよね。そうなれば、だから、そういう才金集落と、その一方的なお互いに話、その非難の応酬だとか決め付けではなくてですね、当然、その集落それぞれが地域が今後一緒になって、お互いに地域を良くしていくという形で、仲良く助け合っただけかなきゃいけない。そういう、ますますそういう厳しい時代になっていくわけですから、そういう関係をですね、早く取り戻していただきたいと、そういうふうに思っているところあります。

以上で、才金ファーム問題に対してのご質問の答弁と若干の私の感想、思いを述べさせていただきました。

次に、獣害被害の現状と、その対策ということでございます。

最初の狩猟免許の取得状況でありますけれども、佐用町での 18 年度において 7 名の狩猟免許取得の内 6 名がわなの免許を、19 年度では、9 名の取得者の内 8 名が、わなの免許を取得されております。

20 年度では、6 月に 4 名の、わな免許を取得されており、この秋行われる受験者は、わな免許の方が 4 名と聞いております。

次の、農作物の被害状況であります。農業共済引き受けにおいて、昨年度における被害での作物の水稻・麦・大豆の被害額は件数で 219 件、被害対象面積が 13.3 ヘクタールで、その補償金額がですね 381 万 3,000 円となっております。

次の、アナグマ等の中型獣による被害についてでございますが、被害を受ける対象は、いも・すいか・いちご等の農作物ですが、いずれも町では詳細な調査をしていないため、被害額は分かりません。上郡農林水産振興事務所に問い合わせますと、アナグマ・チョウセンイタチなどで上郡管内及び県下的にも、あまり被害が、未だ出ていないというふうには聞いております。捕獲、個体処理については、ヌートリアが昨年 5 頭、今年は 1 頭であり、アナグマは、今年 7 件の個体処理の連絡がございました。また、イノシシにつきましては、現時点での被害状況はわかりませんが、この時期には特に捕獲依頼がよく出て来ております。その対策といたしましては、その都度、猟友会の捕獲班に依頼しておりますし、町単独の防護柵設置における材料費補助・国県補助事業による防護柵設置事業等を継続して行っております。

次に、「県民交流広場事業」の基本フレームについてでございますが、「県民交流広場事業」は、兵庫県が平成 18 年度から 22 年度までの 5 カ年間の予定で、それまでの 2 か年にわたるモデル事業の蓄積を生かしながら、法人県民税の超過課税収入を活用して展開をしている事業でございます。この事業は、概ね小学校区を単位としたコミュニティを対象に、住民組織による身近な活動の「場」づくりと活動の充実を助成することにより支援するものでございます。具体的には、原則として小学校区を区域とするコミュニティの住民組織を対象に、住民誰もが利用できる拠点の改修や新築あるいは備品購入に対して 1,000 万円以内の整備費と地域づくり活動の展開に対して 300 万円以内の活動費を県民局から直接助成する事業であります。この事業の申請と採択にあたっては、地域コミュニティの主役である住民が直接かかわることが原則であり、県民局は、県民交流広場の整備・運営主体である住民組織が制作した「事業プラン」の熟度や地域全体の意欲などを審査して採択を行い、整備や活動への助成などの支援を行う仕組みとなっております。県全体の予算と県民局への配分数なども採択に影響を与えるようであります。

次に、本町における具体的な取り組みの有無と今後の活用についてのご質問でございますが、県民交流広場が目指すところは、地域を舞台とした防犯、子育て、環境保全、生涯学習、文化、まちづくりなど多彩な分野の活動を通じた元気と安心のコミュニティづくりを応援することですので、本町においては、地域を代表する住民組織である地域づくり協議会がこの事業に取り組み、活用することで、協議会の活動の新たな呼び水となることを期待をいたしております。本町でも、13 のすべての協議会が活用を図ることになっており、現在、各地域の担当者が地域づくりセンター長をはじめ各協議会の役員と連携を取りながら事業プランづくりに取り組んでいるところであります。ただし当事業の申請と採択にあたっては、特に施設整備については、地域全体の合意形成が必要であるとともに県民局への配分数に限りがあることから、本年度と次年度の 2 カ年に分けて申請する計画でございます。本年度は、佐用地区の長谷、石井、海内、江川、南光地区の中安、徳久、三河の 7 地域が申請を済ませ、今月 17 日に行われたヒアリングに地域からも出席をされて、説明をしていただいております。

具体的な内容につきましては、江川地域では、農協支店跡の活用によるコミュニティ施

設の整備と三河地域で基幹集落センターの改修による地域づくりセンターとしての機能強化、他の5地域は協議会活動に必要な備品購入などでございます。

なお、佐用、平福、幕山、上月、久崎、三日月の6地域においては、それぞれの協議会で、次年度申請に向け、計画づくりを、現在行っていただいているところでございます。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1番（石堂 基君） それでは、まず1点目の産廃関係からなんですが、特に今回、このことを、大きな状況の変化がないということは、自分の方も議会の報告なりで承知をしておったつもりです。

あの、まあ、なぜ今回、このことだという様な、3点目の、結局、地域の中での影響だと思っんです。先ほど、町長の答弁の中で、ご指摘を受けました。事前に通告書を書いた段階でも自分でも抵抗が若干あったんで、この場で訂正をしたいんですけども、才金自治会の、この独断的などという表現は不適切であった様に思います。正直申し上げて。ただまあ、それに近い様な形で地域の住民の感想と言いますか、思いというのがあるということ、少し町長に知っていただきたいなというふうに思っているんです。情報として聞いていただいたらいいんですけども、既にご承知のように今年の春に幕山の自治会、森口さんが、半ば強制的に他の自治会長から代表を交代させられ、で、その後、幕山の自治会としては、順調に地域づくり協議会なんかの活動も含めて進んでおります。残念ながら、町の方もご存知だと思いますけれども、いろいろな会合に対して、才金の自治会長の方が出席されない。十分に、その中で協議が取れないというのが、協議会なんかの実態でもあるようです。そのあたりをもう少し、行政の方も関与、情報収集して関与していただいて、順調な形で、その、いろんな協議が進められるという場づくりですね、これについて、少し町長に関心を示していただきたかったんで、あえて、このことを質問項目として挙げさせていただきました。

特に、報告の中で、公害防止協定の締結に関する動き、要請が向こうからもあり、これについては、町長、現状の中では、事業中止を求める立場で、今の段階ではあり得ないという、そういうふうな発言でしたので、そのことを聞いて安心をしております。で、あの、特に、ここの項目の中で再質問ということはありません。答弁いただいた内容で十分だと思いますし、まあ、この間も4月以降、自治会の方の代表者の方には、町長の方から、いろいろな細やかなことも含めて情報提供はされておるように聞いております。ただまあ、それが、オフロク扱いなんかどうなんかないというのが、自治会の方の方も分からないので、中々公言されないということで、私らも直接耳にすることができないんですけども、これまで同様に何がしかの状況の変化等があれば、また自治会長の方、代表の方にですね、町当局の方から情報を入れていただく、まあ、そのことが自治会代表者から町長あるいは町に対する信頼というの、情報を得ることによって、それを保っているというんですか、そこに大きな本当に信頼を置いていますので、是非また継続してほしいと思います。特にファームの関係については、1番、2番、細やかなこともお話し申し上げたいんですけども、ちょっと自分としては、個人的が係わりが別の面であり、今現在、捜査協力をしている立場であって、こういう場での発言を控えるようにということもあって、これで終わります。

で、大きな2点目の農作物の獣害被害について、再質問の方を行いたいんですけども、

まず、1つ目の狩猟免許の取得状況ですね、18年、19年、20年、まあ今年の秋の状況、人数的な報告をいただいたんですが、まず、この人数っていうのは、どんなですかね、町が、ある程度積極的に、その講習会等のPRをやったことによって、これだけの人数が出ておるのか、従来から、こういう様な形での、わな・おりの取得者言うんか、取得数が、年々こうあったのか、それがまず1点と。それと、あの、2番の農作物の被害状況についての被害額、まあ面積等ですね、これについては、お伺いをしたんですけども、その中型獣ですね、これについて、その町の方で具体的な被害状況というのは把握はしていないということだったんですけども、これ、あの共済とか、そういうものに影響がないんで、被害実態の把握というのが行われていないのか、その2点について、まずお伺いします。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） まず1点目ですね、わなの取得の関係なんですけれども、まあ、18年だったと思うんですけど、特区ということですね、わなだけの資格免許が取れるということになりました。町の方はですね、農会長、まあ4地域毎に説明をさせていただいていました。その内容で、その実際、その資格者が増えたかどうかということなんですけれども、あまり増えてないように、私は、ちょっと思っております。それと、まあ猟友会に現在加入されている方も非常に高齢化になって来たということも、ちょっと言われております。現在176名の方が、資格を持っておられるということも、ちょっと農林の方から聞いております。それから2点目の中型獣の関係なんですけれども、被害額というのは、非常にまあ、家庭菜園とか、そういう様な内容ですね、把握しにくいということで、聞き取りですね、報告があった分では、面積的には、ちょっと、農林の方から、ちょっと、その情報を入れておるんですけども、中型獣でしたらですね、ヌートリアが約1ヘクタールという様な情報、状況を聞いております。それとまあ、内容については、中型獣が特に家庭菜園的なものが被害を被るということも聞いております。それで、金額的には、共済の方で、どのぐらいな被害がということも、ちょっと調べさせていただきましたので、その分では、報告させていただいてます。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1番（石堂 基君） 確かに、被害実態を調査するというのは、まあ水稲の共済ぐらいじゃないと、中々数字的なものは出てこないと思うんで、まずは、その被害実態をね、僕は、是非知っていただきたいと言うんか、もう少し積極的に聞いていただきたいなと思うんです。と言うのは、今回の一般質問に関しても、獣害に関しては、3名の、私を含めて3名の議員が質問をします。それぞれ決算委員会等あるいは6月、3月の一般質問でもされている方がいらっしゃいます。やっぱり、あの、地域って言うんですか、住民、特に、あのうちらみみたいな山間部の農家において、この被害っていうのは、非常に深刻なんです。で、それは、米の獲れ高が少なくなったがなとかという問題以前に、営農意欲に大きなやっぱり係わりが出て来て、特に中山間地において山田な所が荒らされるっていうのは典型的ですけども、そうなれば、次の年に、じゃあ、ここも止めてしまおうかということで、やっぱり、地域の中の耕地ですね、農地が荒れている大きな原因にもなってくると思うんで、そういう観点から一般菜園も含めて聞いていただきたいんですけども、今年の春からですね、特に、そのアナグマ、いわゆるムジナですね、さっき数言えば7という数字が

出たと思うんですけれども、うちの畑に入っただけで2つおるんです。で、あの、その数は、これ1つに減ったんですけれどね。で、まあ、正直言うてね、アナグマっていうのが最初分からなかったんですね。何にやられよんか。要はイチゴの時期ですは。で、まあ、後々聞いたら、大垣内、私と大垣内ですけれども、大垣内の離れたところでも、そういうことがあるし、高い地域でもあると。で、本郷で聞いてもある。皆田で聞いてもある。同じ様な被害形態ですね。イチゴの時に。ただ、そのイチゴっていうのは、収穫期間が短いですから、もう終わってしまえば、もう皆、やられたなあで終わっただけなんですけども、これ多分、全町的にはね、相当の個体数がおって、それなりの被害、あの、これ並んどっての人の中でも、うちイチゴが何か変なん、やられたんやって、畑あんまりしとってないかな。皆、よう分からんのですけど、要はね、それまでの、例えば、カラスにやられるとか、イタチにやられるとかっていうよりも、凄い質が悪いんですね。で、あえてアナグマのこと一生懸命言いたいんですけれども、要は、うちのおばあちゃんは、イチゴ作りが唯一の楽しみなんですは。年間を通してね、いろんな、まあ野菜を作るんですけれども。で、毎年取っても誰も食べてくれんと言いながら一生懸命作るんですけれども、今年、得体の知れんものにやられだして、まず最初、普段は、周りビニールでしかやってないんですけど、トタンをやりました。トタンの下を穴開けて入るんで、次、そのトタンの上にネットをやりました。ネットを今度噛み切りました。噛み切れんように、ブロックをずっと置きました。ほな、今度、ネットの上乗り越えて入って来ました。要は、何やっても入って来るんですね。で、もうとどのつまり、これ、あの証拠写真を、今日持って来たんですけれども、こいつなんですか。アナグマだったんですは。で、うちの、直ぐ隣にも、同じ様な状況、同じ時期におうてきて、その方と一緒に、じゃあ、犯人は誰やということで、捕まえるということで、その人は、赤外線防犯カメラまで設置してやったんですよ。ほな、一緒ですは。アナグマですは。そこは2家族入って来よった。うちは、1家族で。それでね、僕ら、暇やった言うんか、一生懸命調べよう思うてやったで、これ相手見つけて、たまたま退治されたんですけれども、多分、これ一般ね、全町的に言うたら、相当の個体数なんですね。で、これ、ちょっと、あの興味があって、狩猟関係やられている方に聞いたら、ごめんなさいね、話が長くなって、結局、タヌキとの相関関係なんです。このアナグマっていうのは。で、生態なんか僕、ちょっと調べたんですけれども、タヌキが減ることによって、減ったことによって、このアナグマの生息域が山の中から、こっちへ出て来ると。アナグマ、ムジナっていうのは、元々山の中におるんですね。猟師の方も、よくご存知です。で、タヌキより始末の悪いのは、結局、こういうふうな食欲言うんか、餌場を見つけた時に、そこに習慣的に、こう帰って来る、そういう意欲が凄い強いということで、まあ、これを放置しておく、畑作ですね、さっき、あの町長の報告の中にもありましたように、イチゴ、すいか、いも、これらを年間を通して、そこへ行けば餌場があるという習慣を覚えると、これは被害は、なお拡大するだろうというふうなことで言われてました。

で、できれば、来年の春じゃないと、またイチゴ出ませんけれども、それまでに何がしかの手立てがいるんじゃないかと。ただ、まあ有害駆除と言ってもできません。ひとつ、そういう物があるんかないかどうかも含めてご回答いただきたいんですけれども、こういう中型獣を捕獲するための、おり・わなですね。おりの方ですね、汎用的に言えば、例えば、ネコトリキああいうような物が、今、その町の貸し出しなんかにあるのかどうか、ちょっと、とんでもないところから質問するんですけど、お願いします。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） これにつきましても、あの、許可が、申請いただいて、許可

が必要になります。それで、駆除活動については、猟友会の方をお願いしておりますので、その捕獲箱がありますので、それを貸出しております。それで、管理は、猟友会の方の駆除班の方をお願いしております。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） これ、猟期以外ですと、おり・わなでの駆除っていうのは、このアナグマなんかはできますか。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 猟期で言えば、駆除なんですけれども、猟期中は駆除活動ができませんので、猟期ということになります。それは、資格持っておられる方がですね、その、おり・わなを持ってですね、捕獲するという事は可能というふうに思っております。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） もう一度聞きます。猟期以外ですね。例えば、4 月、5 月、そのあたりに、おり・わなを使って駆除することは、できますか。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 猟期以外にですね、申請いただいて、駆除活動の許可を出して捕獲するという事は可能です。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） ちょっと、僕、あの認識誤っておったんかな。その猟期以外だったら、駆除活動は鉄砲じゃないと、僕駄目やというふうに思っていたんですけども、そうじゃないんですね。おり・わなを使っても、アナグマも取れるし、イノシシも取れるということでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） あの、駆除班の方です。猟友会の方に駆除活動の方をお願いしております。猟友会の方ですね、そういう資格を持った人を班編成していただいて、そのおりの管理をしてもらうという様な計画を出してもらうということになっておりますので、鉄砲だけやなしにですね、おりでも駆除活動はできます。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） 分かりました。少し、あの自分の方で誤解をしておりました。

そういうふうな猟期以外、特に、4月、5月、6月等ですね、あのあたりで、駆除の申請をすれば、おり・わな等を使って、猟友会の協力の下に駆除活動ができるということですね。で、あの、そうした場合に、もう少しその積極的に、おり・わなを活用して、中型獣を捕ってくれ。あるいは、その中型獣による被害を未然に防ぐために、こういうふうなやり方がありますよっていうのを、是非、情報としてね、まあ、農会長とか、そのあたりに出していただきたいという要望が1つあります。

で、続けて、報告を、今度秋の分に行くんですけども、今年の、特にイノシシの被害ですね、特徴的な部分で、実態なんかが、課長の手元の方に、いろいろ被害状況が入ってくると思うんですけども、何か特徴的な部分で、課長、聞かれているところありますか。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） これという様なことは、あまり聞いていないんですけども、まあ、田植え時分にはですね、シカがよく出る。それから、まあ、こういった秋の収穫時期には、イノシシがのた打ち回るといようなことですね、まあ、シカもよく出ますけれども、秋には、イノシシが春よりも多く出るということをお聞きしております。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） また、少し話が長くなるんですけども、今年のイノシシの被害の特徴について、お話をさせてください。と言いますのも、今年被害が発生したというのは、お盆明けの8月の20日ぐらいからだったんですね。これ、いつも地元の話をして恐縮なんですけれども、一斉だったんですね。皆田、大垣内、本郷、で、後々ずっと周辺聞いて、周辺っていうか、旧町以外も聞いたんですけども、発生時期は、ほとんど一緒なんです。なお且つ特徴として、それ以降、この9月の刈り取り時期までに、イノシシを見たっていうのが、非常に発見回数が多いんですね。次の朝行って田んぼが荒れておったという話は、毎年聞くんですけども、そうじゃなしに、夜中の9時、10時ぐらい。早かったら7時半の日暮れとともに、イノシシ見たっていう話を、ずっと聞いて回ったんです。でね、特徴的っていうんか、親子連れなんです。どれも、ほとんどと言っていいほど。でね、このね、親子連れが、この秋に、一般の住民ですよ。猟師とか、猟師さんとかじゃなしに、一般の住民、そんなに目に触れるっていうのはね、そうそうないらしいんです。

で、これほど、まあ、具体的には、端的に言うたら、うちの近くでね、すいません、恐縮です。いつも近くの話で。大垣内に2家族。本郷に2家族。皆田が3家族。別に名札付けとうわけじゃないんですけども、分かるんですよ。出て来る谷一緒やし、入る田んぼ一緒やから。で、これが全部家族連れなんで、よう後に子ども連れとんですわ。で、それが、まず特徴的なこと1つと。

その8月20日前後に一斉に出て来たというのが1つ。

でね、あの、まあ、面白可笑しく言うとなんじゃなしに、これが何を物語っとうかと言う

たら、これも、あの専門の猟師さんの話です。何で、こうなるかっていう話を聞いたら、結局、これもタヌキと一緒になんですよね。ああ、町長、うなずいてくれたったけども。で、タヌキが、もう皆さんもご承知やと思うけど、道路で死んどんと言うのは、凄い、この2、3年少ないはずなんです。昔、毎朝通勤するのに、タヌキ1匹死んどったという時代から、タヌキの毛が薄くなって、数が少なくなって、ある日、突然タヌキ見んようになった。それが、もう2、3年前の話なんです。で、山の中には、残っておったけども、そのタヌキが減少したことによって、当然さっき言うたように、アナグマなんかムジナの生息域が変わってくるというのと、それと、イノシシの子どもがくわえられなくなる。よって、イノシシの個体数が知らん間に増えていきよんですわ。特に、この秋に、イノシシの子どもってというのは、4月、5月に産まれますから、秋に、個体を3つも4つも、子どもが4つも連れて親が出て来るということは、それだけ子どもが皆生き残ったんです。タヌキにやられんと。で、これだけだったら、専門の話ですから、放っておいてええんですけども、じゃあ、これが来年の春、来年の秋どうなるかっていうことを、是非考えて欲しいんですよ。これ、とんでもないことになりますよ。多分。でね、猟師さんにすれば、まあ、あの、とれるイノシシが増えるんやから、そのあたりで話終わるんですけども、やっぱり農家にしたら、これ由々しき問題やと思うんですね。で、その防護柵自身が、万全なもので、これまで補助金投下してやっている部分で、全て未然に防げるんだったらいいんですけども、その実態はそうじゃないと思うんですね。

で、質問なんですけども、これまでにいったフェンスあるいは電気柵、ワイヤーメッシュ、これらについて、やっぱり、これ不完全やなという様な情報とか、そういうふうなもの、課長は、ご自身で確認されたり聞かれたってというのは、やっぱり相当あります。

議長（西岡 正君）                      農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君）      防護柵にしても、そのトタンとかですね、それから電気とかワイヤーメッシュとか、いろいろ品種があるんですけども、地域によっては、その出る、シシが出るのか、イノシシがどっちが多いかということも、それによって、考えもされておると思います。それで、あの、やり方については、そのネットを越える、シカだったら越えるということで、頭をちょっと下げるような、そういう様な製品もあったりはするということも聞いております。それと、もう1つはですね、イノシシは下から入って来たりしますので、維持管理でですね、やっぱり見回りしていただいて、そういうふうな修繕も必要な所は、管理もしていただきたいというふうには思っております。それで、あの、まあ、イノシシは特に下から入ってくるということで、下にですね、鉄板的な物を置いたら効果があったというようなことがあるんですけども、人がですね、そういった所に触れたりして、例えば、あの、塀の上に番線ですか、あの針金でですね、あの、とがったようなやつがあるんですけど、ああいうふうなことは効果があるかなと思いますけれども、非常に、それをするとですね、逆に人が危険があるというようなこともありますので、それで、今現在は、あの、多く、ほとんどがですね、農地を守るような状況で、山裾にフェンスをされております。そういうふうなことから、山にも非常に入りにくいような状況もあったりしますので、まあ、そういうふうな場所については、扉、そういったものをよく付けていただくようになればいけないなというふうには思っております。

それで、今の防護柵が完全かということにつきましては、まあ、今のやってきて、設置されてきた経緯から見ますと、やっぱりやっても中へ入ってくるというのが現実でございますので、非常にまあ、今の、その部分だけでは、維持管理を十分してもらわないと、入ってくるなというふうには判断しております。



〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1番（石堂 基君） もう少しね、やっぱり地域の農会長なり経由して、その被害状況を目視することによって、実態感というのを持っていたきたいなと思うんです。と言うのも、私、あの、いろんな方から、こうやられたんやという話を聞いた時に行くんですよ。で、その実際に、お金を投下してやってる防護がどういうふうな実態になっとうかというの。でね、皆さんも多分、耳にされたと思うんですよ。ネット跳び越した、フェンス破られたとか。あれ、あのワイヤーメッシュですよ。あのフェンスですよ。あれに穴開けられるんですよ。こんな穴。あの、本郷のお寺の下、もう塞がってますけどね、イノシシが。でね、これ前も、私、言わしてもろたけども、新手、新たな策を投じて、やっぱり1年目聞いて、2年目駄目やというふうなのが、どうも、通説とは言わんのですけども、実態的にはそうだと思うんです。電気柵、あれも、やっぱ、餌場として、イノシシが認識すると、やっぱりやられるんですね。噛み切られる、それから親が上げて子どもを通すとかという目撃談。これは実態にあるんですね。当然、その電気柵なんか、非常に管理が難しく、若干ツル系の草が行っておって通電してなかったら、全然ただの網だけですからね、で、それらを根こそぎ、こう、引っ掛けてやられたとかっていう実態もあります。で、さっき言ったように、フェンス、その部分についても、網、ネジってますよね。メッシュ作るんに。そこの所をぶち切られるんです。そこが切れとんでは。こう。で、そこに大きな穴で、そこから、こう、山と田んぼと出入りするという。

それから、トタン、フェンスの下に下潜られるからということで、トタンを引きますよね。なお且つ、そのトタンの下を穴を掘ってイノシシが入っている。で、親は入らんと、子どもだけを入れるとかという穴も、やっぱりあるんですけどね、あの、聞けば、見れば、本当に、それらが完全じゃないというの、非常によく分かるし、で、農家にすれば、そういう物に、どうしても、得てして頼りたい。ただ、その、やっぱり対費用効果だと思うんです。で、これまでに、町なり県なりから補助金もらって、それやってる。でも、イノシシに入られた。やっぱり自分とこの田んぼだけは守りたい。で、ネット、フェンスを買いに、8月の月末にコメリ行ったら、在庫がなかったという、そういう実態ですよ。で、まあまあ、そういう被害状況は、それぐらいにして、結局、やっぱり、それ、来年からのね、いろんな、その畑作・水稻の営農意欲いかな、にかかわってくると思うんで、抜本的に、じゃあ、どうしたらいいか。先ほど言いましたように、そのイノシシの異常な、これ発生状況に、僕は、多分なと思うんです。もう個体数をどうやって減らすか。っていうことで、まあ、要望と言うんですか、質問なんですけれども、現状の、その駆除をですね、町が、いろんな補助金を出したりして、あるいは、その猟期以外の有害駆除、期間なんかの奨励も含めてですけれども、このあたりについて、少し何かこう改善策、もう少し、駆除数が上るような改善策というのは、何かこう、町長、考えられないですか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、今の現在のですね、こういう獣害、被害状況、いろいろと石堂議員もお話いただいて、私も十分に、そのへんは聞いておりますし、決して、もう今の

防護柵等で万全では、当然ありませんし、動物もですね、学習能力があって、イノシシ、防護柵、今、かなりね、町としても、億という、何億というお金を掛けて、全町で、こうやっているんですけども、これが、設置した当初はですね、かなり効いたと。でも、それを学習してきたり、イノシシの、やっぱり力で見れば、もう下、大きな石でもですね、潜り返すぐらいな力をしているイノシシがですね、恐れないということがあれば、もうどこでも入って来ます。そういう中で、じゃあ、どうしたらいいかと、その手立てがないのが、本当に現状です。じゃあ、ほなら、あまり効果がないから、防護柵止めようかと言ったって、やっぱり防護柵も他の所がしてあれば、ある程度ないと、そこへ集中して、またない所に出てきますのでね、まあ、それは、それで、まあ、やっていかなきゃいけない。電気柵においても、一時防護柵より電気柵の方がイノシシには効くんだと言っても、中々、今言われるように、管理が非常に大変で、難しいと。まあ、今、防護柵をした所の内に、また自分所の、また柵をすると、まあ、そういうことに対しても、町の方にですね、何とか支援をして欲しいとかという様な話も、もう既に出て来ておりますね。

しかし、まあ、実際の、本当に、これ解決というのは、今、お話のように、個体数を減らすしか、本当はないわけですけども、しかし、まあ、この問題がね、お金だけで済むかと言うと、今、猟友会にお願いして、まあ、駆除をお願いしてますけれども、中々、夏場の駆除は、草が生えたり、非常に見通しが悪い中で、駆除、難しいということ、よく聞きますし、犬とか、そういうものも、中々活動ができません。で、猟期にあってはですね、イノシシは、相当まあ、お金になりますから、その点については、ある程度、猟師さんも一生懸命とって、捕獲していただいている点もあるんですけども、個体数が、急激に増えたということは、そういう、今、お話のように、私も、もうタヌキがいなくなったということと、非常にまあ、連動しているということは、よく話は聞いておりますし、今年、非常に子連れが多いと、いっぺんに増えて来ているということで、それが、また来年、また親になってね、やってくれば、いっぺんに被害が増えているだろうという懸念は、非常に、今、持っているわけです。

また、もう1つ、シカについては、これも個体数がですね、減らさなきゃいけないということで、まあ、これについては、県に対してもですね、何とか、個体数を減らすための手立て、これは、捕獲しても、処理に非常に難しい、経費も掛かります。そういう問題については、やっぱり、それなりの経費を見て、猟友会にもお願いしないとですね、猟友会に捕獲してもらえないだろうということでの、そういうことも当然、考えていかなきゃいけないと思っております。ただ、まあ、猟友会だけの、今、非常に高齢化もして、人数も減ってますから、頼むということは、難しいんで、少しでも、この罠とかですね、そういう資格を持って、一緒になって、まあ、捕獲をしていく体制をつくっていかないと、1つの方向なんですけれども、まあ、そうなれば、例えば、罠等については、町の方で、わなを、捕獲箱ですね、わな等を作る費用を援助するとかですね、そういう1つ、体制を、事も、当然、取り組んでいかなきゃいけないなど。

また、シカについては、かなりいっぺんに捕獲するようですね、そういう大きなわなを作ろうという、こういうことも、今回、法律ができた中でね、1つの方法として、事業、そういうことも、今検討しているところです。ですから、まあ、実際に、本当に営農意欲、益々なくして、農地の荒廃が加速的になって来ているという状況の中でですね、この対策というのは、当然、これは、町そのだけで中々、できませんけれども、県も国が、そういう法律を作った中でですね、それを活用し、県と町、そして、地域の皆さんが一緒になって、1つでも守って行けるような、効果的な方法をね、やっぱり検討させていただかなきゃいけないだろうなというふうに思っております。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） 非常に積極的なご答弁で、あえて、その追加ということはないんですけれども、こういうふうなこともありますよということで、聞いていただきたいんで、小さな項目ですけれども、後 4 点ほどだけ。

要は、具体的な改善策としてのアイデアでね、できるかできないかは、まあ、当然、町が主体になって、職員がイノシシやシカを追いかけるわけにいかんですから、猟友会なり一般の地域の方の協力を得てやっていかないといけないので、そのへんとの協力体制なりで、若干こう、方法が変わってくると思うんですけれども、まず、1 つは、有害駆除の関係で出してる補助金ですね。これは、僕、あの、暫定期間でもいいから、イノシシに関したら、引き上げをしてもいいんじゃないかと思うんです。あの、さっき言ったように、家族連れが多いということは、来年、再来年の個体数の増加数っていうのは、これ今から分かっておるわけですよ。で、それをむざむざ放置するというのは、これは良くないと思うんで、これを何とか短期的にも、今現在、1 頭が 1 万円前後でしたかね、それを、その、将来的に、10 年先まで 1 万円じゃなしに、この短期間だけ実態数として個体が増えておる、この期間だけ、例えば、3 万円にするとか、5 万円にするとか、そういうことも、僕は、暫定期間として、暫定措置としてやっていいんじゃないかというのが、まず 1 つと。当然、これ、シカなんかでも一緒です。あの、一度数を減らせば、また何年かは、こう、もつわけですから、未来永劫 3 万円とか、5 万円のままで駆除費を置いておけという話じゃないんで、暫定措置としても、そうふうなんありかなと思います。

それと、もう 1 点、猟期に入ったおりのシカの駆除ですね。で、猟期に入ったら、駆除とは言わんと、猟師の人は、それは狩猟になると言うんやけども、猟期中のイノシシはお金になるけれども、猟期中のシカは、そんなには、僕、お金にならんと思うんですよ。だから、猟期中でも、シカに対しては、これ奨励金を出したらどうかなと思うんです。あの、猟期って言っても、11 月から 2 月までの、ほんの 3 ヶ月、4 ヶ月ですからね。で、まあ、僕らが、素人が単純に考えるんに、もし、1 月とか 2 月に、山で猟師の人がシカ見つけたら、とりあえず、そっちの山へ追いやっておって、また、2 月 15 日終わったら、駆除で来たらええがなみたい。僕だったら、多分、そう言うと思うんで、猟期の間でも駆除費を出すと。ことシカに関したらね。それが 1 万円じゃなくても、例えば、8,000 円でも 7,000 円でもいいと思うんですよ。要は、その労を惜しんで鉄砲を撃って、後処理せなあかん、その分をね、やっぱり、ちゃんと、対費用効果として生み出すためには、当然、猟師の方に、それだけの意欲持ってもらうのに、個体数減らすために、猟期中、当然、今猟期中出ないですからね。駆除じゃないんですから、だから、猟期中にも駆除費として出す。これは、まあ、近隣の市町村はやってることなんですね。シカに関しては。それが 2 点目ですね。

それと、もう最後に 1 点だけ。オリですね、有害駆除の期間のオリの使用しての駆除っていうのは、多分、これ佐用町では、今までやってないと思うんです。猟友会との関係で。鉄砲のみだと思うんですね。夏場のやつは。この秋口のやつ。これ違ってたらごめんなさいね。違ってます。ああそうですか。じゃあ、あの詳細に、猟形態について、すいません。課長お願いします。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） オリでの捕獲は1件あります。猟友会の方ですね、管理していただく人を決めていただいて、定期的な捕獲箱ですね、管理をしていただくということで、1地区に許可は出ております。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1番（石堂 基君） これをね、全町的に、普通の有害駆除方法としてできるように猟友会との調整なり、それを広げて欲しいということなんです。

と言うのは、この秋口に、もう自分とこの田んぼに親子連れで来ようというのが分かつた状況の中で、鉄砲撃つわけにいかんと。もう少ししたら猟期ですからね。だから、その、一般の猟師さんじゃない、おり・わなだけを持っている人の方にしても、それを使えないんですよ。有害駆除の方では、許可が下りないんで、猟友会の方から、それが使えるようにして欲しいと思うんです。で、実際には、その穴粟はないんですけども神崎郡なんかは、数年前から有害駆除でオリが使えるようにしてます。猟友会との話の中でね。当然、夏場は、鉄砲は、犬が走らんから駄目。じゃあ、その時に何とかして頭数を減らすのに、せめてオリでもということでオリをやってます。で、これ夏場にオリ使うたら、問題もないことはないんですよ。猟師にしたら冬場。でも、それをすることによって、明らかに、やっぱり、収穫言うんか、とれる数は上がって来ますので、何とか全町的に、この佐用町内で、有害駆除でもオリが使えるように働きかけを猟友会なりやって欲しい。で、それに絡めて言えば、さっき町長言われたように、そのオリの作成についても、一部町が助成をするというようなことを絡めていって、もっと簡単にオリが、猟友会なり許可者の方の方が使えるような、そういうふうなことを考えてみたらどうかなということで、これ提案だけさせていただきます。特に、答弁はいりませんので、よろしく願いをします。

で、最後に、県民交流広場事業での取り組みですけれど、これまで決算の中でも、少し関連した質問が、他の議員さんから出て報告もあったんで、同じ様な回答を得て誠に恐縮なんですけれども、要は具体的には、この20年、21年で、13地区の協議会ベースでいけば、一応、この交流広場事業の申請採択、取り組みというのが始まるというふうに理解してよろしいですか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔まちづくり課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（前澤敏美君） 先ほど、答弁の中でもございましたけれども、20年度におきまして、申請をいたしておりますもの、これがですね、7地域ございます。

それから、21年度におきましてですね、残りの協議会を申請をさせていただきたいということでございまして、20年度、21年度で申請採択ということを目指しております。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） 後、3分しかありません。石堂 基君。

1 番（石堂 基君） そしたら、あの、18 年度、19 年度に、何らかの取り組みが行われていないというのは、これ何か大きな理由があるんですか。町長。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、当然、これは、この趣旨から見てもですね、地域の皆さん方が、いろんな今後の活動に資するものを、いろいろと自分達で考えていただいて、まあ、それに有効に活用をしていかなきゃいけないと。で、そのまちづくり協議会というものがですね、一応立上げができて、この協議会の中での、いろんな協議、これを踏まえた上で、申請をしていくべきだと。あんまり慌てて、ただ、お金だけ使うたらいいということではないですし、まあ、例えば施設つくっても、後の管理とか、そういうものを、全部、自分達がきちっとしていく体制がないと駄目です。そういう今後の活動、また、そういう、その方針、いろんな物も十分検討した上でね、そういうことがまとまった上で、申請をしていこうということで、この期間にしているということですね。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） 最後ですけども、一応、あの、事業の基本的なフレームとすれば、さっき話があったように5年間で、当初、1年目、2年目で、ハード施設部分をやると。後、3年目、4年目、5年目というような想定が、県の方では、一番最初されてたように聞いております。ただ、これが本町の場合、20年、21年、2カ年で13地区がやると。ということは、追い込みで、当然1,000万の施設面での整備、それから後、ソフト面での300万も、その2年間で消化しなければいけないということなんですか。

それとも、21年にスタートして、21年にスタートですから、26年までは、そういうふうなんがあるということですか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 一応、県としては5年間という想定なんですね。ただ、県がですね、要するに行革の関係で、これを打ち出してから、非常に、いろいろと当初は、もっと自由に、ある程度、スタートしてから5年間という様なことも言われてたんですけども、まあ、その、中々そのへんが、見通しが見つからないということで、この20年、21年で、まあ、一応申請してですね、それぞれ事業ができるようにしていこうという方針なんです。今のところは。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） 要は、21年スタートのところについて、要は、単年度で全部処理しなさいとか、そういうことにならないようにだけ、適切な指導を、よろしく願いして、私の方の質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（西岡 正君） 石堂 基君の発言は、終わりました。  
ここで暫く休憩したいと思います。  
再開を、11時35分といたします。

-----  
午前11時17分 休憩

午前11時35分 再開

議長（西岡 正君） それでは、休憩を解き、会議を再開します。  
休憩前に引き続き一般質問を行います。  
続いて、5番、笹田鈴香君の質問を許可いたします。

〔5番 笹田鈴香君 登壇〕

5番（笹田鈴香君） 失礼します。5番、日本共産党の笹田鈴香でございます。  
質問に入る前に訂正をお願いします。2点目の2の町も農会長会でもの、農会長の長が  
「町」になっているんですが、「長」に直してください。

では、始めます。

今年、4月から40歳から74歳を対象にした「特定健診」が始まりました。佐用町では5月の南光地域から始まり、8月10日の佐用地域で終わりました。ところが、申し込みに行くと受付が終わっていた。「受けようと思っていたのに受けられなかった」とか、「受けた人の中には「受けたけど身長、体重、お腹の周りを測るだけ、心電図もなかった。こんなだったら受けなくてもよかった」と言う人や、「社保等の扶養家族で受診券の申請用紙がお盆前に届き、申請したが受診券がまだ来ない。締め切りに間に合うだろうか」などと心配している人がありました。

合併後受診率が、まちぐるみ健診でも低下している上に、今年はより低下しているようですが、なぜそうなったのでしょうか。そこでお尋ねします。

1．締め切りが実施日の1カ月以上も前のため、間に合わなかったと言う苦情を聞きました。全ての希望者が受診できるよう考える必要があるのではないのでしょうか。

2．佐用地域で8月9日、10日の実施日で、案内のチラシが間違っていた上に受診者が10日に殺到したそうですが、調整できなかった原因は何でしょうか。

3．特定健診は貧血、眼底検査、心電図がありません。例えば、貧血はあらゆる病気を引き起こす原因でもあり、町単位でも残すべきだと貧血検査は、町単位でも残すべきだと思います。

4．結果説明会は校区ごとで実施していましたが、今年は保健センターのみの説明会ですが、行けない人が多いのではないのでしょうか。今までどおりに戻すべきです。

5．保健指導はメタボの人だけが対象者でしょうか。例えば、まちぐるみ健診では貧血の人には、後で栄養指導もありましたが、事後指導はどうなるのでしょうか。

6．65歳以上の人に実施した「生活機能に関する問診表」、これは、実態にそったものだと思いますか。町、佐用町にあったものでなければ意味がないのではないのでしょうか。

7．後期高齢者は、希望者全員受診できましたか。

8．佐用地域の案内チラシで実施日の間違いや同じ日に受診者が殺到したそうですが、先ほどのものに関連しますが、うまく対処できましたでしょうか。

9．このように、特定健診は多くの問題点がありますが、町長は何が問題点だと思われ

ますか。

10. 乳がん、子宮がん検診が、保健センター以外は同日にできません。できるように研究すべきだと思いますが、いかがなものでしょうか。

11. 病気の早期発見は早期治療にもつながり、医療費の軽減にもつながります。特定健診で多くの町民の健康は守れますか。町として考えるべきだと思いますが、町長の見解をお伺いします。

2点目は、獣害対策についてお尋ねします。先ほど、石堂議員の方からも質問がありましたが、私の方からも、あまりにも多い、その被害を受けた人からの苦情があり、どうしても聞いてくれということ、頼られました。あえて重なりますが、お伺いしたいと思います。

今年はシカやイノシシが異常に多く出て田畑を荒らし、農家の人は2重3重と囲い、それでも侵入してきます。夜中や朝、暗いうちから見回りに行っている人さえあります。昨年、個体数を減らすために法律が変わり、「おり・わな」の免許が取得しやすくなりました。今年は1回目の試験は4人取得されたそうですが、駆除ができないので、今年免許取得した人も含め、趣味ではない、本当に困って頭数の削減ができれば、そう思って免許をとったのに、駆除できるようにしてもらえないか。と、取得者から強い声が出ています。

1. 被害総額をどれくらいに見積もっていますか。

2. 町も、農会長会でも免許取得を勧めているのであれば、おり・わなの猟師にも特例を検討するように求めます。

3. おり・わなの効果をどのように考えていますか。

4. 猟友会との合意が取れませんが、何が原因だと思われませんか。

5. ワイヤメッシュをはじめ、材料費の値上がりで困っています。旧佐用町方式を含め補助の検討も必要ではありませんか。

最後に施設活用と郡役所等についてお伺いします。埋蔵文化財、郡役所などが大撫山のコンテナの中で眠っていますが、このままでよいのでしょうか。施設の有効活用では今までにも質問があったように、施設に展示するという方法もありますが、他の方法も、また再質問の時にさせていただきたいと思いますが。

まず、1番目の質問として、町として埋蔵文化財を含め郡役所など、コンテナに眠っている貴重な財産を、今後どのように考えているのかお尋ねします。

2. 教育会館として役割を果たした郡役所については、どのように思われますか。

3. 保存方法はどのようにされていますか。

4. 施設の有効活用という意味では、埋蔵文化財などと一緒に郡役所のミニチュアを作り、昔を忍ばせてもいいのではないのでしょうか。

また、もう1つの活用としては、お金はかかりますが、建物全てでなくても、面影を残すと言う意味で部分的な復元を含んだ建物を建て、中に埋蔵文化財を陳列することも考えられますが。町長の見解をお伺いします。以上、この場での質問を終わります。

議長（西岡 正君）                      それでは、町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君）                      それでは、笹田議員からのご質問にお答えさせていただきます。

まず、特定健診についてのお尋ねで、申し込みの締め切り日が1カ月前のため間に合わなかったということですが、3月号の広報折込みチラシにおいて全ての健診日程をお知らせをしておりますので、その点においては、申込みをいただくまでには十分な余

裕があったというふうに思っております。また、町民の皆さんからのお申し込みをいただいた内容全てのデータを入力、実施主体である国民健康保険など医療保険者の確認をした上で、健診委託先のJA兵庫厚生連に引き渡しをしております。その後、厚生連で受診票の作成に10日程度要します。従って健診日の2週間前に受診者のお手元に受診票をお届けするには1ヵ月を要するということになります。

次に、佐用町保健センター会場で実施をいたしました8月9日、10日の健診日程について、受診票と同時に発送いたしました受診申込者宛の案内チラシに間違いがありましたが、事前に防災無線でお断りと訂正を行ないましたので、大きな混乱はなかったというふうに聞いております。この日程の間違いとは全く関係なしに、申込み時点で9日に希望日が偏っていましたが、可能な方は10日へ変更していただくことを呼びかけ、結果的には、9日120人、10日134人の方が受診され、両日とも混乱もなくスムーズに実施することが出来たというふうに聞いております。

次に、特定健診では貧血、眼底検査、心電図などが無いということですが、過去の検査結果や医師の問診によって必要な方だけ実施することになっております。

また、従来の老人保健法に基づいた基本健康診査は全て廃止になり、新たに40歳から74歳までの医療保険加入者を対象として「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づいて特定健診が医療保険者に義務付けをされております。

また、65歳以上の高齢者のうち介護予防事業を必要とする「特定高齢者の候補者」に対しては、「介護保険法」によって市町村が「生活機能評価」を実施する義務があります。39歳までの方や75歳以上の後期高齢者医療保険加入者また生活保護世帯の方などについては法的な義務づけはございませんが、JA兵庫西及び兵庫県後期高齢者医療連合及び佐用町の健康増進事業として同時に健康診査を実施をいたしております。従来のように市町村が実施主体ではなくて、複数の医療保険者が実施する健康診査ということなので、足りない項目を町単で補うというものでもないということをご理解をお願いしたいと思います。

続いての、結果説明会においても従来通り校区ごとにとということですが、別途に特定保健指導を実施すること、また健診受診者数から結果説明会の参加者が極端に少なくなることが予想されることから、旧町ごとに1か所で実施することと、することにいたしました。是非結果の説明をという方には、健康課及び佐用町保健センター、各支所において常時相談を受付いたしております。

次に、特定保健指導はメタボの人だけが対象かということですが、40歳から74歳の方で危険因子の項目数によって「動機づけ指導」と「積極的指導」を医療保険者が行なうことになっております。

町ぐるみ健診では貧血の方に栄養指導を行なっておりますが、行っていたがということですが、先ほども申し上げましたとおり、それぞれの医療保険者が実施主体でございますから、たまたま国民健康保険は佐用町が保険者になっておりますので住民課へは結果が届きますが、例えば、社会保険加入者は全て実施主体の医療保険者に通知をされ、個人情報保護ということで佐用町には通知はされません。従いまして、従来のように健診結果から指導対象者を抽出する方法での事後指導はできない状況でございます。こうした状況下でありますので、全町民を対象とした健康指導については、今後検討を要する課題であるというふうに認識をいたしております。

次に、「生活機能評価に関する問診票」についてであります。議員ご指摘のように佐用町になじめない所もありますけれども、全国一律の内容でございますので、それぞれ独自にというわけにはまいりません。健診当日対応いたしました保健師が別途町独自のマニュアルをつくりまして、佐用町の生活実態に即した言葉に置き換えて一人ひとり丁寧に対応させていただいております。



次に、後期高齢者は、希望者全員受診できたかということでございますが、健診日程及び会場は従来通り 18 日実施いたしておりますので、希望通り受診していただいたというふうに認識いたしております。

次に案内チラシ等のご質問でございますが、先で申し上げましたとおりであります。

続いての、特定健診には多くの問題点があるとのことですが、国の法律に基づいて始まった制度でありますので問題点を、今云々することより、町といたしましては、特定健診の内容や、その意図するところの啓発に取組みまして、町民の健康増進に努めてまいる考えでございます。

次に、乳ガン、子宮ガン検診を同日にできないかということでございますが、本年度から実施いたします郡医師会による個別子宮ガン検診を含め検討してまいります。

最後に、特定健診で町民の健康は守れるのかということでございますが、40 歳から 74 歳以外の方については特定健診に変わる健康診査を実施いたしております。また健康診査以外のガン検診については従来通り町単独予算で実施をいたしておりますので、実施主体は複雑にはなりませんが、町民に対しましては、ほぼ従前通りの健診機会を維持しているというふうに認識をいたしております。

次に、獣害対策についてでございますが、まず被害総額をどれくらいに見積もっているかとのことですが、総額的なものは、現時点では把握はできておりません。

次に、現在、自治会から、おりの設置要望があれば、猟友会に依頼し、現地調査・防護柵の設置状況・銃による捕獲の効率等を考慮されて、おりの設置が適当と判断されれば、猟友会の関係班に捕獲許可を出しております。おり・わなによる猟犬・飼犬・猫・子供など傷害の危険性があるため猟友会との協議は必ず必要であり、許可も猟友会の捕獲班に出すことといたしております。

各種補助等につきましても、鳥獣被害防止特措法の適応を受けるべく、猟友会と協議をしております。現在計画の策定中であります。

次に、おり・わな猟の捕獲の効果でございますが、猟友会とも協議しておりますが、冬場の餌の少ない時期は有効であると言われておりますが、夏場の捕獲は、餌が豊富にあるため餌付けは難しく、重いおりの移動は困難でもあり、夏場での捕獲効果があまり期待できないというふうにも言われております。町といたしましては、まずは、せっかく設置をいたしました既存の防護柵の点検を十分していただいて、シカ・イノシシが入らないような努力していただきたいというふうに思っております。

次に、猟友会との合意とのことでございますが、捕獲活動につきましては、猟友会に許可書を出しておりますので、猟友会に加入をしていただいて、協議していただければというふうに思います。

次に、補助の検討についてでございますが、防護柵で、ワイヤーメッシュ・電気柵の補助率については、旧佐用町では 50 パーセント、合併後は 85 パーセントであります。トタン・のり網は 50 パーセントで同じであります。旧佐用町では、個人申請でも受付けておりましたけれども、合併後、防護柵設置については、最大限の効果が得られるように考慮し、集落の取り組みとして、なるべく大きく農地を囲んでいただけるよう事前計画書を基に指導を行っており、今後も現助成事業で実施していきたいというふうに考えております。

次に、施設活用と郡役所等についての質問で、町長の見解はという話でございますけれども、教育長からの答弁を予定いたしておりますので、まず教育長から答弁をしていただきたいと思っております。

私の答弁は、この場での答弁は、これで終わらせていただきます。

議長（西岡 正君）

はい、教育長、答弁お願いします。

教育長（勝山 剛君）        それでは、引き続きまして、笹田議員のご質問にお答えさせていただきます。

1点目の文化財調査室で保存管理、保管している埋蔵文化財について、お答えします。埋蔵文化財は、主に発掘調査で出土したもので、歴史文化を正しく理解するための生きた資料として価値があり、その保管については、法律に基づき収蔵しております。

まず、歴史資料として安全に保管すること、出土品の整理報告書の作成などで、資料化を行い、広く利用できる形にすることを主眼に対応していくところです。研究資料となることは勿論のこと、研究成果を元に、学校、地域での歴史教育、展示活動に利用が期待され、故郷佐用の歴史を知る機会となり、佐用を愛する心の育成にもつながると考えております。

2点、3点目の郡役所の保存等についてであります。郡役所は、明治17年建築され、当時流行であった洋風建築物で、大正末の郡政廃止まで郡役所として活用されてきました。廃止後は、畜産組合等の各種団体事務局となり、事務所となり、昭和24年から県の地方事務所として活用されてきました。その後、町民の寄附等も受けて、昭和55年に佐用町役場裏に移築復元され、佐用郡教育委員会の事務局として使われてきた経緯もあります。なお、議員ご指摘の教育会館としての使用されたことは、一切ありません。平成9年度に、現さよう文化情報センターの建設のため解体され、将来の復元活用のためにと使用部材の保存が現在されているところです。現在の保存状況は、柱や梁など主要部材のほか、意匠と言いまして、まあ昔のデザインですね、非常に難しいデザイン、そういうものや素材の再現の難しい窓枠、それからガラス、これは、現在のガラスではなくって、昔の手づくりのガラスと。それから基礎石などを、トレーラーコンテナ2台に保管しているところです。

4点目の郡役所のミニチュアについてですが、質問の趣旨でよく分からない部分もあるんですが、佐用郡の歴史を総合的に展示できるような施設が整備されれば、模型展示なども、佐用郡の行政史や建設史を展示開設する中で、考えられるかも分かりませんが、現在のところ、その様な考えを持ち合わせておりません。

5点目の部分的な復元につきまして、建物の一部を利用するという方法で、特に歴史的な建物の外観をいかすという考え方は、近年、登録文化財制度にも表れており、歴史的景観の保全につながっているケースがあります。郡役所会館を単独の建物として復元するのが困難な場合、事案として、建物の特徴的な外観を建物の一部に部分復元する、あるいは展示物として復元する手法は考えられますが、いずれにしろ、今のところ郡役所を復元するという目的を、復元することを目的とした計画はございません。

今までも、他の議員さんのご質問にお答えしましたように、文化財をより良い状態で保管できる機能を持つと共に、整理陳列して、町民皆が見聞できる施設は必要であります。永久的な常設展示場を考えた場合、調査・整理と保存収蔵、公開を一体的にできる、一体的にできる施設であることと、対応できる人の条件を整備することが大きな課題であり、現状では難しいと考えているところです。以上です。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君）        はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君）        では、再質問に入させていただきます。

まず、最初の特定健診についてでございますが、この町長は、今までと変わらないような答弁を、受診者が変わらないような言い方をされたわけですけども、あの、住民課から、

ちょっと、この今回の受診者数の結果をもらったんですが、これによりますと国保、それから後期高齢者それから75歳未満、39歳以下、生保、全部合わせて言いますと、まず、南光地域が5月に実施されまして、合計が282人。それから上月が7月3日から実施されておりますが、268人。そして三日月が329人。で、佐用地区が611人ということなんですけれども、これを見ますと、勿論、社保とか厚生連、いや共済の方とか、その方の扶養の家族は、未だこの中に入っていないので分からないとは言いますが、南光が、もう後の10月ですか、実施される予定だった南光が、今回の申し込みで20人あったそうです。ですから、厳格に言うと約302人ぐらいになるわけですが、去年の、この1地域を見ましても、半分以下ということになるんですが、このへんについて、どの様にお考えですか。とりあえず、この1地域についてですが、お答えをお願いします。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔住民課長 拳手〕

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） あの、特定健診ということで、この4月から、従来の町ぐるみ健診の形が、変わってまいりました。3月の広報等に載せて、申し込みの方を配らせていただいたんですけれども、中々この制度の内容が不十分な部分もあったと思います。まあ、それ以降も、締め切り期限が迫るまでに、防災無線等を通じて、いろいろ、お知らせをしたわけなんですけれども、この様な結果になっております。

まあ、1年目ということで、今後また、この結果を踏まえて、来年度に向けて検討を行っていきたいと思います。

〔笹田君 拳手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） それで、その今の、その南光に関して言いますと、その職員の方が、予定は10月でしたか、ええ、実施日があって、申し込みをされたわけなんですけれども、結局それに人数が少ないからということで、他に行ってくれということなんですけど、その点は、うまく連絡されて、誰も、その20人の中で遠いから行かないとかいう様な不満は出ておりませんか。

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 南光での申し込みの方につきましては、個別に電話をして、それぞれ希望の、後の3日間の方に行ってもらうように、ご理解をいただきました。

〔笹田君 拳手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） あの、後の方も分かりませんが、今の調子だったら、やはり上月・

三日月・佐用も、未だ今受付中だと思うんですけれども、受診者の申し込みは大変少ないと思うんですが、この様に少ない特定健診。まあ、今、課長の答弁では、制度の内容が不十分だったということもあり、放送なんかでは、それから広報などでは知らされたことは、私らも分かっていますが、やっぱり、その一生懸命、当局としては、お知らせはされているんでしょうけども、まだまだ、今でも後期高齢者に関しては、ある人は、受けられへんのと違うとったんという様な方もあって、そういう、その宣伝が、やっぱりテレビとか、そういったマスコミを、ずっと見られて、そういう印象を受けられたと思うんですが、やはり、そういった意味で、ちょっと前にさかのぼりますけども、健康委員が、旧佐用町にありましたけれども、やはり、こういう制度が変わる時には、そういった体制も必要じゃないかと思うんですが、あの、まあ、名前は違っていても、各地域でお知らせできるような形式ね。そういうものを取られたらと思うんですが、その辺は、どうでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） その健康推進委員という形の、その私の、内容的なことは理解できないんですけれども、今後、各集落、自治会長さん通じて、広報及びこのチラシの方を配っております。今後、その様な中で、集落の中で進めていってもらうような形で、お願いはしてまいりたいと思います。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） やはり、あの健康が、健康は、また後でもまた言いますけれども、やっぱり、健康であることによって、医療費も抑制されますし、やはり町の利益にもつながるわけですから、是非とも、そのへんは、今回初めてということもありますけれども、今までの、町ぐるみ健診とも比較して、是非やっていただきたいと思います。

そして、次にですが、先ほど言いました、締切日9日と10日に分けて、佐用町の保健センターであった分ですけれども、したから、あまり混乱はなかったという答弁でしたけれども、まず、この9日、10日と言いながら、各家に配られた、このお知らせなんですけども、これを見ると、ここにね、9日、10日が8月利神小学校が8日で、佐用保健センターが8月8日、8月8日、2日になっとなです。この間違い、こういう間違いがあって、苦情というか、指摘があったと思うんですけれども、それに対する対応は、どの様にされましたか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔健康課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（井村 均君） 健康課の方に2件ありまして、即、防災無線で放送させていただきまして、訂正をさせていただいております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） あの、まあ、訂正はいいんです。放送でいいんですけれども、それより前の、その苦情を言われた人ですね。指摘をされた方に対しての健康課の態度なんですけど、と言うのは、ここの下に、問い合わせが佐用町健康課になっているにも係わらず、うちには知りませんか、ちょっとニュアンス違うかも分かりませんが、分からないというのを言われて、この用紙もないというようなことを言われたんですが、その様な実態は、課長、町長、ご存知ですか。

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（井村 均君） 私の方は、職員の方から、そういったこと聞いておりませんし、住民の方からも、そういうご指摘は受けておらんので、健康課は関係ないというようなことは、言ってないと思いますけれども。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） いや、それがあったんです。それを、言って、そしたら、最初はね、知らないと言われて、知らんことないやろ、ここに健康課って、問い合わせが健康課だからということ、その人が言うと、まあ最終的にはあったみたいですが、しかし、厚生連の方に委託しているから分からないと、そういった返事も返されたそうなんですけど、その辺は、ちょっと、対応としてはまずいと思うんですが、どうですか。

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（井村 均君） はい、あの、そういったことがありましたら、あれなんですけれども、そのチラシを、その担当者以外、そのちょっと、担当者以外の者が受けて、分からなかったんじゃないかというふうには思います。それで、まあ、そのチラシにおきまして、厚生連の方へ、それを送りまして、厚生連の方から一括送っていただいております。2週間前ぐらいに、そういった関係でございますので、その間違いにつきましても、その私どもの方のチェックが、勿論ミスっておりますし、厚生連の方のを受けて、そのチェックもミスっておるわけですけれども、これにつきましては、先ほど、町長申し上げましたけれども、特に混乱もなく、何とか無事にっております。今後、この様なことのないように、気を付けてやっていきたいと思っております。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） 是非、そういうことが二度と起きないように注意を払ってしていた

だきたいんですが、で、あの、結局、こういうことになった原因というか、考えますと、結局、委託先が厚生連ですし、で、今回の町ぐるみは、その国保、住民課と結局福祉課と健康課と3つが、結局一緒になって、この健診があったわけなんですけれども、そういった課と課の連絡ですね、そういった連携は、結局うまくいってなかったんじゃないですか。どうでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（井村 均君） 連絡は、しょっちゅう会議もしてとりあっておりますし、担当者同士も、ずっと連絡しております。これにつきましても健康課の方が健診、今まで町ぐるみ健診を、ずっと担当しております、その健診のノウハウは、私どもの方が一番分かっておりますので、うちの方で全面的に実施させていただいておるような状況です。

予算面につきましては、特定健診につきましては、それぞれの被保険者でございますので、国保の方でもってやっていただいておりますのが現状でございます。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） まあ、例えばですね、保健センターへ今までの感覚で、住民はおりますので、佐用町だけかどうか分かりませんが、問い合わせが保健センターにね、よくかかってくるそうなんです、そういった時でも、例えば、この8日、9日、ああ、9日、10日の保健センターの場合ですけども、今、うまく調整をされて、120人と130人に分けて、混乱はなかったということを知って、それは安心したんですけれども、9日の時点で、ああ、すいません、これちょっと間違えました。次の健診が、ちょっともう1つ間違えましたが、やはり調整が、最初はできなかつたようなことを聞いていたので、この結果を見ますと、まずちょっと安心をしました。

で、次ですけども、貧血のことですけども、医者診断に応じてということですが、やはり貧血は貧血、それから眼底検査なんかも、やっぱり動脈硬化とかということも分かったり、それから心電図なんかでも引っかかって、早く行ったから助かったという、今までに町ぐるみ健診で、そういった声をたくさん聞いておりますけども、やはり、もし、その法律的に、これができないのであれば、町独自でも考えるべきだと思っておりますけど、そのへんはどうでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔住民課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） この、特定健診の狙いという部分で、生活習慣病のリスク要因がメタボリックシンドロームに着眼して開催しておる分です。それと、特に、その、これを行う上で、各保険者ごとの責任という部分で謳われておりますので、それを全部町の方が、同じ、同時にという部分、中々難しいとは思いますが、

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） 検討課題として、是非、やはり住民の健康を守るという意味で、今までに、やはり、貧血で栄養指導した人なんかは、その食事療法で治ったということもね、聞きますので、是非、こういったことは、今直ぐにと言わなくても、まあ、次の年まで1年間もありますし、その間にも、考えていただきたいと思います。

それと、先ほどの、締め切りなんですけども、やっぱり当日受付はできないということで、この前も質問の時に、回答いただいたわけなんですけど、今回は、その申し込んでから、回答、申請用紙が来るまでに日にちがかかるからということと言われたわけなんですけど、やはり、その中で、申請に行った人でね、申し込みに行ったんだけど、絶対、今日は駄目だということで断られた人と、それから反対に、締め切りは過ぎていたけども、何とか受け付けてもらえたという人もあるんですけども、その辺は、どういう事情があったのかお知らせください。教えてください。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔住民課長 挙手〕

議長（西岡 正君） 住民課長。

住民課長（木村佳都男君） その申し込みまでの日にちの関係もあったと思います。1日過ぎでの申し込みだったんか、それとも、何日か過ぎての申し込みの方だったんか。そこら辺、ちょっと、私の方も事情は聞いてないんですけども、内容的には、先ほど町長の方で答弁していただいたような形でJAの厚生連の方に送りますので、この様な日程はかかるようになっております。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） そのへんも、全部結局人任せと言うか、委託、全部丸投げという様な形なので、この様な事態が起こると思うんですが、その辺、今後やはり佐用町としてね、町民の健康を守るという意味で、是非これらも締め切り方法とか、委託の方法も考えていただきたいと思います。

次に、結局、メタボを対象にということなんですけれども、それと、社保とそれから国保、各保険者の責任で行うということになっているわけですが、町民から見ますと、同じ様に納税をして、同じ町民であるのになぜかということがあり、それで、ある人は、その受診に今まで行ってはいたけれども、近所の人と、いつも行っている人と行こうかということになったら、その人が社保の扶養の方で、私は行かれへんということ言われたそうなんですけど、したら、私も止めよかということね、そういったことで、止めた人もあるとか。今回の特定健診は、今まで思わなかったようなことで、受診を控えた人もあるんですけども、そのへんについては、これからの宣伝と言うか、お知らせ、そういったことを、そういった人のためにも、分かりやすい方法は、先ほど、少しは言われましたけれども、もう少し詳

しい方法を教えてください。何かありませんか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔住民課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 今年の場合、社保関係の受診券につきましては、制度1年目ということで、会社等も中々周知が図られてなかった部分があると思います。来年度以降は、今年の実績を踏まえて、事前に広報等でお知らせ、また無線放送等でお知らせをして、1人でも多くの方の受診ができるような体制を考えて行きたいと思いますので、ご理解を願います。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） やはり受診率が、今度上げていかないと、ペナルティーがかかるということもあるので、町としても、結局はマイナスになるんじゃないかと思うので、是非その点は、少しでも健康を守る意味でも、また町のためにも、たくさんの方の受診者を来ようとお知らせをして欲しいと思いますが、この今回の特定健診なんですけども、特に、こう言われているのが、身長が160センチの人も、180センチの人も、結局、お腹の回りで決められるんかという不満もありますし、また、それから太った人は、ある本とか、専門家の方から見ますと、小太りの人の方が長生きをするという、そういったデータも出ているそうなんですけれども、やはり、その特定健診自体に、私は、問題があるんじゃないかなと思います。それと、丁度ね、その特定健診、特定検査、特定保健指導、こういった名前が出始めと共に、特定保健食品という名前で結局、そのメタボに関係するような食品を売り出すための、こういったことも考えられているんじゃないかという様なことも言われているんですけども、やはり、そういった意味で、特定健診は、名前を特定と付けるだけで、いろんな人に、ある意味で差別というか、こう受けたい人にも受けられないような状況を、例えば、もう胴回りが、85センチ、90センチ以上、最初からある人なんかね、もうそれで、止めよかという気にもなると思うんですけど、そのへんのことは、どの様にお考えですか。

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） このメタボ健診の、その診断の基準につきましては、国際基準とか、あるいは日本の、こう基準の中で作り上げられてきたものなので、1町では、中々考えられない部分もあるんですけども、当面、今年この様な形で実施しましたので、そのまあ、受診率とか、そこらへんも合わせて、今後終わった時点で、検討を重ねて分析を進めて参りたいと思います。

〔笹田君 挙手〕



議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） もう1点、聞きたいんですけども、先ほど、65歳以上の生活機能に関する問診表なんですけども、保健師が、こう対応して、佐用に合った説明をしていうことを言われたんですが、たまたま私が聞いた人が、もうこんな、電車に乗って行けますかとか、1人で行けますかとか、電車なんかないのに、何で、こんなこと書くんやとかね。未だ、他にも一杯あるとかいうお叱りを、私に受けたんですけども、やはり保健師さんに聞くと、何か言った人には、口頭で説明はしたんですけどということで、やはり言われましたけども、それも保健師さんも、中々大変なんでね、何ぼ国が一律やと言っても、やはり地域に合ったものに、そういったものは独自で変えれると思うんですが、そのへんは、どうでしょうか。

〔健康課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（井村 均君） これにつきましても、先ほど、町長の方が答弁されましたように、うちの佐用町に合った状況で置き換えて保健師の方が説明しております。

まあ、例えましたら、1番今、バスの所ですけども、国が示しておりますのが、バスや電車で1人で外出していますかという問いなんです。それにつきましても、うちの保健師の方でマニュアルこしらえまして、ここの所については、バス・電車がない所では、それに準じた交通機関に置き換えて聞けと。そういった形で、さよさよに乗っておられますかとか、いろいろな形で置き換えて、本人さんに聞いておりました。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） まあ、私が聞いた人が、たまたまだったんかも分りませんが、一応、そういう声もありましたので、また、今後は、その文章で口頭だけじゃなくってね、文章も直してしていただきたいと思います。まあ、こういったことで、特定健診、まだまだいろいろんな苦情を聞いているわけですけども、まあ、町民の、やはり健康を守るということは、本当に、早期発見、早期治療に繋がり、そして国保の医療費にも係わってくることなので、是非とも、いい方向で検討しながら、特定健診だけじゃなくって、他の人達も受けれるような、いい状態に研究をしていただきたいと思います。

次に、獣害の対策についてですけども、先ほど、石堂議員がたくさん言われたわけですけども、やっぱり、本当に今回は、今年の、またイノシシの話になりますが、今回の、そのイノシシは、普通は、未だ穂が固まりかけるといふか、花が落ちた頃から入って、後は、あまり、ある程度、こう柵があると入らないんですけども、今年のイノシシといふか、さっきも言われておりましたが、下を潜ったり電柵でも抜けて行きますし、トタンは倒すし、で、見回りに行った人が、どこから入ったんか分らんと。ほんで、見ていると、たまたま行った時に、メッシュの高さでも跳び越えて入るそうです。で、ぬたうち回ると。それから、いつもは、その水のある、こう水を抜く、田んぼの水を抜く頃に入んですけども、今年は、もうどういう訳か、穂が硬くなって、もう今刈り取る日、まあ、前の日に刈り取る、もう刈り取ってもいいというまでイノシシは入って来て、で、その食べると。穂をすごい食

べるということで、その普通は、あぜの回りに稲は穂が残るはずなんですけれども、今年は、残った穂を全部食べてしまうぐらい、凄い被害が出ているように、私は思います。それからイノシシも、私も夜 11 時半頃ですけど見ましたが、やはり、今回は、大勢の方が、イノシシ 3 匹おったとか、子連れがおったとか、1 匹見たとか、田んぼの中で音をさせたら、もう何か何とも言えない声出して逃げたとか、もう本当に今年は、もう絶対に何とかしてということで、声を聞いたわけなんですけども、先ほどの被害の金額を石堂議員に回答されておりましたが、あれは 19 年度の決算だと思うんですけども、今回、あの、水稲共済の方で、その回られたと思うんですけども、現状ですね、今年の現状は、どんなものが教えていただきたいと思いますが、共済の方ですか、お願いします。

議長（西岡 正君） 共済課長。

農業共済課長（田村章憲君） 今年の、水稲の被害申告でございますけれども、先週末で 155 筆出てきております。その中で、獣害に対しましては 129 筆でございます。まあ、83 パーセント程の被害率でございます。以上です。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） あの地域的には、まあ言うたら 4 地域ありますけども、どのへんが多いですか。

議長（西岡 正君） はい、共済課長。

農業共済課長（田村章憲君） 被害が多いのは、上月・佐用・南光地区でございます。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） 三日月は、ほな少ないんですね。

議長（西岡 正君） はい、共済課長。

農業共済課長（田村章憲君） 三日月は、件数が少ないです。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） あの、イノシシも、こういった被害ですし、それから先ほど言われました、アナグマですけども、アナグマは、先ほどイチゴと言われたんですが、その後、大豆を、黒豆を植えた人なんですけど、5 畝ほどを一晩の内に全部やられたということで、その人だけかと思うと、他の、その地域で植えている人もやられたということなんですけど、

結局、足跡、軽いですから足跡が残らないと。イノシシやシカは分るんですけど、アナグマは足跡もないということで、よく見て、ずっと見て回ると、結局穴を掘って、トタンの下から潜り抜けて入って、豆を上から全部食べてしまうという被害があるんですが、そこでお尋ねしたいんですが、このアナグマの被害で、もう1回植えて、何とか芽は出ているらしいんですけども、こういった被害に対しても共済は掛けておれば出るわけですか。

議長（西岡 正君） はい、共済課長。

農業共済課長（田村章憲君） 掛けておられたら被害が、被害金の方は出ます。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） 笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） で、あのアナグマとか、それから本当に被害は大変なんですけども、先ほど言われましたように、大きな石も70キロ、80キロの物も持ち上げますし、120センチ、130センチの所は、勿論助走なしでも跳び越えるという、このイノシシなんですけども、このイノシシですけども、イノシシだけじゃなくて、シカも含めて、その、先ほどの答弁でありました、そのおり・わなのことで、駆除ができるということ、大久保課長言われたんですが、猟友会の、猟友会に入っていることなんですけども、でも入らないとできないということが、まず前提で、結局、受ける人が免許を受けたくても止めたという人もあるんですが、そのへんに関して、猟友会とのね、あの、中々個人的には交渉ができないような状況になっているんですけども、そのへんは、どうでしょうかね。あの、猟友会が悪いんじゃないかって、猟友会がいないと、また困るわけなんで、猟友会の人には、猟友会の人に対してのことも、先ほど、石堂議員が言われてましたように、駆除に対する補助金をね、上げたりして欲しいということも要望したいんですが、まず、その、なぜ、そういうふうになるのか、入っても獲れないと。おりが置けない。わなが置けないというようなことになるのか、そのへんは、お聞きになったことはありませんか。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） わなだけの資格をとってですね、捕獲をするという、まあ法の方も変わりましたがけれども、その駆除活動についてはですね、猟友会に委託してですね、まあ、やっております。主に、猟友会は鉄砲でされておるんですけども、猟友会の中にですね、おりを、わなを持ってですね、会員になられる方が少ないということも聞いております。こちら、町としても資格持っておられれば、こういった駆除活動にも参加してもらうためにも、猟友会の役員会の席でも、まあ、こういうようなことで、町もPR、資格をとっていただくようにPRしますので、猟友会の方はですね、是非会員になって欲しいということも言われております。それで、まあ、今、笹田議員も言われました、その駆除活動についてはですね、やっぱり法的な問題があったりしますので、それから、まあ、いろいろ保険もかけられております。ですから、法的な問題ありますので、こちらとしては、1つの組織である猟友会、それから捕獲していただく会員の方についても、全て名前を挙げていただいております。今95名の方がですね、申請していただいております。ですので、是非猟友会に入りたいというふうな思いです。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） あの、まあ、場所によったら、いろいろあるんですけども、昨日、ちょっとインターネット見てますと、島根県的美郷町いうところですね、そこは、やっぱり駆除班を編成して、で、おりを、わなを置いてしているということが出ていたんですけども、それ特に、女性の方が、婦人会が運営するとかということが書いてあるんですけど、そういったところもあって、置けると。ほんで、今回なんか、あの、やはり農家の方が言うと、法律は法律やけども、この収穫時期だけでも、イノシシ、わな、自分とこの田んぼの周り、あぜにだけにでも、わなでも何でも置けるようなことにしてもらわれへんかというほど、困っておられます。結局、獲っても美味しくないとすることも、夏のんは、もう大根食べるよりまずいから、餌を食べさせて美味しくして秋に獲る。猟期になってから獲るんだという様なことも、ちらっと聞くんですけども、8月のね 31日の記事なんですけど、朝日新聞に、ちょっとこれコピーですけども、載っていたんですけども、ここも美郷町ですけども、美郷町の、島根県的美郷町 6,000人余り、5,800何人余りの、その町なんですけども、ここではね、駆除に対しては、イノシシが 5,000円ぐらいで安いんですけども、結局、あの、おり・わなで獲った、そのイノシシを、その町に加工所があって、鴨の何か加工所だった所を、使ってないのを加工、もうちゃんと、もう1回直して、修理したり改善して、そこに加工所、町独自の加工所を作って、で、まあ例えば、それを作って、町内に、まあ売ると、やはり町内の人にも売られるとは思うんですけども、結局、お肉屋さんとかに影響があったら駄目なので、外へ営業をして、こう卸をして、その特産品としてイノシシ用の肉を売っているという、こういった記事が載っているんですけども、やっぱり、そういったところも、是非考えてもらえたらなと思います。で、イノシシは美味しいけども、シカはまずいと言いますけど、やはりシカは、その夏場に、美味しいので、丁度、田んぼに入る頃のを駆除した、夏したシカは、食べ方によったら中々美味しいですね。ビールで炊き込むとか、唐揚げとか一杯あるんですけど、やっぱりシカのコロッケもそうですけども、コロッケだったらミンチで少ししか入りませんから、やっぱりそういった意味で、いろんなことを募集してね、町が募集して、料理の仕方とか、それから、どういったことをしたら居なくなるでしょうとか、そういったアンケートなんかをとって、やはり積極的に農家の人だけじゃなくって、一般の人からも聞くと、いろんな、こういいアイデアがうくと思うんですけども、ただ個体数を減らすと言っても、その法律が変わって、おりやわなが受けれるようになって、できても、中々その実現、実施できないという、今現状ですのでね、やはり、このイノシシの肉がたくさん売れるということになれば、獲る人も力を入れて獲りますし、やっぱり害も減って、ある意味で、こうやる気も満々になってくると思うんですが、そのへんは、まあ、加工所って急に言ってもあれなんですけども、その様な取り組みも必要ではないかと思うんですが、そのへんに関しては、いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） この佐用地域ではシカコロケ等ですね、シカの活用ということで、今やって、やられております。県内でも他のところで、シカの活用方法いうのをされておりますけども、需要の関係がですね、もっと増えれば、そういうような利用ができると思いますけども、今の内容につきましては、ちょっと私、今個人では、ちょっと難しいなというふうに思っております。それで、あの、現在捕獲したイノシシまたはシカについては、1頭1万円の町の助成をですね、しておりますけれども、近隣の、この管内、近隣ではですね、他は5,000円とかということで、まあ佐用町については、ちょっと、額を多めの額として助成をさせていただいております。まあ、捕獲活動していただく会員の皆さんにも、夏場非常に大変だと思わすですけども、またそのある程度、人数を確保してされますので、勤務形態等から言いますと、やっぱり土日、祭日、まあ、そういった日が中心になってされております。非常に全体から言いますと非常に多くの捕獲もさせていただいておりますので、こちらとしてはですね、なるべくもっと多く捕獲していただきたいということで、またお願いはしておきたいというふうに思っております。

議長（西岡 正君） はい、後2分です。笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） あの、いろいろ考えていただいたらいいんですが、先ほど、町長が、石堂議員の時に、おり・わなに関してのね、援助も考えたいということをおっしゃったんですが、まあ、私の質問をした時には、駄目だと言われたんですが、やっぱり、そういう答えが出るということは本当に農家の方が困っている状況を、町長は把握され、また理解されて、そういった意見になったんだと思うので、いいことに繋がるように思います。

次に、最後ですけども、時間があまりないので、この先ほど、すいません、教育会館と、ちょっと間違えて、教育事務所の間違いでした。訂正します。

で、やっぱり、これは明治17年に、できたという郡役所なんですけども、やはり大正からなくなって、そして、今まあ、大撫山のところに短く走りますが、なりました。近くに行きますと、その埋蔵文化財は上郡も、ちゃんと展示されて無料で展示されてますし、福崎町は、本当に史料館として、そのまま残され、形も残され、県の重要文化財にも指定されております。やはり、文化というものは、本当に大事で、先ほどもおっしゃったけども、やはり歴史にも、やっぱり興味を持ってもらう意味でも、これから、今直ぐにというんじゃないかって、時間をかけて、他の議員の方の質問なんかも踏まえて、本当に検討していただき、いい方向でお願いします。

議長（西岡 正君） はい、時間が来ました。はい。

はい、時間が参りましたので、これで笹田鈴香君の発言を終わります。

ここで、昼食休憩にしたいと思います。再開を、午後1時35分といたします。

午後00時34分 休憩

午後01時35分 再開

議長（西岡 正君） 会議の前でありますけれども、昼から若い方が大変傍聴に来ていただいております。

〔鍋島君「ちょっと、ちょっと聞こえない、聞こえない」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） 聞こえません。

〔鍋島君「聞こえない」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） ああ、雑音で、ああ、すみません、今日は、傍聴に来ていただいてありがとうございます。

若い皆さん方が、町の行政に関心を持っていただくということは、佐用町の将来に繋がることですので、これから度々お越しいたいただきますようお願いします。

それでは、休憩を解き、会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

8番、井上洋文君の質問を許可いたします。

〔8番 井上洋文君 登壇〕

8番（井上洋文君） ちょっと訂正がございますので、2番の地域活性化へ農商工連携をのこれで、税制面で支援するというを書いておりますけれども、税制面等で、等を入れていただきたいんですけども、よろしくをお願いします。

それでは、質問をさせていただきます。8番、井上洋文です。私は、今回3点の質問を行います。

第1点目は、地球温暖化対策に対する本町の取り組みについてです。近年、異常気象や海面の上昇、乾燥地域の拡大や豪雨の現象など地域温暖化の影響と思われる現象は、至る所で起きております。私が育った水根でも16年の台風による豪雨で集落の地形が変わるような山林の土砂災害の発生により、未だに復旧災害が行われている現状でございます。小川に多くいた魚の種類も減少し、生息状態までも私達の子どもの頃と違って来ております。本年の夏、各国の首脳が集まり開会された洞爺湖サミット、メインのテーマは地球温暖化問題でした。今地球全体で取り組む最も急がれる問題になっております。各自治体でも東京都が6月25日、国内で初めて大規模事業所にCO<sub>2</sub>の排出削減を義務付ける条例改正を行うなど温暖化防止策を各自治体で取り組んでおります。

通常国会で、地球温暖化対策の推進に関する法律の改正案が成立しました。この法律は、平成9年の京都議定書の採択を受け、国・地方公共団体・事業者・国民が一体となって、地球温暖化策に取り組むための枠組みを定めた環境施策の基本たるものです。

旧佐用町におきましては、地域省エネルギービジョン策定等、事業報告書を平成13年発表しており、短期・中期・長期としての目標が明確に決められており、その中に地球温暖化に対する省エネルギーとは、石油・電力・ガス等のエネルギーを効果的に利活用し、その消費量を節約することと、定義されています。更に、省エネルギーは再生可能なエネルギー等の石油代替エネルギーを探すよりも、経済的な投資と言われております。

更に1、各々の立場から取り組み、具体的省エネ行動。

2、省エネルギー設備導入の具体的検討。

3、役場職員が取り組むべき展開、スケジュール。

4、具体的行動目標の推進に寄与する段階別対策。

5、佐用町ならではの省エネ推進に向けた役割分担。

6、次年度以降の展開に有効な補助事業の調査、分析、提案。

そして、具体的行動からなっておりますが、短期・中期・長期として、検証はどの様にされているのか、今後新町において地球温暖化対策推進法改正に関しての、に関してどの様に対処されるのか、お伺いいたします。

第2点目は、地域活性化へ農商工連携をです。本町において、農林業はもとより、商工業においても、景気回復の兆しが見えない大変な状況の中、歯を食いしばって頑張っておりますが、中々先が見えない現状でございます。この度、農商工連携促進法案が成立いたしました。野菜や果物の農産物を作って、今のような販売では、経済効果は薄く、若い人は、専業では、中々取り組みができないのが現状でございます。これらの地域の資源に医療費と連携し、新たな商品の開発や地域ブランドの創出や流通体制の改善。販路の拡大を図り活性化を図るのが法案の趣旨です。この法案にて、新たな事業を起こす場合、事業計画が認定されれば、設備投資や生産販売、他の事業展開にわたって減税や低利融資、債務保証などきめ細かな支援措置を受けることが可能になります。本町においても農家では、後継者が都市部に出て行き、担い手が減少し、また高齢化が進み森林の荒廃や耕作放棄地が進んでいるのが現状でございます。また、一方では中国製品による中毒事件や産地偽装問題が相次ぎ、国内の農産物を求める消費者が増えております。全国的にも民間企業が農林業に注目し始めております。この19日には、65億円の認定が行われております。意欲的な事業者を制度に乗せるように行政が後押ししていくことが先決だと思います。まず、農林業者と商工業者の出会いの場の設定を考えられてはどうでしょうか。町長として地域活性化への切り札としての取り組みをどの様に考えておられるのかお伺いいたします。

第3点目としましては、学校での金銭教育は、どの様にされているのかお伺いいたします。最近では、借金と返済を繰り返し、最後にやむなく自己破産に至る人が、年間約16万人いると言われております。また5社以上の金融会社から借金をしている多重債務者は年間130万人にもものぼります。私に対しての相談も、最近若い人が増えており、田舎だからと安心はできません。計画性がなく、お金を浪費する給料だけでは支払できなくなってしまう。軽い気持ちでサラ金等の街金に手を出してしまう。早いうちから金銭感覚を養いトラブルに巻き込まれたり、ニートになることを防ぐことが大事と思われませんが、本町における学校での金銭教育はどの様に組み込まれているのかお伺いいたします。

以上、3点、この場から質問を終わります。

議長（西岡 正君）                      それでは、町長答弁願います。

町長（庵邊典章君）                      それでは、井上議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

最初の、地球温暖化対策に対する本町の取り組みについてでありますけれども、今年から第一次約束期間に入りました、京都議定書の目標を達成するためにも、地球温暖化防止対策は、国を挙げての重要な課題でありまして、市町村におきましても、その責任を果たしていかなければならないということでございます。

佐用町におきましても、本年5月には、地球温暖化対策実行計画を策定し、役場、学校をはじめ公共施設について、温室効果ガス総排出量を平成24年度までに平成19年対比で6パーセント削減することを目標に取り組んでいるところでございます。今後も京都議定書の削減目標の達成という法改正の趣旨を踏まえて、削減強化に取り組んでいかなければなりません。また、地球温暖化など環境問題の大切さを気づき、学ぶことのできる「はりまエコハウス」の活用を図りながら、住民の方々にも各家庭、各職場の一層の省エネ生活の促進が図られるよう取り組みを進めていく必要があるものと思っております。更に地域環境ボランティアの佐用町地球温暖化防止活動推進協議会と町が主催する環境フォーラムや町広報に掲載をしています「シリーズストップ温暖化」等の啓発にも取り組んでいく考えであります。

一方、事業所についても、ひょうご環境創造協会のグリーンエネルギー基金を活用して、平成16年には、佐用自動車整備工場に啓発用の太陽光発電装置が設置され、普及啓発に

も努めていただいているところであります。

今回の改正は拡充部分の策定義務者が、都道府県、政令市、特例市に限定をされていますが、町といたしましても、兵庫県が策定することとなる地方公共団体実行計画に協力していき、当町の自然エネルギーへの取り組みと合わせて、長期計画の策定をすべきものと考えて、今後十分検討をしていきたいというふうに考えております。

次に、農商工連携促進法の本町の取り組みについてのご質問ですが、この法律は、中小企業者と農林漁業者とが有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して行う事業活動をすることにより、中小企業の経営の向上及び農林漁業経営の改善を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的として、今年度、新たに設けられた制度であります。私も、未だこの制度については、十分に熟知しておりませんが、中小企業者と農林漁業者とが連携をして、それぞれの経営資源を有効活用して新商品の開発、生産、マーケティング調査等行う事業にかかる経費の一部を補助するというものであって、平成20年度の募集については、この19日に既に締め切りとなっているということでございます。この事業の内容について調べてみますと、今年度採択されるであろうという取り組みにつきましては、一例としては、和歌山産の完熟の柿を加工した新健康食品の製造販売でありますとか、出雲産の果物、これはブドウ、柿、イチジクを活用したドライフルーツ商品の改良開発及び販路の拡大、またもち麦を使った健康志向のパンの生産等々の事業が認定をなされているということでございます。今年度、新たに設けられたこの事業につきましては、今後詳しく調査や、また研究をしていき、佐用の代表的な特産品であります「もち大豆」「黒大豆」「ひまわり」「蕎麦」などが、うまく事業展開できるかどうか、また、これらに合致する中小企業者が見当たるかどうか、また、そういう方々がいらっしゃるかどうか、農協や商工会とも連携して、情報の提供などもいただき、また町としても研究したものを情報の提供をしながら、調査研究してみる必要があるというふうに考えております。まあ、今年度始まった制度であり、未だ十分な研究はできておりませんが、やはり佐用町のような形で、中々特産品がないし、農林業を中心とした、いろんな生産品目をですね、新たな企業活動につなげていけるような、そういう1つの、このきっかけになるような、この法律、こういう認識の下にですね、研究をしていく必要があるかというふうに思っております。

次の、学校での金銭教育についてというご質問につきましては、教育長の方から答弁していただきますので、教育長、よろしく願いいたします。

簡単ですが、私からの答弁は、この場では、以上とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 教育長、はい。

教育長（勝山 剛君） それでは、町長に引き続きまして、学校での金銭教育につきまして、答弁させていただきます。

議員がお尋ねの金銭教育についてですが、最近、金融教育とも言われるようになってきております。この金融教育は、お金や金融の様々な働きを理解して、それを通じて、自分の暮らしや社会について深く考え、自分の生き方や価値観を磨きながら、より豊かなより良い社会づくりに向けて主体的に行動できる態度を養うことを目指しております。

お金を手がかりにした授業を進めることによって、子ども達は、生活や社会にかかわる知識や物事をより具体的に把握して理解することができます。また、お金の係わるだけに、問題をより身近なものとして捉え、他人事ではなく自分の問題として現実に即し、自分なりに工夫して判断し、行動する力を養うことができます。現在多重債務者の増加等様々な問題について関心を高めていくことができると考えております。



具体的に、学校現場での学習についてですが、まず小学校では家庭科、道徳、生活科において、お金の無駄遣いをしないで、計画的に使うなどの指導を行っております。また、5年生、6年生の家庭科においては、物を買う時に、本当に必要な物かを、よく考えて、大切なお金を有効に計画的に使うことを学習させています。特に6年生においては、修学旅行等の現場での小遣いの使い方について、事前事後の指導を行い、一定の金額の中で、よく考えて物を買うという実践的な指導も行っております。これにつきましては、中学校も同様であります。また、中学校においては、金融とお金の価値の学習の中で、銀行等に貯金をしたり、逆にお金を借りたりする場合の仕組みについて学んでおります。中でもお金を借りることについては、消費者金融と利息の仕組みなどを学習し、多額の借金を抱えて自己破産するケースもあることなどを知らせながら、お金を借りる場合は、健全な経営がなされている金融機関から返済の目途を立てて、借りることの大切さなどを指導しているところです。以上、簡単ですけれども、答弁とさせていただきます。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8番（井上洋文君） 1番の地球温暖化対策に対する本町の取り組みについてお聞きしたいと思うんですけれども、この平成13年の3月、旧佐用町で、佐用町地域省エネルギービジョン策定事業という報告書をいただいておりますけれども、これ町長、どんなんですかね、あの、町が4町が合併したわけなんですけれども、その合併したから、こういう、ここに書いてます、短期・中期・長期のですね、いろんな目標設定もされ、また住民、小中学校、公共施設、交通事業所等でですね、同じく、まあ、短期・中期・長期、コンサル入れて、相当分厚い、この報告書はなっとんなんですけれども、そういう報告書を作っただけでですね、これ、あの、4町合併した、それがなくなってしまって、今では、全然そのことに対する認識すらないという様な現状じゃないかと思うんですけれども、この温暖化対策等については、行政が、まあ、4町が1本になったということについて、引継ぎ等ですね、その、行われてないんじゃないかと思うんですけど、そこらどうですか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵造典章君） はい、旧佐用町でですね、こういった問題に、いろいろと積極的に取り組んでいかなきゃいけないという当時研究して、先生方の専門家の指導も得てですね、町としての、今後取り組むべき課題、また方向をした報告書まで作成しております。そういう物が、当然、これは合併したからと言って、これをなくなるものではないわけなんですけれども、確かに、今議員ご指摘のようにですね、合併時の、いろんな問題、たくさん問題のある中でですね、この物を、もう一度、全町、新しい新町としてですね、再確認をして、勉強会をすとか、またその報告書をですね、新たに、皆に配って話をするとかという様なことまでは、いたしておりません。ただ新町になってからも、こういう各庁舎、また、こういう事業者、事務所ですね、いろいろな所でのエネルギーの、まず削減、絶対量を削減していく燃料、エネルギーの削減をしていくと、こういう取り組みがですね、継続して行っておりますし、例えば、消灯でありますとか、水道水の削減、節水でありますとか、またガソリンの使い方、こういう自動車の運転の仕方、こういうことについては、継続して、ずっとやっております。それから、資源として、コピー用紙、この紙のですね、消費、これについても再利用をしたり、裏側を使ったりですね、また再利用できるものは

全て古紙業者の方に渡して、燃やさない。それによってリサイクルをして、それをトイレットペーパーに活用、トイレットペーパーとして町の方にいただいて、各事業所なり役場なんかにも使うという様なことの取り組みも継続して行っておりますし、まあ、そういう一つひとつの取り組みについては、継続して、新町になってもやっておりますので、この温暖化対策については、ただエネルギーの削減だけではなくてですね、今後、本当にCO<sub>2</sub>の削減には何が本当に効果的なのかということをも町としては、もっと本格的なものを考えていかなきゃいけないということで、今後にも繋げて行きたいというふうに思っております。まあ、ご理解いただきたいと思っております。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8番（井上洋文君） 町長、今、答弁されましたんで、あれなんですけれども、まあ、この本事業の趣旨ということで、これは4町、まあ、似たり寄ったりの、地形なんですけれども、ここで、述べられておることでは、本町では、環境庁の指定する全国108の、旧佐用町の場合ですけど、星空の街の1つとして、星の都さようをスローガンとして恵まれた交通至便を背景に、町内の様々な自然環境と田園都市のまちづくりを、これまでに展開してきたと。以上のようなスローガンに基づき、まちづくりの一環として捉えていきたいという様に、まあ、このビジョンが、の趣旨がですね、この様に、まあ、書かれているわけなんですけれども。それと事業の効果としては、こういう効果があるんだということで、イとして、広く地域内外の住民の省エネルギーへの関心の高まり。ロとしまして、省エネルギーの実現に伴う各種の数値的削減効果。ハとしましては、省エネルギーの実現に伴う観光をはじめとする各種産業の波及効果。ニとしましては、省エネルギーの実現に伴う自主的な取り組み気運の情勢。ホとしましては、県の継続目標値の達成に向けたベース作りと。この様に、事業の背景、また事業の効果等を謳ってですね、そして、短期・中期・長期と、そして役場職員、行政職員、町民、事業所と、この様に分けてやられとうわけですけども、短期とは1年以内。これには、自転車の利用促進運動。中期としましては、3年以内と。省エネ機器の買い換え、自動車の相乗り。長期としましては、5年以内と、ISO14001の習得。町民プールにおける太陽熱温水器の導入。西はりま天文台公園の太陽熱温水機器及び太陽光発電の導入と。ハイブリッドカーの購入と、智頭急行への自転車の持ち込みと。この様なことが、短期・中期・長期で決められておったわけなんですけれども、今、先ほど、町長が言われた、どの町でもやってるような内容のことなんですけれども、これ一歩踏んだ、ましては、コンサルまで入れてですね、こういう大きな物を作って、町民に配ってですね、こういう短期・中期・長期には、こういうことやるんだということをやられて、その何も、この検証も行われるなどしてですね、こんなバカな話ないんじゃないですか。ここの今言ったようなことに対しての答弁は、町長として、どの様にされるか、そこらをお聞きしたいんですけども。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵道典章君） まあ、あの、その中にありましては、既にやっていることですね。当然まあ、できない部分も、例えば太陽光発電なんかについては、未だできておりませんし、そういう部分もありますけれども、町として、これまで、当然、他でやっておりますようなね、節電でありますとか、ガソリン、自動車なんかの通勤、これも近い所では、通

勤をですね、自転車で通勤をするとか、そういう職員としてできること、そういうことは、やってきておりますし、また、その冷暖房なんかの当然、温度等についてもですね、まあ、夏場の省エネ、クールビズなんかの運動をやったり、それから新たな取り組みといして、そういう中から、今年各大型店でレジ袋の廃止という、これは、あの、そういう運動が住民から、住民運動としても広がっていった、皆さん方に対策としてですね、地球温暖化防止推進協議会という形で、いろいろと活動していただいておりますけれども、そういう皆さんとも連携をしてですね、こういう活動をしているということです。ですから、あの、このリサイクルと紙の再利用等につきましてもですね、かなりの成果を挙げて、このへんは、数字的にもですね、出してきておりますので、一応活動としてはですね、そういうものに則って、精神を受け継ぎながら、実施しているということであります。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8 番（井上洋文君） まあ、あの、そういうふうにしてですね、また、この同僚議員に対しての答弁もございました。計画をきちっと立ててですね、そしてやっていくという様な答弁ありましたんで、また、その点、お願いしたいと思います。

それで、その中で、特に今回、具体的にですね、ちょっとお聞きしたいのがあるんですけども、今回、あの佐用保育園がですね、まあ、建設される運びになっておるわけですけども、ここら太陽光発電の設置等ですね、そういう、まあ省エネに対して、やはり、これから取り組んでいかれるのであれば、そこらの検討もされているのか、そこら、ちょっとお聞きしたいんですけども。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 一番、今ですね、新しい自然エネルギーとして太陽光発電というのが、まあ、これ世界的にも、かなり積極的に取り入れられております。まあ、そういう中で、町としても、当然これは検討は、しておりますし、こういう太陽光発電について、この施設に、まあできるかどうか、今回の佐用保育園の改築においても、当然、検討はしたわけです。しかし、まあ、今、これはまあ、経済的なことと言いますか、経済効果の中で、比較をしますと、どうしても投資効果というのがですね、中々そこで計算すると図れないということです。まあ、その、相当の、当初の初期投資があると。その、投資額を回収するのに 20 年とかですね、まあ、それ以上かかるという様なですね、そういう状況の中でですね、まあ、実際にはお金のことに帰られない部分があるかもしれませんが、まあ太陽光発電を設置するにも、その資材とか、そういう物は全部使っていくわけなので、まあ、今のところ、太陽光発電を本格的にですね、そういう物に、試験的には、今それぞれ、近くでやっている所あるんですけども、本格的な物として、今、町としては、できておりませんし、今回の保育園においても、それは見合わせているという状況であります。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8 番（井上洋文君） これ神戸新聞の今年の 6 月 25 日にですね、これは、あの、公共施

設に対してということじゃなしに、家庭向け補助金検討と太陽光発電の普及促進ということをですね、経済産業省が総合資源エネルギー調査会部会で地球温暖化対策として、二酸化炭素を排出しない、太陽光発電の普及促進に特に方針を示したと。一般家庭が設備を取り付ける際、費用を一部補助することなどを検討と。現在1戸当たり230万円による導入費用を3ないし5万円以内に、半額程度まで、ああ、3ないし5年以内に、半額程度まで抑えていきたいというように、まあ神戸新聞に載っていたんですけども、公共施設も、こういう面では、家庭向けより、まだ補助がされるんじゃないかと思うんですけども、そこらのことも検討されてはどうかと思うんです。それと、まあ、あの特に公共施設等に、いろんな所で、ツル性の植物により緑のカーテン等ですね、また今回、私も、これは言っておきたかったなと思ったことがあったんですけども、この洞爺湖サミットが開幕する日にクールアースデーと、地球温暖化対策の日に、温暖防止の願いを込めて7万6,000の施設参加のライトダウンを行ったと。本町としましても、天文台を有する町として、1日ぐらい、このライトダウンをやっても良かったんじゃないかと思うんですけども、そういうことをしてですね、町民に引継ぎをするということは、今後どうですか。何かの、そういう時にですね、天文台とも相談しながら、ライトダウンを1日ぐらいやってみてはどうかと思いますけども、それは、どうですか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

町長（庵邊典章君） はい、今、そういうお話いただいて、まあ、そういうことも、洞爺湖サミットの時にですね、ああいう取り組みをされた時に、1つの今言われるように、そのこと自体が、それ程大きなね、効果が上がるかどうかというのは、別問題として、町民の皆さんに、そういうことを考えていただくきっかけとしてね、また天文台の1つのイベント、天文台を、またPRして行く、天文台がある町、佐用町のイメージをですね高めていくような、そういう中で、そういう取り組みが、また必要であれば、天文台の行事の中でですね、また検討をしていきたいというふうに思います。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8番（井上洋文君） もう1点、ちょっとお聞きしたいんですけど、この実行計画協議会を設置し、地球温暖化対策実行計画の充実を図るといふ、今回の法改正でもあつとんですけど、これは今、ちょっと私、聞き漏らしたんかも分らんですけども、これは、あの、町長、取り組まれるように計画されているわけですか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

〔住民課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 答弁の中にもあったんですけども、佐用町におきましても、地球温暖化対策実行計画ということで、この5月に内部で組織をつくって、平成19年度の、それぞれ灯油とかガスとか水道の使用料を分析して、向こう5年間6パーセント削減とい

うこの目標の計画を作っております。現在、各課ごとに省エネ委員会とか、実行部隊の方を、担当させていただいて、そこら辺の分析をしながら、省エネに向けて取り組んでおります。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8番（井上洋文君） この中に地球温暖化活動の推進委員を委嘱することも可能ということになっただけですけども、こういう推進員等についての委嘱等も考えられているわけですか。

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 推進員については、現在のところ、未だ考えておりません。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8番（井上洋文君） 是非とも考えていただきたいと思います。

地球温暖化というのは、先ほど、町長の答弁ございましたけれども、行政だけの問題ではなく、各々家庭一人ひとりの、その取り組みが、これは、あの、（聴取不能）ある問題やないかと思うんで、町民、行政一丸となってですね、この問題に取り組む、これが各行政の競争になるような、この時代が必ず来るんじゃないかと思うわけなんで、ひとつ取り組みの方をよろしく願います。それでは、この問題については、終わらせていただきます。

2番目の地域活性化への農商工連携をとということなんですけれども、今のですね、この現在の佐用町の農林業または、商工業の現状をですね、同僚議員、新田議員等が質問されてですね、大変な状況になってるという、まあ質問もあったんですけども、私も大変な現状、不景気な現状になっているという、まあ認識しておるわけなんですけれども、町長、あの今の、この農林業、特に、まあ、商工業等についてですね、佐用町の現状はどの様に認識され、今後まあ、どの様な方向で行こうとされてるか、大まかな、その1つの町長としてのですね、目標というのか、ビジョンというのがありましたら、お聞きしたいんですけども。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

町長（庵道典章君） これは、非常に大きなテーマですから、町としてのですね、1つのビジョンを立てて、これを対策、いろいろと事業なり、まあ対策を展開していくということは、中々難しいという点、これは皆さん、随分お分かりのことと思いますし、まずは国の方針、国のあり方、こういうところがしっかりと方向を示し、そういう中でですね、この地方が、地域が、それぞれの特色を、まず、その中でいかながらですね、まあ、努力していくということしかないと思うんです。ただ、まあ、特に農業の問題においては、これは食糧の問題、ここに大きく当然連携ををしているわけです。本来、まあ農業というの

は、人間、こう生きていく、生活する、生きていくためのですね、エネルギー、食糧を生産するということにあるわけで、その活動が1つの経済活動に繋がるわけです。で、まあ、今の日本の国のあり方として、エネルギーベースでですね、もう40パーセントを切り、穀物の生産ベースでは、もう30パーセントを国内産としては切って、70パーセント以上をですね、海外に輸入に頼っていると。そういう中で農業を活性化すると、その農地が荒れているのをですね、これを守れと。農業で生産、生活できるようにですね、していけといっても、これは本当に難しいと言うんですか、不可能なことではないかなと。逆に国が、国としてですね、やはり私達国民の生命というものをしっかりと保証していくための、この目標として、せめてイギリス並みの70パーセントでありますとかね、ヨーロッパ各国であれば、ほとんどもう100パーセントなんですけども、そういう、そのせめて70パーセントぐらいの目標を立ててですね、それを、いろんな方策で、これを展開していく、その方策の中に、町のいろんな今後、農業の対策というものが生れてくるのではないかなというふうに私は思っていて、まあ、それは国に全て責任があるということで、町が何もできないということではね、これは、それは、ほなら、何もしなくてもいいのかということになるんで、そうではないと思うんですけども、基本的なところを、やっぱし、これを変えていくべきだと思いますし、まあ、あの特に経済が、地方と、また都市部との格差というもの、このへんも大きい格差があるというのもですね、やはり大きくは、この食糧問題に起因しているんじゃないかと。農地そのものが食糧を生産する必要性がない、価値のないものであるということであれば土地の価値がないということでもあります。まあ、林業についても、そういうことで、一生懸命、山を守っても、育ててもですね、木を使えない。輸入に頼って安い物で入れていくということであれば、これはもう、どうしても、そこに経済的な活動というものが、これは、もうできないと。もう農業なり林業から離れてしまうということでもあります。まあ、しかしまあ、そういう中で今回、その非常にいろんな農業問題にも食糧問題にも問題が起きてですね、やはり、そうではないと。やはり、もういっぺん食糧なり、この農業の問題も見直すという機会が、今うまれてきておりますし、林業においても、環境問題を含めてですね、これをもう一度資源として、環境資源としても見直さなきゃいけないという、そういう形が、気運が生まれております。こういうものを捉えてですね、佐用町としては、しっかりとまあ、農業にしても、林業の問題にしても、これをいかしていかなきゃいけないなというふうに思っております。

また、商工業については、そういうものとも、地域経済全体の底上げの中ですね、まあ、そういう農業製品の加工でありますとか、林業の中での、また、それを使ったですね、利用した、何か活動ができるというようなもの、新しい産業も生まれる可能性もあります。そういうことも目指さなきゃいけないなと思います。まあ、今の現状としては、非常に、今お話のように厳しいといいますが、このままでは衰退していくという、そういう危機感というものは当然共有して、私も持っております、中々これで方向を示して、町として、これでいけば、皆さんに大丈夫ですよと、夢がある未来というものを示せますよということが言えないのが残念ですけども、まあ、そういう私自身の思いは、思っているところであります。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8番（井上洋文君） まあ、あの、先ほどから町長答弁ございました、まあ、詳しい調査し、もち大豆やひまわり、まあ農協等々と連携し、調査していくというような答弁ござい

ましたけれども、まあ、この農商工連携というのはですね、今までに、そういうことをして、佐用町の、この活性化につなげて来たということに対しては、これは行政の方主導ですね、経費を要しますけれども、今回の農商工連携というのはですね、今までのような、この縦割り行政からですね、農林水産業者と経済産業省が共同で支援するということで、農林業者と商工業者、これ農林業者は、特に佐用町のようなところは、土地が荒廃してしまって、その、休耕田が多いと。それから、まあ商工業者の皆さんについては、大型店が入って来たり、まあ、いろんな流通がですね、昔と変わってしまって、段々と厳しい状況に陥っておるということで、それならば、どうしたらいいかということで、今回は、この農林業者と商工業者とが一体になって、そして大型店やですね、そういう今までの流通と変わった、そういうものを研究していこうというのが、今回の農商工連携なわけなんです。ですから、既存にある、そのひまわりとか、もち大豆等についてですね、どの様な、そういう活性化につなげていこうということも1つの方法だと思うんですけども、これは、まず、ここにありますように、農林業者と商工業者というのは、縦割り行政で、今までは、全然、あった事がないという様に思うんですね。商工業者が農家とか林業の方と、この佐用町におきまして、お話されたという様なことは、なかったんじゃないかと思うわけですね。それが、今回は、農林業者の皆さんと、それは休耕田もある、山も荒れている、その活用に対して農林業者と商工業者、土木なんか厳しい、その土木のノウハウをいかして、何か、その休耕田でできないかという様なことを、まず話し合おうというものが農商工連携なわけですね。そやから、ここにもありますように、建設業者はわさび栽培に取り組んだと。大学から栽培管理技術の指導を受け、土木工事のノウハウをいかし、地元農家と共有して休耕田でわさび栽培装置を導入して栽培と。販売ルートも老舗の蒲鉾店と連携しながら販路拡大を行っている。という様ですね、今までの既存のことばかり考えるんではなしに、こういう農耕業者がですね、農林業者が商工業者と出会い、そしていろんなことを、これもやってみようではないか。この佐用町には、こういうこともやってみようやないかというようなことを、まず、話し合っ、そして事業の作成をしていくと。それに対しては、いろんな、その応援体制、流通に対しても応援しましょう。また、この金銭的にも応援しましょうと。そういうきめ細かな専門家が派遣されて来て、そして、そこでどういう物が一番いいかということの研究しましょうというような、このシステムが、この農商工連携の今回の法案なわけですね。

私、あの、この19日に、この農商工連携法案に基づく、この事業のですね、認定についてということで、この19日に、この間ですね、認定された69件というのが、ここにあるわけなんですけれども、これ見てましたらね、佐用町の方が、もっといいんじゃないかという様なことが、この69件の中にあるわけなんです。ですから、こういう法案ができて、また、これからじっくりして、未だ熟知してないというような、こんなことではなしに、佐用の本当に、あの商工業にしても、まあ農林業にしても、またそれ以外にしてもですね、大変な現状になっているということで、国が、この制度を県を飛び越えて、国が、こういう制度を作ってくれているわけですから、もっと担当者もですね、町長も、これを早く法律に対して機敏にですね、なっ、させていただき、することがいいんじゃないかと思います。はや、もう69件の認定が行われておるわけです。その中にですね、こういう物あります。奥尻島産のほっけ、高品質、冷凍保存技術の組み合わせによる新商品開発ということで、ほっけを、高品質の、今まで冷凍ができなかったんですけども、あまりいい冷凍ができなかったんですけども、高品質の冷凍保存技術の組み合わせ、そういう高品質の冷凍保存技術に着目してですね、そして、いい物を刺身用のほっけを開発できたとか。まあ、簡単な物であればですね、秋田県産の地域素材、菜の花、山菜、ハーブなどをいかした、高付加価値な加工商品、オイルやドレッシングの開発及び販路開拓とかですね、また、高品

質な茶の葉っぱ、茶を使用した高級ボトリング茶の開発及び販売と。これは、そういう飲料製造技術を活用してですね、そして、農商が一緒になって開発する。それに対しては、いろんなアドバイス等、大学とか、いろんな専門家がアドバイスを、そして流通に乗せているというようなことが、はや 69 件も認定されておるわけなんですね。ですから、それだけ今回の法律に対しての、そういう取り組みが全国的に、今行われている。これに対して、ポチポチとか、未だ熟知していないというようなことではね、これは、大変な、今、状況なんで、そこらを迅速にさせていただきたいと思うんですけども。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 今回の、新たな、この制度が作られたことについては、熟知していないということは確かなんで、申し訳ないと思います。それは。

しかし、実際、国もですね、こういうことは、もう、それぞれ、かなり以前から、ずっと努力してやってきていることなんですよ。例えば、旧佐用町においても、新しい特産品を開発しようとか、いろんな、その制度、一緒農林業者、農林関係者なり商工関係者一緒になってやってきましたし、また今既にですね、今日も商工会の青年部の方来ていただいておりますけれども、シカコロッケなんかというようなですね、地域の、まあ、そういう農業の、今、これは獣害の問題も含めてですけども、こういう新しい特産品なりを作ろうとかいう活動。そして収穫祭というような形で、商工会と農業生産者なんかが集まっていますね、一緒にまあ、こう、そういう催しも協力しながらやって、地域の農業と共に商工、商業の方もですね、活性化をしていこうという取り組みもしていただいておりますし、ですから、国においても、これ、私も、この制度十分にまた、今回の制度ということについては、研究をさせますけれども、実際に、これまでもそうなんですけれども、ただ、コンサルを派遣しますよとかですね、まあ、そのマーケティングとか、そういうことをやりましますよとかいうね、まあ、こういう制度をつくったら、もうそれでしまいということでは困るので、実際に、これまで例に挙げられましたような製品とか、そういうのんも、これまでも作ってきて、新たに、また新たにね、これを、また新しい商品なり、製品を開発していこうということについては、また、この制度も利用できると思うんですけども、決して、今まで何もしてなかったんじゃないし、地域においても、そういう取り組みが、既に、いろんな、それぞれの旧町においてもされてきていると。そういう中で、国においても、新たに、また、こういう制度が作られたという感、私は、そういう認識であります。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8 番（井上洋文君） まあ町長、言われますようにね、今までは何もして来なかったということじゃなしにね、それは、それで、あの、先ほど言いましたように、行政主導でですね、いろんなことに対して、されたことに対して敬意を払わせてもらおうし、それは、この地域の活性について、まあ、なっていると思いますけれども、今回、これだけ厳しい時代になってきてですね、もう一步、やっぱり経済的に、経済効果があるようなことをですね、これから考えてみてはどうかという提案をしておるわけですから、今までやってきたからということだけで、あれやなしに、特に今回、まあ佐用におきまして、いろんな、やっぱり、あの、その、ことが芽生えておるわけですけども、特に、まあ、同僚議員から、いろんなまあ、シカやイノシシのことについての、いろんな質問がございました。それほ



ど、まあ、この佐用町は、シカ、イノシシで困っておるわけですが、そのシカやイノシシを逆手にとって、コロッケができたりですね、まあ、ハンバーガーができたりして、まあ町おこしをやっておるわけですが、これもう一步深くですね、考えていただいて、まあ、これはまあ、特区ぐらいにせなんだら、あかんのか分らんのですけれども、このシカや、シカですね、放牧ぐらい、これまあ、日本で1カ所ぐらいあるように聞いておるわけですが、シカの飼育や放牧をして、シカ肉が、やはり安定的な供給ができなかったら、中々やはり、それを使って何をしよう思っても、中々できないということで、先ほど、例を出しましたけれども、冷凍技術の、そういう進んだ冷凍技術もあるということを知っておりますので、そういうシカ等、大きな、やはり、シカを使って、この町の活性化を図るのであれば、シカの放牧ぐらいですね、考え、そして、その冷凍技術もですね、研究し、商工会また農林業者ともよく検討しながら、もう一步、この流通に乗せるようなことをやってみてはどうかと、この様に思うわけですが、また、シカの、その獲れる時期ってというのは、決まっておるわけですが、シカの、この駆除等について、1年中やっぱり駆除しなかったら、シカは、やっぱりいなくなるというような、まあ、今日の、いろんな皆さんの質問も聞いておましてね、それならば、シカの供給は年中できるんじゃないかと。後、冷凍技術がどの様になるかというようなことについても、この今回の法案について、いろいろ、やっぱり研究されてもいいんじゃないかと思うんですけど、その点はどうですか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。はい、町長。

町長（庵道典章君） 実際には、いろんなね、実際、事業をやろうとすれば、それぞれ乗り越えなきゃいけない、いろんな課題がたくさんあると思います。1つの提案としてはですね、これまでも、シカの、これだけたくさんのシカが被害が出て、困っている状況の中で、その駆除を兼ねたですね、その中で活用ができないかということで、いろいろと検討もして来ておりますから、そういう中で、もうひとつ一步進んだですね、方法ということについて、まあ、今後研究をしていかなきゃいけないというふうに思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8番（井上洋文君） まあ、これは、この認定にならないかも分からないんですけど、こんなことは、町独自ですることなんでしょうけれども、ちょっとお聞きしたいんですけども、まあ、これだけ、ホルモンうどんがですね、佐用町の名物として、いろんな所から客が来るわけですが、もう一步やはり、このホルモンも踏み込んでですね、今回やっぱり、姫鳥線ができて素通りになるようなことにならないかと、私も危惧しておるわけなんですけれども、できれば、その平福の、そのインターの近所にですね、ホルモン長屋ぐらい建ててですね、そしてホルモンの町というようなことも、やはり、ある程度やっぱりPRしてもいいんじゃないかと。これは、休耕田と、また、そういう農地を、その挙げていただいてですね、佐用町独自の農商工連携ということで、そういうホルモンをもう一步やっぱり力を入れていくというような、その1つの今、若い人が、その力入れて、昇り気味になっている所が、もう一步力を入れるというようなことについてどうですか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁。

町長（庵逄典章君） あの、このホルモンうどんというのは、まあ、これまでですね、何年間に続いて亘って、ホルモンくわせ隊とかですね、まあ、あの本当に皆さん、商工会の中でも、まあいろんな所で、ホルモン宣伝していただいていますね、非常にまあ、佐用町の1つの、どう言うんでしょうか、特産じゃなくて、佐用の名物というようなですね、定着ができて、まあ一番経済の活性化にもですね、非常に今これは貢献している分野、ものではないかなというふうに、私は思っております。今まあ、中々商店街なり、いろんな所で新しいお店ができるというのは、もう少ないんですけども、まあホルモンのお店についてはですね、かなり今増えましたし、このお盆とか、いろんな時でも町外から、かなり遠い所からもですね、このホルモンを食べるだけに、目的で来ていただいているというのも、実際事実であります。私も先般も一度、お店に行って、4人ほど、いや4組ほどいらっしましたけれども、皆、知らない人ばかり、平日ですね。まあ、そういうことで、まあ、やっぱりどこにおいても、食べ物というのは、一番、人を引き付けて、まあ、そういう経済効果も非常に高いというものでありまして、まあ佐用町の、このホルモンうどんというものはね、大事にしていかなきゃいけないと思います。ただ、どこかに、ほならホルモン長屋みたいなんばかりを作って、いいのかという、まあ、それは、既存の、それぞれ地域の中でですね、いろんな所で皆さんが、商売していただいておりますから、そういう皆さんの、やっぱり活動が、やっぱり更にこう支援できるような町としては、ひとつ取り組みが、今後も引き続いて必要かなというふうに思っております。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、後3分です。

8番（井上洋文君） いろんな所で、まああの、いろんなことをやって、活性化に繋げていこうということで、取り組まれている方が、いろいろあるわけですけども、上月なんかであれば、上月地鶏の飼育というようなこともされておるようにお伺いしています。

まあ、あの、何分こういう厳しい時ですから、まず農林業者と商工業者が、この話し合うと。その中に、いろんな知恵が出て、また新しい、そのことが展開されるんじゃないかと思うんですけども、この農林業者と商工業者、特に遊休地を持っておられるような農家の方と、また、この商工業の方とが出会いをするという様な、そういう場を作ることに対しては、どうですか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

町長（庵逄典章君） それは、もうご指摘のとおりだと思います。

もう、こういう地域の中でですね、お互いに、それぞれの、やっぱり、それぞれの力を一緒に合わせないとですね、単独では何も、その事業はできませんし、協力することによって、また新たな物が生まれるということ。まあ、この点については、今、ご指摘のとおりでありますから、そういう機会をですね、作ったり、まあ、いろんな、そういう活動の中でも、そういう活動、一緒に活動できるようなね、形で、皆さんの、日頃の、この連携というものを、高めていきたいというふうに思っております。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8 番（井上洋文君） それでは、2 番については、終わらせていただきたいと思います。  
3 番目の学校での金銭教育については、先ほど、教育長の方から答弁ございました。大変取り組んでいただいているということでございますので、この件については、結構でございます。  
以上で、私の質問を終わります。

議長（西岡 正君） 井上洋文君の発言は終わりました。  
続いて、21 番、鍋島裕文君の質問を許可いたします。

〔21 番 鍋島裕文君 登壇〕

21 番（鍋島裕文君） 失礼します。21 番、日本共産党の鍋島です。

私は、まず町税課税における諸問題について質問いたします。前の6月議会で、私は、旧上月町の同和対策事業である小集落地区改良後の宅地の所有権未登記問題を質問したわけですが、この質問で8人9筆分の所有権未登記問題と固定資産税課税問題は、地方税法によれば、別の問題であり、同税を課税しなかったのは、当局の怠慢と言えるものであり、この問題は、税の側面から見れば、課税徴収漏れ問題として処理すべきことが明らかになりました。

そこで第(1)点目として、地方税法第343条第2項では、「町名義の土地であっても、実質個人所有であれば課税できる」となっています。このことからすれば、今回の問題の土地は、名義は町であっても、個人への土地交換契約書等があることや旧上月町が昭和60年に個人名義への所有権変更登記手続きをするよう通知を出している事実を見れば、法343条第2項、後段最後尾に規定されている土地を現に所有している者に該当するのは明白であります。

そこで質問として、6月議会で当局は、私の「課税すべき」との指摘に、「課税することは違法であり、課税できない」と答弁されていますが、これは、誤りではないか。

として、合法的と言うより法遵守の立場から課税しなければならないのに、課税しなかった旧上月町と合併佐用町の責任については、どう考えられるのか。

として、早急に課税処理をすべきだがどうか。また課税徴収漏れであれば、5年の時効期限内の分も課税しなければなりません。法に照らして、この5年分の課税はどうか。

第2点目として、上月カントリークラブの会社更生における延滞金徴収問題について伺います。町長は、先の議員連絡会で、同クラブの延滞金は、管財人の要請により放棄する旨の報告をされましたが、同延滞金が町の大事な債権からして、安易な放棄は許されないし、放棄するのであれば、その根拠を町民に明確にすべきであります。

そこで、質問(1)として、昨年10月11日の印藤管財人の報告書によれば、同クラブの優先権のある更生債権として固定資産税の他にゴルフ場利用税や社会保険料などがあります。これらの延滞金総額は、1億7,000万円で、その内、佐用町分が8,000万円であります。兵庫県も、この延滞金放棄なのか、確認されたのかどうかを伺います。

(2)として、本町は、この8,000万円を請求すれば、上月カントリークラブ会社更生はできず破産をするというふうを考えておられるのか、その根拠を明確にできなければ、安易に放棄すべきではないと思います。

第3点目として、住民税の還付について質問します。この質問は、先の補正予算審議の中で質問していますが、確認のためいたします。

質問(1)7月31日までの申請による還付件数と総額はいくらか。

(2)として、未還付の件数はどのくらいあるのか。また、どう対応されるのか。

第4点目として、税滞納での強制処分である差押えの内容について質問しますが、先の決算審議の中でも答弁を受けての質問といたします。

質問(1)19年度の差押え件数は何件か。

(2)として、そのうち5年の時効成立とは無関係の4年未満の件数はいくらか。

(3)として、差押え債権保全、通告書の件はチケットなどの券となっており、権利の権に訂正いたします。この債権保全に限定すべきではないでしょうか。

次に、国保制度の諸問題について質問いたします。

住民台帳の世帯主が社会保険加入者の場合でも、国保の世帯主になっているのが「擬制世帯主」と呼ばれるものであります。この場合は、実態としても、国保加入者が低所得者でも国保税の算定には、この擬制世帯主の所得は算定されませんが、国保税条例第23条の減額を適用する時は、この擬制世帯主の所得が計算されるため、税の軽減措置が適用されない事態も起こることになります。そこで、第(1)点目として、本町の擬制世帯主問題について質問いたします。

質問 として、国保の擬制世帯主は、本町では何件あるのか。そのうち、会社などの健康保険加入者は何件で、後期高齢者医療制度の加入は何件か。

として、現在国保擬制世帯の世帯主変更届がされた件数は何件か。

として、擬制世帯主のうち変更届けがされた場合に、国保税の軽減が考えられる件数は、何件ほどあるのか。

、この制度の町民への周知をすべきだが、どうか。

第(2)点目として、厚労省の通知では、乳幼児医療制度対象世帯は、資格証明書発行の対象外であります。昨年12月議会での私の質問に町長は、「要綱化は検討する」と答弁されていますが、どうでしょうか。

第(3)点目として、本年4月から国保税の申請減免制度が改正されました。

質問 として、改正後の適用状況はどうか。

として、町民への周知は徹底されているのか。

第(4)点目として、国保税引き下げを求める強い声があります。本税引き下げを真剣に検討すべきではないでしょうか。

最後に、公正な入札制度の確立を求めて質問いたします。町入札の透明性を高め、公正な入札制度を確立することは、当局の重大な責務であります。また、大変な難しさはあっても、町内業者を育成することは、町行政の重要な柱にされなければならないものであります。合併後社会的な要因で町内業者の経営は厳しいものとなっていることは、多くの業者の共通した意見となっています。

そこで第(1)点目として、合併後町内指名業者で倒産した件数を、土木、建築、水道、各ランク別の件数について報告をお願いします。

また、現状に対する町長の見解を求めます。

第(2)点目として、平成19年度の入札実態について伺います。

質問 、落札率95パーセント以上は何件か。

として、2回入札の実施件数と「一位不動」の法則でなかった件数はどうなっているのか。

として、この実態に対する町長の見解はどうか。

第(3)点目として、入札審査会の指名基準について伺います。8月27日入札の町営米田

改良住宅の下水道工事では、建築業者の指名入札が実施されましたが、本入札指名が水道業者でなく建築業者だったのはなぜか。

第(4)点目として、入札の透明性を高めるために、最低制限価格の事後公表に続き、設計価格の公表もすべきではないでしょうか。

また、電子入札に対する町長の見解を伺います。

以上、この場での質問とさせていただきます。

議長（西岡 正君）                    それでは、町長、答弁願います。

〔町長 庵道典章君 登壇〕

町長（庵道典章君）                    それでは、鍋島議員から多岐にわたるご質問をいただいておりますが、順次お答えさせていただきます。

まず、小集落改良事業の所有権移転未登記に係る固定資産税について、「6月議会で「違法であり、課税できない。」と答弁しているが、その誤りは明白ではないか」のご質問にお答えをさせていただきます。

地方税法第343条第2項において、固定資産税の納税義務者である所有者とは、土地・家屋について、登記簿または土地補充課税台帳又は家屋補充課税台帳に所有者として登録されている者とする、台帳課税主義がとられております。ただし、同項の後段において台帳課税主義の例外が規定をされており、「法第348条第1項の非課税団体が土地等を払い下げ、所有者でなくなった場合で、登記簿上の所有者名義の変更手続きが遅れ、非課税団体が所有者として登記されている場合では、賦課期日現在において当該土地等を現に所有する者に固定資産税を課す。」とされています。

6月議会での答弁のとおり、「上月町」名義の町所有地に個人住宅があることが分かり、税務課から報告があったのが平成19年8月であり、なぜ、「上月町」名義の町有地に個人住宅があるのか調査し、小集落改良事業や契約関係の書類を探し確認をして実態と経過を把握した上で、本年5月の議員連絡会で報告し、以降において、関係住民各位に所有権移転登記について未登記の現状を説明して、ご理解とご協力をお願いして問題の解決に鋭意努力しているところであります。旧町時から平成20年度まで、各年度の固定資産税の賦課期日現在、当該土地は町有地として取り扱い、非課税としてきております。これは、小集落改良事業の所有権移転登記に関して、旧町において適切な取り組みがなくて、事務の引継ぎがしっかりできていなかったために、合併時においても旧町から引継ぎがされていなかったことに起因するものであります。従いまして関係住民各位にその責を問うべき瑕疵はないことから、台帳課税主義の例外を適用して、遡って個人所有地として課税することは、合法的でなく課税できないというふうに考えております。

本年5月以降、初めて関係住民各位に対し、所有権移転が未登記の現状を説明して、ご理解とご協力をお願いして解決を図っていることから、来る平成21年度の賦課期日の固定資産税では、同条後段の台帳課税主義の例外の規定を適用できるものと理解をしております。

次に、合法的に課税できるのに課税しなかった旧上月町と合併後の佐用町の責任はどうか。のご質問については、今前段でお答えしましたように、旧町時から、平成20年度までの毎年度、固定資産税の賦課期日現在において、当該土地は町有地として取り扱い、非課税としてきたものであります。所有権移転の未登記の実態把握ができた時点において、できた現時点において、関係住民各位のご理解とご協力をいただき所有権移転登記を進捗させて、解決を図ることが、町政の執行者としての最大かつ最優先の責務であるというふ

うに考えております。

次に、早急に課税処理をすべきだがどうかと。また法的には5年前に遡っての課税は可能か。とのご質問であります。前段も、いろいろと答弁させていただいたとおりですね、関係住民各位のご協力によって、所有権移転が現在、進捗をしており、既に4筆の所有権移転登記が完了しており、平成21年度の固定資産税の賦課期日においては、大部分が解決し、所有者に課税できると見込まれておりますけれども、一部には、未だ登記ができない困難な事案が生ずることも予測されます。その様な事態が生じた時は、法343条第2項後段の規定を適用して、所有権移転登記がされない場合であっても、協力していただき所有権移転登記ができた住民各位との公平性を保つためにも、現に所有する者に対して課税する方針としてまいります。議員のご指摘のとおり、本件が固定資産税の課税漏れであるならば、地方税法第17条の規定により5年間遡って固定資産税を課税すべきものでございますが、旧町時から平成20年度まで、固定資産税の賦課期日現在において、当該土地は町有地として取り扱い、課税漏れではなく非課税としてきたものであって、旧町において所有権移転登記について適切な取り組みがなく、関係住民各位にその責を問うべき瑕疵はないことから台帳課税主義の例外を適用して、5年を遡って関係住民各位に課税することは合法的とは言えず、課税はできないというふうに考えます。

次に、会社更生法による上月カンントリー倶楽部の更生計画に関して、県なども延滞金を免除するかどうか確認したか。というご質問にお答えをさせていただきます。

滞納税の徴収に関して、関連する滞納事案につきましては、国・県・町の徴税吏員間において税務調査や情報交換を行うことがあります。しかし、県税などは延滞金を免除するかどうかの質問に関しては、地方税法22条及び地方公務員法第34条の規定によって守秘義務があり、秘密漏洩に該当することということで答えができないということになります。

次に、延滞金を安易に放棄すべきではない。とのことですが、これは当然のことです。しかし、同社の更正債権は、更正担保債権が約1億3,800万円、租税債権約5億円、一般更正債権は約298億円で、一般更正債権額に対する弁済率は0.1パーセントから0.2パーセント程度の極めて低くならざるをえないこと。また会社更生法による更正計画により、本町の租税債権について、本税額は一括弁済するも、延滞金については免除を受けなければ、更生会社は破産手続きの開始を余儀なくされる懸念が大である。延滞金を免除していただけない場合は、会社は清算のやむなきに至り雇用確保もできない。今後の税金の納付が不可能になり、本件債権も全く無配当になる旨を、大阪地裁より指名を受けた更生会社管財人印藤弁護士から説明を受け、本税一括弁済を条件として延滞金の免除の要請を受けたものであります。一般更正債権約298億円に対する弁済率は、0.1から0.2と先ほど言いましたように極めて低くならざるをえないこと。また租税債権約5億円のうち、本町が平成19年6月29日に大阪地裁へ租税債権届出額は、本税約1億6,000万円、延滞金約7,900万円、合計2億3,900万円で、租税債権では最大の債権者であり、まあ、繰り返して申し上げますけれども、本町が会社更生法による更正計画により、本税額は一括弁済を条件として、延滞金の免除をしなければ、更生会社は破産手続きの開始を余儀なくされる懸念が大であり、要請に応えない場合には、会社は清算のやむなきに至る倒産が強いということ、公的な立場という、法的な権限を持った裁判所から指名を受けた管財人であり、印藤弁護士からですね、そういう申し出を受けたものであり、今後の税金の納付が、その会社が清算されれば、今後の税金の納付が不可能となり、本件債権も全く無配当となることから地方税法第15条の5第1項による第15条の9第2項の規定に基づいて、本税一括弁済を条件として延滞金の免除を認めるということが、町の利益にも利益を守ることはないかというふうに判断をしたところであります。状況を、そういう状況を、いろいろと検討して、十分に判断した上でのことでありまして、安易に免除をしよう

とするものではございません。

次に、住民税の還付について、7月31日までの申告により還付金額と総額はいくらであったということではありますが、還付申告の対象となる見込み者について、調査の結果、19年度、20年度とも本町で課税した方は729名、19年度は本町で課税した、その後、他市町に転出した方について市町への照会により対象となった方は17名、19年度は課税し、20年度は無申告の方で対象となる方は24名、この方については住民税申告指導を行い、住民税申告をしたうえで還付申告をされるよう指導をしております。合計対象者は770名、還付総額は1,976万3,000円と見込んでおります。また、19年度は他市町で課税、その後本町に転入され20年度は本町で課税した方について、市町への照会により対象となった方は9名ありますが、19年度で課税された市町へ還付申告されるよう通知をしています。還付申告対象者770名のうち7月31日までに申告された方は659名。申告率は85.6パーセント。住民税還付総額は1,747万円で、既に還付をいたしております。

次に未還付の件数は、どのくらいかということではありますが、また、どう対処するのかというご質問にお答えをします。7月31日現在の未申告数は111名、住民税還付見込み額は229万3,000円と見込んでおりますが、遅延理由書を添付していただくことにより、7月31日の申告期限後も申告できることから、その旨を該当の方々に変更して通知をして、答弁書作成現在において遅延理由書添付した還付申告の63名を受け付けており、申告率は93.8パーセントと現在となっております。

次に、町税国保税の滞納に係る差押えについてということ、平成19年度における滞納町税・国保税に係る差押え件数についてのご質問にお答えをします。不動産43件、預貯金所得税還付金等の債権181件、動産1件、合計225件で、詳細は、平成19年度税務年報に記載をしております。

次に、平成19年度の差押え件数中での滞納年数が4年未満の件数は何件かのご質問につきましては、データシステムがないので、集計することはできませんが、税目別、年次別の滞納件数と滞納税額であれば資料が提出が、資料作成ができると思いますので、また、ご要望あれば、後ほど提出をさせていただきたいと思っております。

次に、差押えは、債権保全のために限定すべきではないかのご質問にお答えをします。町税・国保税の滞納に係る滞納処分は、税法に定められたとおり、納期限内に完納された大多数の納税者との公平性を図るために、税金を払えるのに払われない滞納者について行うものであります。一方やむを得ない理由があって、どうしても払えない方については、滞納処分を停止をしています。ご指摘のとおり債権保全のためだけに限定するとすれば、税法の規定を逸脱することとなり、滞納を助長し、大多数の納税者との公平性が保てなくなり、町の貴重な財源の確保や国保会計の運営に重大な障害が生ずることとなります。また、滞納を長期に放置すれば、滞納者の滞納税額及び延滞金が増大して、税金の多重債務に苦しむ滞納者を増大させることにもつながります。大多数の納税者との公平性を保つために、公正公平な納税の取り組みに、一層の努力をして参りたいと思っております。

次に、国保制度の諸問題についてであります。擬制世帯主は665人で、そのうち会社などの健康保険加入者が257人、後期高齢者医療制度加入者が408人となっております。現時点での擬制世帯で世帯主変更届けが出された件数は16件でございます。この世帯主変更の制度につきましては、各世帯の事情によってなされるものであり、税の軽減目的のためになされるものではないというふうに考えておりますので、現在の国保税額の算定の電算システムでは軽減対象の試算をできるシステムではないために、現時点では件数の抽出は困難であります。世帯主変更の制度につきましては、昨年12月の保険証の更新時に被保険者へのお知らせチラシにより周知を行っており、また窓口での更新時にも説明を行っております。

次に、乳幼児医療制度対象世帯にかかる資格証明書の発行の適用除外扱いではありますが、調査を行ったところ、現時点では近隣市町においても要綱等を定めているところはありません。この資格証明書の交付につきましては、この事務処理要綱に基づいて、納付相談を行う中で、世帯の生活実態を十分に勘案し、納付指導を十分に努めた上で対応しており、要綱化は検討した結果、今のところ考えておりません。

国保税減免制度の適用状況ということではありますが、会社の健康保険などから後期高齢者医療制度に移ることにより、その人の被扶養者が国民健康保険に加入になった方は2名となっており、その2名については減免をおこなっております。この制度の周知は、町広報や窓口の届け出の折、説明を行っております。

最後に、国保税の引き下げの件ではありますが、本年度の国保税率算定にあたりましては、この4月からの医療制度改革により、後期高齢者医療の支援金、特定健診・保健指導の義務化、前期高齢者の医療費の財源調整また、これらによる医療費の状況など、制度変更の過渡期にあって不確実な要素もある中で、国民健康保険運営協議会において協議をしていただき、安定した国保会計の運営ができるような税率を、できるように税率を今年度据え置いたところであります。今後におきましても、国保事業の安定した運営ができるよう、将来的な展望はもとより、今回の医療改革による影響を十分に分析した上で、今後税率を決定してまいりたいと思っておりますので、ご理解いただくとともに、ご協力をお願いしたいと思います。

次に、公正な入札制度の確立という質問でありまして、まず、最初の町内指名業者の倒産関係についてということではありますが、役場内では、関係各課の連絡による情報収集のみで、十分な確認しておりませんけれども、合併後倒産した業者は、土木業者のEランクの業者が1社あるというふうに思います。建築、水道業者での倒産ということは、今のところ無いように聞いております。ただ、土木、建築関係の事業については、県、町においても非常に厳しい財政事情の中、新規事業は勿論全体的な事業費が削減されるなど、発注工事が減少している認識を持っておりますので、いずれのところにおきましても経営的に苦しい状況にあるということは十分に承知をいたしております。町といたしましても、特殊な工事を除いてできる限り町内業者の方に仕事をしてもらえるように努めているところでありまして、財政状況を見極めながら地元要望のある町単独工事で、前倒しして実施ができるような工事が無いかという点についても検討し、前倒しできるような工事については、20年度の補正予算による対応などで、景気対策も検討しながら、地元業者育成のための手立てを少しでも取って参りたいというふうに考えております。

次の、平成19年度の入札の実態ということについてではありますが、入札件数127件の内、落札率95パーセント以上の件数は、51件であります。全体の40パーセントということになります。また、再度入札の件数は、20件で、1回目と2回目の最低が同じであるという、いわゆる一位不動でないというものは、1件となっております。再度入札は、全体の15.7パーセントということになっております。落札状況を見ますと、全体工事が少ない中で、落札率が高いと言われるかもしれませんが、18年度に比べれば低くなっております。また1回目と2回目の最低者が同じという点、ほとんどが、まあ、そういう状況になっている点につきましては、当然、不自然差を感じるところでありますけれども、2回まで入札を認めるという入札ルールの中での結果でありまして、予定価格範囲の中であれば、現入札については、正しい手続きの元に行われた、行われ執行されたものということで、正しい手続きの上で執行されたものと言わざるを得ないというふうに思います。

次の、入札審査会の指名基準についてでございますが、町営米田改良住宅の屋内改装工事につきましては、屋内改装の全体工事費の内、建物の内装関係の工事費と下水道接続工事費を比較して、工事費の多い工種をもって業者を選定しております。そのため今回の改



装工事につきましては、建築業者を選定をいたしております。これは以前に改修した住宅においても同じでありまして、下水道に接続する工事のみならず、以前にも下水道業者の方に直接発注をいたしております。

最後の入札の透明性を高めるために、設計価格も公表すべきではないかというご質問ですが、近隣の自治体、県においても設計価格の公表は行っておりません。本町においても、今のところ設計価格まで公表する考えは、私は持っておりません。

また、電子入札につきましても、近隣の市町では、まだ取り組んでおりませんし、導入システム経費や現在の入札件数から考えますと、直ぐに取り組むメリットは少ないのではないかというふうに思っております。

少し長くなりましたが、以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） じゃあ、あの再質問させていただきます。答弁ありがとうございました。

まず、町税問題で、どうしてもね、当局と認識を一致させておかなきゃいけない問題が、この1番の固定資産税の問題だというふうに考えておるんです。今の答弁聞いていたら、佐用町は、昨年19年の8月に分かった。で、それまで旧上月が20年まで町名義にしておったんだから、どうしようもないんだというような、大方の答弁であったんですけども、私は、この問題をどう見るかがね、結局、当局の、きちとした対応ができるかどうかの分かれ道というふうに考えておるんです。

まず、1つの問題としては、いわゆる所有権未登記問題があります。しかし、この町税課税問題という、この側面からすればね、これは、課税できるのに課税しなかった、課税徴収しなかった、やっぱり課税徴収漏れの問題、これが、この問題の本質じゃないかというふうに考えておるんです。それで、再度、この問題を伺うんですが、町長も、343条の第2項を出して、盛んに、これは、課税台帳主義の例外として、ちゃんとあると。343条の2項にね、例え、町名義であったとしても、実質が個人であれば、個人に課税すると書いてあるというふうに答弁されていますし、事実その様に書いてあります。

それで、平成20年まで町名義であったから課税できないということではなくてね、今現時点で町長として、この問題を考えた時に、法343条第2項で見れば、今の現状というのが、これは、本来課税しなければならないのに課税していかなかった。こういう課税漏れの問題としてね、見るべきじゃないかというふうに思うんですけども、その根拠は、この343条の第2項と、それから、これが個人のものであるということとはね、これはもう、土地交換契約書や何やらでね、もう明白なことですから、もう個人の所有というのは、明白な、この事実2点で考えるならばね、これは課税しなきゃならないものを、課税していなかったというふうに考えるべきじゃありませんか。この点の答弁お願いします。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵道典章君） これは、何度も答弁の中にも申し上げましたけれども、そういう事実が確認をされて、当然、それで課税されてなければ、課税漏れであります。

しかし、そういう、その町名義であって、課税すべき対象ではないという形で来ているわけです。当然、その処理がされる、これが正しい処理なんです。ですから、私は、この

事実が発覚、分かったのが、19年になってから正式に分かったということです。そこから、そのことが、スタートするということです。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21番（鍋島裕文君） ちょっと、誤解されとんで。

今の時点に立ってね、今の時点ですよ。19年8月に分かって、分からなかったじゃ、問題じゃなくって、今の時点に立って、今の時点というのは、343条第2項も分かった。それから個人名義だということも分かっている、今の時点から見れば、これはやっぱり、課税すべきものであったな。しかし、課税してなかったというふうに見るべきじゃないかと聞いているんですけど。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） それは、ちょっと私おかしいと思うんですね。

今の時点では分かったんですけども、それ以前課税してない時点では分かっていなかったんですから。課税をしてない時点では分かってない。分かって課税してなかったんじゃないんで、分かっていなかった。そういうことが、事実があったということが、分かってないんですから。それが、今分かったから、それを5年遡れとかね、それは、おかしいじゃないですか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21番（鍋島裕文君） ちょっと、あの、素直に聞いてもらいたんだけどね。

町長（庵逄典章君） いや、私も素直です。

21番（鍋島裕文君） あの、いいですか、あの、ちょっと、おまけに言うとね、例えば、よく、一昨日の新聞でもね、これ相生と赤穂の市消防団が役員報酬、つまり所得税の源泉徴収してなかったんですよ。長年に亘ってね、で、現在、これが間違いだと分かったということだね、まあ、神戸新聞の報道なんかでは、相生の市消防は、期限内の5年に遡ってね、やっぱり、これは考えないかんというようなことで、やっておるんです。つまり、この市消防団だって、この新聞に出るまでは分からなかったんですよ。今の時点で分かって、処理するというのが、まあ、大体、普通こういう問題ではね、分かった時点でやるというのが普通なんですね。それからして、何度も聞きますけども、本来、個人の物だけれども、町名義だが、個人の物であればね、これは課税しなければならないという点は、町長言われたんや。これ法律が、そう書いてあるんだから、その立場からすれば、今の時点で、きちっと見ればね、これは、課税されなければならないものだったということは、言えるんじゃないですか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） その消防団のですね、その、そういう問題は、これは、間違っただ手続きをしてきたということで、これ今回の問題は、その、この 19 年に分かるまではですね、それは、手続きができていなかった。これは、町の言えば、事務が、それが間違え、そこが間違っていたということですから、課税の問題じゃないんです。ここは。

登記をしていかなきゃいけないということが、できていなかったんです。だから、そのことであって、今、課税は、その段階では町名義でしたから、できないと。それが分かった時点からは、お互いに認識をして、個人の物でありますよ。これは町が、上に、個人の物がありますよということでの課税はできる。それが、もし、これがまた、登記が遅れてですね、したとしても、それは、そういうこと認識した上での処置として、この 343 条を適用して課税をできるということになります。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） もうちょっとなんですね、結局、いいところまでいっておるんですけども、結局ね、どういうことかと言うとね、非課税の町名義であったって、そんなこと分かりきっておるんですよ。分かりきっておるんです。それから、所有権を、いろんな事情でね登記されなかった。これもいろんな事情があるという問題。私は、この問題は別に考えるべきだと言いよんですね。つまり固定資産税の課税という問題で見れば、当然、地方税法の 343 条第 2 項、それから、その内容では、個人所有というのが明白という事実の根拠、これが揃えばね、これは、課税するというのが、地方税法の趣旨ですから、そのために、第 2 項の最後尾に、きちっと規定されておるんですよ。それ、町長、そのことを言うておるんだから、ということは、現時点から考えれば、これは、何も事態は変わってないんですよ。分かったというだけであって。現時点で考えれば、本来課税すべきものであったということは、言えるんじゃないですか。そのことを聞いているんですよ。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 今から見れば課税すべきものだったと言えたとしてもですね、当然、課税しなかった間の時には、これまでは、その手続きそのものが別だと言われますけれども、登記を、これはできてなかったと。これは、その所有者の瑕疵ではないと。そういう中で、その責任はありますよ。登記をしなかった、手続きを、きちっとしなかったという責任はあります。しかし、それを課税をしなかった責任は、これは、それが分かってからの話であって、そのことを遡ってはできません。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） いや、勿論、分かってからの話をしよんですよ。で、所有権の、登記問題とは、課税の問題は別という立場で、今質問しとんだからね。で、所有権の、あの、課税の問題で言えばね、分かった時点では、当然、これは課税しなければ、最初、そういう立場の答弁もしておるんだから、分かった時点では、これは当然課税すべきものである

という、そういうことになると思うんですね。大体、今の答弁、全部まとめたら、大体、それになりますよ。町長の答弁も。それで聞きたいのはね、さあ、課税すべき物なのに、今、いろんな、事務手違い、町名義にしてしまう。町名義ということで、343条の2項を適用できなかった。まあ、はっきり言って、これはもう怠慢ですよ。そういう、343の第2項を理解してなかったとも言えるから。理解しとってもしなかったか分かりませんがね、事実、そうなった時点ではね、これ、やっぱり、手続きに問題があったと。きちっとした法343条の第2項に基づいた処理がされていないというふうになるんじゃないか。それが、処理されてないんだったら、当然、その責任という問題になるんじゃないかと。私は、当局に、それが課税しなかった責任があるんじゃないかということをおっしゃるんですね。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 343条を、

〔鍋島君「第2項」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） 2項を適用するという事態が、これがね、分かっててしてないんだったら、それは責任がある。まあ、その実際に、このこと事態が分からない状態の中で、その19年において初めて未登記であるということが分かったんですから、それ以前に遡ってですね、それを、その徴収するとか、そういうようなことはできませんし、少なくとも、その以後に、そういう手続きを、ちゃんと踏んで、今、これから、ちゃんと、それい則った処置をされているんですから、それで、私は、いいと思っております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21番（鍋島裕文君） ちょっとね、時間が、一番大事な点なんでね、もう1回確認しますが、町長も分かったと。343条第2項ね。それから個人名義というのも分かったというのであればね、それに基づいて当然のことながら課税すべきだということで、来年度以降状況によって当然課税するということを言うておるわけですよ。それは、もうはっきりしておるんですよ。この段階でね。そうであれば、さかのぼるかどうかという問題は、この課税漏れ問題の、いわゆる適用の問題だから、それで課税漏れということが明白に、明確にすればね、さかのぼる問題も、当然法的には、出てくるということを指摘してんすね。何度も確認しますが、本来今の時点で考えたら、課税しなければならないもの。手続き的にやっていなかったこと悪いんですよ。あるけども、課税しなかったものという、確認はできますか。これを確認しないことには、これ議論ならないんだけどね。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） それで、分かっておれば。

〔鍋島君「今や、今」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） いや、今じゃないです。今は、それは課税すべきものになります。

〔鍋島君「うん、うん、うん、それは分かっておる。はい」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） はい。しかし、その過去においては、それができてない。それは、責任ないということです。

〔鍋島君「はいはい、はい、はい」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） 静かにお願いします。

21 番（鍋島裕文君） はい、分かりました。

議長（西岡 正君） はい。

21 番（鍋島裕文君） ええ、そういうことで課税すべきということであればね、当然責任問題も含めてね、これやっぱり検討すべきだと。なぜ、法に基づくね、処理ができなかったとか。このあたりの、当然責任問題出てくるわけで、本当なら、もっと、このあたり議論したいんだけど、時間も来ておるんで、まあ確認したということにしておきます。

後、上月カントリーの問題でありますけれども、これについては、議会もね、分からないのですよ。つまり延滞金の 8,000 万円を徴収したら、更正計画は立てれないかどうかというようなことはね、何の資料もないし、ただ管財人が言っておるということだけであればね、これは町民にどう説明すべきか。町民にとって貴重な、それこそ 8,000 万からの収入ですから、債権ですからね。これについて、1 つ例えばですけども、県が延滞金放棄したかどうかは、これは守秘義務で分からないということでもあります。そういうことであれば、管財人の、いろんな詳しくは知りませんよ。実際あるかどうか分かりませんが、一応の駆け引きからね、そういった話を持って来られることはあるんじゃないだろうかと。それと、町長が勘違いしたらいかんのは、一般債権 200 何十億の何パーセントしか回収できないという、あの問題指摘されておるけども、勿論それも重大な問題なんだが、この固定資産税や延滞金というのは、印藤管財人自身が報告書に書いているようにね、これは昨年の 10 月の報告書ですけども、取分け債権の中でも優先権のあるね、優先権のある債権として、この固定資産税云々をね、あげておられるんですね。当然、法的にはそうでしょう。そういうことからすれば、優先権のある、この延滞金を放棄するというのは、もうよっぽどのことだという様に思うんです。そういう立場から、町長は、もう管財人が、そう言っておるからということに言われるけども、これはむしろ、町民の立場からすれば、本当にそうなのかという立場でね、これはやっぱり、管財人に念を押すべきだというふうに思うんですね。これを徴収したら、本税の 1 億 6,000 万円も入って来ないから、元も子もないという理屈は、誰が考えても分かるんです。そんなことは。しかし、それと合わせて 8,000 万円を管財人にね、本当に念を押す、確認する、町民に対しても、きちっと説明できるように確認させてくれと、そういう立場で再度確認する必要があるんじゃないかというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） まあ、あの、これはですね、管財人をいかに信用するかどうかです。

しかし、まあ、私たちの立場としてはね、中々そこを実際に、この免除しないと更生計画が成り立たないのかどうか、この計画について、その管財人から説明を受ける以外ですね、確かめようがないですね。中々。はい。ただ、私は、これは公的な立場として、裁判所から指名を受けて、そういう法的な権限を持って、この会社の更生に、計画に当たっているということですね、そこは、やはり、その管財人の言われることというのは、信用していかないとですね、それを信用しないということにしていけば、それこそ、じゃあ、それによって、更生計画が成り立たなく、できなくて、まあ破産手続きに入ってしまったとした時に、実際に、このことを拒否したことに対する責任は誰が取るのか。どうするのかということにもなります。で、当然、このことは、私も安易に、延滞金を全て、100パーセントふるのは当たり前だということでありまして、それができれば一番いいわけです。しかし、まあ、このそれぞれの事情、その更生、この事情があると思うんですね。で、今回の上月カントリーというのは、非常に管財人もいわゆる、これまで手がけてきた、また他の例と比べても、難しい更生計画なんだと。と言うのは、土地の借地がありですね、中々、その今の経済状況の中で、スポンサーになる会社の資金、それに合わせた、出せるギリギリのところでの計画をしていかなきゃいけないと。だから中々できなかったと。期限も延長してですね、まあ、何とかできるだろう、したいということで努力をしている上で、更生計画の提出期限も裁判所によって認められてきたと。来年の3月まで延長したということですけども、そういう中で努力をされていると。そこで、一番大きな債権者である町の方に対して、これだけの、何とかしてもらえれば、何とか、これで会社更生計画ができる可能性が高いと。あるんだと。ですから、まあ、それを認めていただけませんかという話をいただいた中でね、これは、私は、判断は、この、そういう公的な管財人が話されれば、それは、それとして、まあ、真摯に聞かなきゃいけないなというふうには思っております。それが、町の利益を実際守ることではないかなというふうに思います。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21番（鍋島裕文君） それじゃあ、実態分らないわけですね、私は、実際問題、町長がどのあたりで、これは請求したら、もう破産すると判断されてるかは、もうひとつ分らないんですよ。私は、最後までできるだけね、ほんまにこれだったら要求できないなというところまで、やっていただきたいという要望をしておきます。

〔町長「じゃあ、ほんなら、言わしてください」呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい。

町長（庵逄典章君） じゃあ、そしたら、その印藤弁護士管財人にですね、ここに議会に来ていただいて、皆さんに説明をしていただきましょうか。そういうことで納得されるのであれば、私は、その手続きを踏んでもいいと思いますけども。

〔鍋島君「私は、希望します。まあ、全体どうなるか分かりませんが。私個人の意見はね。それは、お願いします」と呼ぶ〕

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） ええっと、その住民税の還付問題、それは、そういうことです。住民税の還付問題ですけども、まあ、決算の時に確認したんだが、7月31日で締め切りだったのを、8月1日以降もね、待遇するという答弁をされてます。これはおおいに賛成なんですけど、それで確認したいのは、今、今の説明では、48人、48人対象者が残っています。この8月の1日以降に今63人が申請されとうようですけども、これが、いつまでね、いつまで、この権利があるのか。つまり、単なる還付金の消滅時効を言えば、法18条の3で消滅時効は5年ですから、それと同じ様に5年の消滅時効ということで扱われるのかどうか。扱われるか、されないかだけ、ちょっと答弁お願いします。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔税務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、税務課長。

税務課長（上谷正俊君） それぞれ今回のケースにつきましては、確定申告をされた後の、いわば修正申告ということに該当することになりますので、請求できる、申告できる期間につきましては1年以内という取り扱いになろうかというふうに考え、受け止めております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） じゃあ、2番の国保制度の問題について伺います。

国保制度の問題は、擬制世帯が本町で665人あるということでありまして。現在、変更届が16件。確かにこれはね、国保税を軽減するだけのものでないということは、それは当然分かるんですけども、事実としてね、擬制世帯で社会保険の世帯主の所得によってね、この軽減されないというのは、これは当然起こり得ることです。当たり前のことです。それで、確認したいんですけども、窓口等で、これ周知をしておるということでありましてけれども、擬制世帯主というのは、あまり、こう耳慣れないんですよ。あの、あまり一般的じゃないという感じもするんでね、665人、この内、後期高齢者の関係が408人という問題がありますけども、この665人に対してね、変更届をすることによって、状況によってはね、国保税等の軽減措置もあり得るという内容のね、お知らせを全擬制世帯主対象者に郵送等で周知すると。後は、申請されるかどうかは、むしろ本人の都合ですから、それは、もう自由なんですけども、そういった処置をすべきではないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

〔住民課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） この周知の方法につきましては、昨年の 12 月の更新時に、お知らせのチラシの中にも、若干入れております。今回、当然 12 月に、また切り替え時期になるんですけれども、その中でも、チラシに入れていきたいと思っております。個別の、通知につきましては、今のところ考えておりません。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） あの、一般的に知らせることとね、対象者に直に知らせることとは、これ受け止めが違いますよね。これは、ご理解いただけるとは思いますけども。そういうことからすれば、まあ、後期高齢者の関係が、ちょっと法的に難しい面があるんで、実質の対象者は、257 人ですよ。知らせる。257 人ですね。これだったら。この直接この方々にね、変更届によって、こういうことになります。こういうこともありますということをね、直接知らせることは大事じゃないですか。そのあたりは、いかがでしょう。

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 先ほどの、議員のおっしゃったとおり、その、この趣旨と言いますと、その軽減のための世帯主変更ということではないと思っております。そういう関係から、できる限り全体的な部分になると思うんですけれども、お知らせの中に、きっちり入れて周知したいと考えております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） あの、是非ね、あの課長、これ考えてもらいたいんですけどね。あの、軽減するだけが目的じゃない。それは、思うのは自由なんですけども、事実状況によっては、軽減されるのに、この処置をしてないために、軽減できないという事実があるんですね。当たり前のことですよ。そう人に対してお知らせするというのは、行政にとって大事なことでありませんか。再度確認します。これ。

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 当然、その内容につきましては、周知することは必要だと思っております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） それで、あの、個人の郵送を含めて、再度検討してください。そうしなければ、やっぱり実質的にね、周知したことになるというふうに思います。



それで、後、6分か。

あの、昨年12月議会では、乳幼児医療対象者は、資格証を発行しないということでね、対象外ということで確認したんですけども、ここでもう1回確認したいんですが、乳幼児医療制度対象者というのは、本町の場合ですよ。本町の場合は、小学校6年生までがね、乳幼児医療の対象であります。勿論所得制限ありますけども、対象であります。それからすれば、当然ですが、小学校6年までのいる家庭は、資格証を発行しないというふうになるわけですけど、これは確認できるかどうか。それから、19年、20年と小学校6年生までの子が居るのに、資格証を発行したということがないのかどうか。この2点についてお伺いします。

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 最初のご質問、ちょっと理解が。

〔町長「資格証を発行するということは、ないんだなということ。6年生まで」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） 6年生までね。6年生まで。

〔町長「家庭に対しては、資格証を発行しないのか。発行するということはしないのかなということ」と呼ぶ〕

住民課長（木村佳都男君） 資格証が出ているかどうかということですか。

議長（西岡 正君） それもありますよ。

〔鍋島君「含めて」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） 先に、6年生までの家庭について、その資格証明書を発行するのかっていうことを言いよってんです。

それで、後は、今まで、そういうことがあるのかということですよ。

住民課長（木村佳都男君） 事実としてはあります。

〔鍋島君「あります」と呼ぶ〕

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21番（鍋島裕文君） それは、では、厚労省の言う、あの、乳幼児対象世帯に発行すべきでないということと、矛盾しておるんじゃないか。間違っておるんじゃないかと思うんだけど、どうなんだろう。

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） ええっと、その部分の裁量は、各市町の状況によって、任せていると思いますので。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） これは、絶対に厚労省に確認してください。厚労省の見解ではね、乳幼児医療対象世帯には、資格証、資格証というのは大変ですよ。病院に掛かったら全額払わなきゃいけないんだから、には発行しない。これは、各県、各町まちまちというのは、乳幼児医療対象制度が違うんですよ。いろいろ。まちまちなんです。で、本町の場合は、県よりも、より大きなね、充実した制度になっておるんですよ。県は3年生までだけれども、町は、6年生までに拡大しておるんですから。だから、その理屈から言ったら、小学校の居る家庭では、資格証発行はあり得ないんですね。あったとしたら、間違いなんです。そのことを確認していただきたいんですけど、いかがでしょう。

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） これについては、十分に、いろいろと協議、慎重にやって、審査をしているつもりなんですけれども、私は、まあ、そういう、これまでですね、家庭の事情なり、状況を聞いて、乳幼児なり、そういう方が居る家庭については、当然そういう資格証というところは、しないと。少なくとも短期証ということで、今まで審査会の中では話をしてきたつもりなんですけれども、今、ちょっと課長から、1件ぐらいあるということなので、それがどういう事情だったのか、よく調査しますけれども、もし、今後は、そういうことは、十分厚生省の通達のとおりやっていきます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、後3分です。

21 番（鍋島裕文君） 是非、そのこと、課長、確認よろしくをお願いします。

ええっと、それで、後、国保税の引き下げの問題でありますけれども、前ね、平岡議員が質問した時に、例えば2006年度で見たら、県下で一番高いのは西宮で、一番安いのは佐用町ですから非常にいいんですというふうな答弁もされとんやね。それで調べてみたら、確かに2006年度では、西宮が一番で、佐用町が一番安いという、1人平均世帯、国保税1人平均ですよ。いう資料が出てまいりました。それで、私はね、町民に聞いて、アンケートや何やら取ってもね、やっぱり何が一番きついか、と言ったらいろいろあるけども、やっぱり、毎回、8回納める国保税、これ何とかして欲しいという声が非常に強いんですね。で、それ、何でこうなるんだろうと、当局は、兵庫県で一番安いと言って、言ってるのにといい点で、いろいろ考えよったんだけど、考えてみたら、都市の方は、まず資産割りはありませんわ。西宮市でもそうだけれども、で、所得に対するね、所得に対する

国保税ということで見えた場合に、実質調べてないから分からないんだけど、例えばの話だよ。例えば、国保税が5万円。西宮は5万円、佐用町が2万5,000円として、1人当たり所得がね、1人平均所得が西宮が100万で、佐用が仮にですよ50万ということになれば、そしたら2万5,000円と5万円、所得に対して、どちらがきついかと言ったら、それは、50万円の2万5,000円の方がきついんですね。そういった側面が、本町の場合は、かなりあるんじゃないかというふうに考えるんです。ですから、この問題では、単に、県下で何番、どうのこうのだけじゃなくてね、町民の生活実態に合わせて、この国保税問題のしんどさを考えるという立場で検討しないと、町民の本当の気持ちは分からないんじゃないかというふうに考えるんですが、このあたり、町長、いかがでしょう。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 国保税のですね、税額については、そういうルールに基づいてやっていますけど、国保税、国保会計というのは、それぞれの保険税によって成り立っているものですから実際の、その医療をですね、ちゃんと、これから誰もが受けれる、国保会計というものを、保険というものをですね、維持していかなきゃいけない。その中で理解をしていってもらわなきゃいけないというふうに思っております。

議長（西岡 正君） はい、時間ですので。はい。

以上で、鍋島裕文君の発言は終わりました。

ここで暫く休憩をいたします。3時50分から再開をいたしますので、よろしく申し上げます。

午後03時33分 休憩

午後03時50分 再開

議長（西岡 正君） それでは、休憩を解き会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

18番、平岡きぬ糸君の質問を許可いたします。

〔18番 平岡きぬ糸君 登壇〕

18番（平岡きぬ糸君） 18番議席の日本共産党の平岡です。私は、3項目について質問を行います。

まず、1項目目は、子育て支援対策についてです。子育てが困難な状況が作られている今、子育て支援の充実は、町の重要な施策です。

まず、施設整備について伺いたいと思います。

つ目は、家庭で乳幼児を育てる世帯や子育ての相談できる施設の整備は重要です。着手している子育て支援センターの事業内容とスタッフの体制はどうなるのかがいます。

つ、町内の保育園施設整備で子どもたちに行き届いた保育が受けられるよう充実を求めます。

その1つ、耐震の調査が未実施の施設への対応など、各施設への整備の改善計画を明らかに願います。

2つ、遊具などの安全管理のチェック状況はどうか。

つ目に学童保育について、校区ごとの開設の見通しはどうか伺います。

点目、子育てにかかる経済的な負担軽減は重要です。せめて、こどもが病気の時は、お金の心配なく医者に掛かれるようにして欲しいというのは、町民の切実な要求です。県行革の方向は、町民要望と逆行しています。町民の暮らしを守る立場で充実を求めます。

その1つに、現行の小学校6年生までの乳幼児医療制度の所得制限を無くして、無料化を行うことについて、その費用はいくら必要になりますか。充実を求めるものですが、見解をお願いします。

2つ目に対象年齢を現在の6年生までからを中学卒業まで拡充を願いたいわけですが、その点もお願いします。

点目、妊産婦健診の公費負担は、現在5回実施、公費負担3万円ですが、県は補助金の段階的な削減を行おうとしています。これは暮らしを守る自治体の姿勢として許されません。妊婦健診の一層の充実を求めるものですが、町長の見解を求めます。

点目、来年度予算編成は、住民要望を取り入れ、サービス低下をしないように求めるものですが、町長の見解をお願いいたします。

2項目目に、介護保険の来年度見直しについて伺います。公的な介護制度の目的は、高齢者の人権を保障し、人間らしい、その人らしい生活や人間的発達を支援し、保障することです。

そのとして、来年度2009年4月に介護保険の見直しが行われます。

1つ目として、佐用町の事業計画はどのような内容か伺います。

そのためにも現状を明らかにしていただくという点で2点目の現在やられています第3期計画の実施状況はどうか伺います。

3つ目、基金の状況はどうなっていますか。

4点目、計画の総括をして、利用者に明らかにしていただきたいと思えます。

つ目に、介護保険料・利用料の軽減は、住民の切実な要求です。

まず、国に対し国庫負担を引き上げるよう求めてきておりますが、実現するよう、更に働きかけを求めたいと思えますが、いかがでしょうか。

2つ目に、町独自の軽減策を求めます。介護保険会計について、基金の取り崩しや一般会計からの繰り入れなどの検討は必要ではないか。町長の見解を伺います。

大きな3項目で、新県行革プランについて伺います。7月8日、県が発表しました「県行革プラン」第2次案は、地方機関の機能縮小、大幅な人員削減など町民へのサービス低下をまねく内容です。佐用町の県施設関係では、佐用健康福祉事務所・佐用改良普及センター・佐用土木事務所の廃止・縮小が計画されているところです。また県は、この17日、新行革プランの最終案を公表して、24日から始まっていますが県議会に提案。審議が行われています。命と暮らしを支える重要な機関は削減ではなく存続を求めていくことが、今、早急に求められています。

そのとして、県行革が実施されることで、具体的な町民への影響について、まず明らかに願います。

点目、県に対する佐用町の意見内容、挙げておられると聞いておりますが、町民に、その内容を、直ちに公表していただきたい。

点目、町民へのサービスを後退させない取り組みをするべきだと考えるものですが、町長の見解を伺います。

以上、よろしくご回答願います。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

〔町長 庵道典章君 登壇〕

町長（庵邊典章君）                      それでは、平岡議員からのご質問にお答えさせていただきます。

まず、最初の子育て支援についてのご質問でございますが、今回佐用保育園の改築と共に、子育て支援の中心となる「子育て支援センター」を新設すべく準備を進めております。

このセンターでの事業内容とスタッフの体制につきましては、現在、検討委員会において検討を続けておりますが、事業内容については、可能な限り子育て支援に関する事業を集約化して、センター業務にしたいというふうに考えております。まあ、これによりまして、子育て中の保護者の皆さんが、相談などいろんな窓口を回られることもなく、大抵のことが、このセンターで実施ができる体制ができればというふうに思っております。実際的には、若いお母さん方の子育てに対する悩みや不安を解消するための相談事業、また少子化により近所で同世代の遊び仲間のない子どもたちに対して、このセンターに来てもらえば、絶えず誰かが遊んでいて、子どもも親にも、たくさん友達ができるような、そんな状態ができればいいなというふうに思っております。また、新しい取り組みとして、有償ボランティアによる、子供たちの一時預かりや保育園の送迎なども代行する「ファミリーサポートセンター」も制度化をして、ボランティア養成も行いながら、利用者とボランティアを結びつけるセンター機能も検討をいたしております。

特に、今回の整備により保育園に併設することとなりますので、保育園入園前の子供たちや保護者の皆さんにも保育園の様子を実際に見に来ていただき、時には保育園行事にも参加していただけるような機会も持てたらと考えております。

また、過去 20 年間にわたり、それぞれの地域で運営されてきた子育て学習センター「ママプラザ」の中心的なセンターとして機能強化にも努めてまいりたいというふうに考えております。予測されるセンターでのスタッフ体制については、今現在、いろいろと協議をして検討しておりますけれども、当然各種相談に応じられる専門職、例えば保健師や保育士、子育て専門員、子育ての支援専門員また栄養士とか心理士などの配置を検討しているところでありますが、当然、町には、だけでは、確保できないという専門職もあります。まあ、常時駐在できない専門職については、曜日や時間を設定したプログラムの中で、民間の人にも協力をいただいて対応できるのではないかとというふうに考えております。

次に、保育園施設の耐震調査ということについてでございますが、現在、町内 12 カ所の保育園の内、耐震調査が実施されていない施設が佐用、石井、江川、三日月保育園の 4 カ所となっております。また調査の結果、要改修と指摘されておる施設が、幕山保育園 1 カ所となっております。これらの施設は、昭和 56 年以前に建設されたもので、当時の基準では当然合致していたものが、その後の建築基準法の改正により不適合となっているというものでございます。

この対応については、佐用保育園については、先にお答えしましたように現在、改築の準備を進めておまして、来年の夏休み以降には、新しい保育園ができるというふうに思っております。残る石井、江川、三日月については、できるだけ早い時点での調査を行いたいと考えておりますが、石井や江川におきましては、平屋の鉄骨の建物でありますので、まあ、そういうことで、これまで、それほど大きな問題として捉えてなかったのではないかとというふうに思っております。三日月につきましては、RCの2階建てであります。あの建物もいったん改修はされておりますけれども、元々古い建物でありますから、できるだけ早い時点での調査を行いたいというふうに思います。また、改善点の指摘をされております幕山保育園につきましては、今後、園児数の動向などを見極めて判断をしていきたいなというふうに思います。

また、保育園における遊具の安全チェックにつきましては、昨年夏に、全保育園の遊具の点検を専門業者に委託して実施を致しました。その結果、特に危険遊具として指摘のあ

ったもの7件については本年度撤去をし、更新の必要なものについては更新し、また簡単な修繕で済むものにつきましては、修繕も全て行っております。保育園遊具についても、時代により基準が変更されて、基準外となっている物もありますので、今後、計画的に点検・チェックをして対応をしまいたいというふうに思っております。

次に、学童保育について、各校区ごとの開設見直しについてであります。本年度の夏休み期間中に、三日月小学校において開設をさせていただきました。これは、一昨年に行いました学童保育のアンケートにおいて、計45人もの保護者から要望のあった三日月小学校で開設したものでありますが、結果的には9人のみの利用者でございました。このような状況を十二分に検討し、また保護者の皆さんの意見も伺いながら、今後の方針を改めて決めていきたいというふうに思っております。

次に、乳幼児医療費の無料化の枠の拡大であります。本町では、県が小学3年生までを対象にしているものを、町独自として6年生まで拡大し、更に小学校入学までを町独自で無料化をしております。この制度の所得制限額を無くし、無料化の枠を更に広げよとのことですが、現在のところ所得制限額の基準は児童手当の支給基準に合わせて設定をされておりますので、例外的な例では、年間総収入額が約800万円以上の方が対象となりますので、町内では、そう多くはありません。しかしながらご指摘のように、来年度からは県の行革プランにより、新たに「障害者自立支援法」の所得基準を採用することになっており、現時点での制度の変更は、困難と判断をしております。

また、中学卒業時まで拡充をせよとの話しであります。現在、本町の制度は、県内でも有数のものであり、近隣市町と比較しても十分に理解していただけるものと思っておりますので、当分は、現在の範囲内で乳幼児の対象とした制度としては現在の範囲内を守りたいというふうに考えております。

続いての、妊婦健診の公費負担についてであります。県補助金が段階的に削減されることについてのお尋ねであります。平成20年度は、公費負担2万円以上に対して県費1万5,000円となっておりますが、平成24年度までに公費負担額に応じた段階的削減を行なうということですが、本町におきましては、現在3万円の公費負担を実施しておりますので、平成23年度以降、その影響が出てまいります。以後については町単費での実施を含めて、今後の検討課題として認識をいたしております。

子育て支援についての最後の質問で、来年度予算において住民要望を取り入れ、サービス低下をしないようにとのことですが、現在のところできるだけ、そのように努力に努め、努力をさせていただいております。今後も努力したいというふうに思います。

続きまして、介護保険の来年度見直しについてのお尋ねであります。まず事業計画の内容につきましては、現在事務サイドで基礎数値等準備作業を進めている段階でございます。具体的な計画の内容については、今後、介護保険運営協議会による策定委員会において検討を重ねてまいります。

次に、第3期計画の実施状況でございます。保険料の基礎になっております事業費ベースで申し上げますと、計画値に対しまして、平成18年度99.29パーセント、平成19年度は101.43パーセントと非常に順調に進捗しております。また、サービス環境の基盤整備について申し上げますと、平成18年度から創設されました地域密着型サービスに対応して、認知症対応型通所介護施設1カ所、小規模多機能居宅介護施設4カ所、認知症対応型共同生活介護施設1カ所を計画しておりましたが、国の地域介護福祉空間等施設整備費交付金を活用して、既に全て整備済みでございます。

次に、介護保険準備基金の状況につきましては、平成19年度末9,938万4,000円余りでございます。平成20年度当初予算において2,826万余り、今回の補正で1,451万余りを繰り入れいたしておりますので、実質5,659万余りとなっております。従いまして、概ね

5,000万程度は次期計画の保険料に反映できる見込みとなっております。

次に、第3期計画の総括でございますが、介護保険運営協議会で進捗状況等を報告しながら次期第4期計画に反映していくわけでございます。3カ年の総括となりますと、既に第4期計画がスタートしており、利用者にとってはスケジュール的に関心の度合いが稀薄と思われませんが、必要であれば町広報などを通じて公開することも検討してまいります。

続きまして、介護保険料・利用料の軽減についてのお尋ねでございますが、まず、国に対して国庫の負担割合の引き上げを働き掛けをせよということでございますが、国庫負担の割合等につきましては、これは、介護保険だけの問題ではないと思います。まあ、医療や福祉費の、この負担というものを、今後どの様な負担制度の中で維持をしていくかという問題でありますので、介護保険の、この負担割合のみを軽減について、働き掛けるようなことは、これはすることはできないというふうに思います。

次に、介護保険会計について基金の取り崩しということでございますが、介護保険準備基金は保険料の積立でございますが、必要に応じて取り崩してしております。また、保険料の見なおし期間が3カ年ということで、3カ年の積立残額は次期計画の保険料に反映をされることとなっております。また、介護保険料及び利用料について一般会計からの繰り入れなどによる町独自の軽減策ということでございますが、介護保険事業は法律に基づき、全国一律の負担割合で国・県・町及び1号・2号被保険者保険料で運営をされております。従って町単独で一般会計を充当するなどの方法によって保険料や利用料の軽減など制度を変更する裁量は認められておりませんので、この点は、ご承知ください。

また、佐用町の保険料は標準で今3,100円でございますが、これは兵庫県下全市町のなかで2番目に低額となっており、全国平均といたしましても非常に低い、低額にランクを、今いたしております。こうした状況でございますが、当町の介護保険会計は現在は健全である、で、運営がされているというふうに、一応認識をいたしております。

最後に、「新県行革プラン」についての、ご質問でございますが、現在町内にあります、県の出先機関は、今回、統合、縮小の計画が上がって、県内の県の出先機関で、今回、統合、縮小の計画にあがっておりますのは、「佐用健康福祉事務所・佐用農業改良普及センター・佐用土木事務所」でございます。県の財政状況が、非常に厳しいことは分かっておりますが、それぞれの事務所が担っている役割は大きく、町民生活への影響が懸念されます。まずは、その機能を維持していただくよう要望をしておりますが、今回、県会でも、今、審議をされておまして、県全体の、全県下での、この行革の取り組みであり、実施、全県下で、また実施をされる行革でありまして、佐用町だけが特別扱いをしてもらえるというわけにはいかない点があります。

佐用健康福祉事務所の場合でありますと、現在、特に精神保健関係、難病関係の特定疾患事務を福祉事務所の保健師で対応していただいております。両事務所とも町単独では対応が取りにくく、対策、処置を講ずるにしても、町内には、その核となる医療機関もなく、第二次医療圏及び県内の医療機関に依存しなければならない状況が数多く発生をいたしております。特に精神保健関係は、年々増加する傾向にある中、専門的な知識を有する職員が適切な助言、指導しなければなりません。改革案では、週の内2から3日を本町に出向いて業務を行う計画になっておりますが、現在実施している、「こころのケア相談」、「アルコール依存対策」、「難病保健指導」などの事業は、対象者の方にとって専門的な指導を受けたり、専門の医療機関の紹介や調整など迅速な対応が望まれる中で、十分な対応が難しいというふうに思われます。

農業改良普及センターについても、農業者への営農指導、相談業務を積極的に行い、町の農業政策にも協力、助言をしていただいております。きましたので、改革案のようにJAの中に事務所を置いて、週に2,3日の業務であれば、町また農家にとり大きな影響が出る

というふうに思います。農家の高齢化が進み、認定農業者などの担い手育成に力を入れていかなければならない時期でありますので、指導体制の維持をしていただけるように要望をしたところであります。

また、佐用土木事務所については、道路パトロール関係の職員の待機所として存続する計画であります。近年局地的な集中豪雨が全国至るところで起きている状況を考えますと、災害時における県と町との連絡体制、連携が益々重要となり、住民の「安心と安全」を考える時、土木事務所の業務再編案については非常に不安に感じます。現在の体制で維持して欲しいと要望しておりますが、災害時における連絡体制、職員の配備に十分配慮していただきまして、また通常時においても町との連絡体制や担当職員の配置について、十分配慮していただきたいとの要望をしたところであります。

次に、町民への公表ということですが、県の改革案については新聞報道においても、いろいろとされており、町民を代表して町が県へ要望もいたしております。その意見内容についてであります。特に公表するとか、しないこととというようなものではありません。内容的には、できるだけ影響のないようにして欲しいということを要望しているわけであり。また、町民へのサービスを後退させない取り組みということですが、先ほどより申し上げておりますように、この改革案が実施されますと、町民へのサービス低下また安心安全なまちづくりにも影響が出てくることは確かだと思います。今後も機会あるごとに町民への影響を最小限に食い止めるようにしていただきたいという意見、要望をしていきたいと考えております。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18番（平岡きぬ糸君） では、質問順に再質問します。

まず1つ目の子育て支援対策について、着手されている子育て支援センターの業務内容についてご回答がありましたけれど、その中で、1点、子育て支援センターが、今まで各旧町ごとにあるママプラザとの関係で、地域に地元で、それぞれ特色のある活動をされているわけですが、長年に亘るといって、それだけ密着した形で、利用者からも相談しやすいと親しまれているわけなので、そういった点から子育て支援センターとの関係でどうなるのか、既存のママプラザのことについてお答えしていただけますでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 子育て支援センターに、それぞれ旧町にありますセンターの活動、これは、当面継続してですね、事業をやっただき、また利用者の皆さんがですね、まあ、その、そこに子育て支援センターでの子ども達と親との、いろんな活動ですね、コミュニケーション、そういうものが、いろいろと図られる、そういう状態が続く中で、センター、それぞれのセンターは、維持をしていったらいいんじゃないかなというふうに思っております。ただ、まあ、子ども少なくなってきましたし、この支援センターの活動の中でね、また新たな皆さんの状況が変わってくれば、そこで、また考えたらいいというふうに思っております。特にママプラザでやっている事業内容もですね、今度は、支援センターなんかで取り組む問題とも、かなり重なっている部分も、たくさんありますけども、それは、それで、十分にお互いに協力し合って、活動も一体的な活動ができればいいかな



というふうに思っております。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18番（平岡きぬ糸君） はい、分かりました。

それと、子育て支援センターで新たに、その、そこで相談できる専門職の関係で、スタッフの関係で、具体的に保育士であるとか保健師それから栄養士、そういう、いわゆる専門職が紹介されたり、後ボランティアであるとか、そういったものについては、未だ現在のところ関係者というか、そういうのは、どこらへんまで話が進められているのでしょうか。その点お願いします。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

〔福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） 先ほど、町長が答弁しましたように、今、検討委員会でも進めておりますが、とりあえず今現在急がれるのが、その施設の内容どうするかということで、いろんな面で想定できる範囲の中で、全て対応できるようにということで、想定をいたしております。最終的な人員配置は、いよいよオープンと言うんですか、事業内容計画する来年度になろうかなというふうに思います。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18番（平岡きぬ糸君） 次に、町内の保健施設の行き届いた保育の充実のためにということで、伺った点ですけれど、特に幕山地域については、判断をするということで、三日月も改修調査していくということだったと思いますが、その点、もう一度、改修の計画と言うか、見通しについてお願いしたいのと。それから、耐震の関係では、まあ、大丈夫なんですけれど、子どもの、その入所される子どもさんの年齢層が、幼稚園的なものから、凄く年齢が下がってきているということで、保育現場で、その施設の改善などの細かな要求などもお聞きするところなんですけれど、そういった施設の改善要求など現場の声を反映していただきたいと思うんですけれど、そういった点は、どうなっていますか。伺います。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） この改修ということでは、今のところなくてですね、その災害時の耐震という点において、未だできていないところがあるということです。この点については、ちょっと、私も、佐用、まあ、佐用は、まあ改築をするという前提だったんですけれども、まあ石井や江川ができてなかったと。この辺、ちょっと私も、抜けてたかなというふうに思うんですけども、これは、先ほど言いましたように、平屋の鉄骨で、特別大きな

加重がかかるような危険な建物ではないという中で、少し安心感があつたかなと思うんですけれども、これも、もう一度確認を、ちゃんとするということをしていきたいということです。それから、三日月においては、RCコンクリートの2階建てになっております。ですから、まあ、この点については、耐震調査をするということになります。

後の施設はですね、一応小学校耐震調査というのが、一応されているということで、報告を聞いておりますので、まあ、そういうと同時に、耐震、例えば耐震補強が必要であるというようなことがあれば、特に、その時点においてね、また施設の改修も含めたことも、やっぱり必要であれば、考えていかなければならないというふうには思います。

で、まあ、町内の保育園、12あるんですけども、どこもかなり年数が経ってきて、設備なり内装なんかも汚れてきたり、いろいろと改善改修をしていかなきゃいけない状況にあることは認識をいたしております。

非常に園児数も少なくなってきた、その全ての12園で、今後ですね、この保育園を維持していくことがいいのかどうか、まあ、子ども達の保育、子育ての環境としてですね、この点は、やはり教育、学校なんかと同じ様な形でも、一緒に考えなきゃいけない、一般質問にもいただきましたけども、問題なんですけども、やはり、今後とも、この、それぞれの保育園を使用していくということであれば、当然必要な改修なり修理はしていくということで、環境は整えていかなきゃいけないなというふうに思っております。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18番（平岡きぬ糸君） 今のご回答であれば、その、このまま、その現在の既存の保育園を続けていくなればという前提がなければ改修できないというふうにも取られたんですけど、そういう、どの様にしていくかということ、検討しているということなんですか。また裏を返せば。その辺は、どうなんですか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵道典章君） 全てを全部、総合で検討しているということではないですけども、まあ一般的に状況を見てですね、非常にまあ、建て替えを考えていかなければ、改修だけでは、今の時代に合った保育園としての機能が果たせないなという建物もうまれてきているということはありますよね。ですから、まあ、そういう所については、特にね、よく検討した上で、どうするか考えていかなきゃいけないということだと思えますね。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18番（平岡きぬ糸君） 次に行きます。

学童保育なんですけれど、三日月で今年の夏、実施されたのは、アンケートの希望が多かったということなんですけれど、確かに三日月の実施を受けて、そのやられた結果、今後も頑張るやろうというんか、広げていこうということにならなかったような、ちょっと、そんな風にも受け取られたんですが、利用者の数が希望が45人だったけど実際9人だったのでという風な状況の報告を受ける中で、そう感じたんですけど、南光などでも実

際三日月でやられたり、そのしている状況を、はた目で見てもですね、ああ、やってもいいなとかいう、そういう声も、ちょっと聞いたりしたので、そういう声も伺っております。そういう点で、今年の、その夏の実施を受けて、見直し、改めて、その開設、各校区ごとというか、全部実施して欲しいということなんですけれど、その辺は、いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。はい、町長。

町長（庵途典章君） そういう要望がある中でですね、特に夏休みの長期間の休みの間の保育というのを、非常に皆さん要望を聞いたわけです。で、マリア幼稚園で試行的にやっていってるのも、まあ、夏休みが非常に多い。もうマリアでは、ちょっと定員オーバーするような形で、実際に利用されてるんですけども、そういう中で三日月が一番アンケートでは多いということですね、実施をしたと。実際に、それ、そしたら、こういう結果であるというのはね、私も、ちょっと意外なんですね。で、なぜ、そういう要望がありながら利用されないのか。実際に、この体制をつくるためには、これぐらいの要望ということで、スタッフもですね、この人数に合わせたスタッフ揃え、臨時的に揃えてですね、準備をしたわけです。で、まあ、やはり、こう、まだまだ、やっぱり核家族と言ってもね、佐用町のような地域の状況では、家におじいちゃんやおばあさん達がおられたりね、そういうことなのかなということ、それはいいことなんで、別に必要でなければね、このあえて、こういうことをする必要もないんだというふうに思うんですけども、その希望がですね、非常に多いという中では、やっぱり、当然考えていこうという方針は持っているわけで、その辺が、今回の三日月の状況を、どう判断していこうか。これ、もう一度よく検討していかなくちゃいけないというのが、今の、私の思い、感想です。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ系君。

18番（平岡きぬ系君） じゃあ、次ぎ行きます。

医療費の関係ですけど、近隣に比べて県下でも、3年生までの県のを、6年生まで拡大しているということなど、確かに周辺と比べるとそうなんですけれど、全国的に比べると、まだまだ中学校卒業まで拡充をしているとか、たくさん充実している所があるんですね。で、そういう地域見ましたら、共通するのが、特徴はですね、保育料であるとか、学童保育の利用料の軽減であるとか、そういう子育てがしやすいという、そういう住みやすい町づくりというのを目指して頑張っている所は、決して、そのお金がたくさん、裕福にあるのではなくて、優先順位として、そういった点を特に重点的にやっているという所で、安心して子どもを産んで育てられるという、そういう地域を作り出してきているので、結果的には、その人口的にも増えているという、そういう事例を、新聞などマスコミを通して知るわけなんで、今の県よりも、充実しているからという、そういう点で、その点では一歩出ているかもしれないんだけど、本当に、子育てしやすい町をつくるという、目指すという目標を持って取り組むというのは、私は、重要だと思うので、その立場からお聞きしたいんですけど。

1つは、小学校6年生までの医療費の所得制限をなくしていくということについて、特に所得制限に引っ掛かるというか、それは、今のところ、対象者が非常に少ないということなんですけど、まあ、1つは、現在、その基準に合致しない人は何人ぐらいおられるので

しょうか。それと、その無くすことによって、費用としては、町は、どれぐらい負担が増えていくのか、その点も合わせてお願いします。

議長（西岡 正君） はい、町長答弁。

町長（庵逄典章君） はい、まあ、何人かということについては、後、担当課長が答弁しますけれども、町の費用がいくらかかるという前提の前にですね、やっぱり、この今、その所得制限というのが、非常に高所得者の場合ですよ。が、対象であるということです。で800万というですね。ですから、まあ、これは、全ての所得制限をなくすというよりか、その子育てしている段階で、まあ、その、それだけの所得があればね、やっぱり負担を、ある程度して、いろんなことに、またお金がいるわけですから、そのことだけで、いくら負担が増えるとか、増えないかという問題ではないというふうに思います。

議長（西岡 正君） はい、それでは、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） 現在ですね、小学校6年生までで、対象者が、1,684名中、この所得制限にかかっておりますのは38名であります。

〔平岡君「費用は」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） この38名の費用というのは、もう想定していただくしかありませんので、医療費ですから、それぞれの保険等を使っていただいた後、いくら負担されるかというのは、もうそれぞれに違いますので、全体の中で想定をいただきたいと思います。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18番（平岡きぬ糸君） あの、想定してくれというぐらいの程度のお金が増えるということなので、そんなにまあ、大変ではないと思うんですけど、後、もう1つは、償還一部負担金を窓口の無料ではなくて、後から、その返してもらうという償還払いになっていると思うので、その現物給付にするということについて、事務的に、これまで、まあ、いろんな所で質問したりしているんですけど、一番課題なのは、何なのか、できないという、その窓口での負担、無料にできないという点を、ちょっと、改めて説明していただけますか。

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） これについては、毎回問い合わせになるんですが、県の制度と町の制度とが混合しております。で、同じ病院の窓口で、それぞれお支払いいただくんですが、特に、これ前回もお答えしたんですが、福崎町さんやなんかは、全部病院でという形をとられておるんですが、その場合、県の制度と混合するものについては、県の負担分、当然、県に負担していただく、小学校3年生までの分の一部負担金等の分が明確に按分できない

という形になります。言い方を変えれば、本来、県に負担していただく分まで町が負担する場合が出てくるという形ですね、福崎町さんに聞きますと、町として福崎町は諦めて、その分、町が被ってしまっているというふうにおっしゃってるんですが、私どもの判断としましては、当然県のルールで県の負担していただく分については、県に負担していただき、そのプラスの分については、町がしっかりとした形で負担するというのがルールかな。そのためには、やはり、領収書を持ってきていただいて、役場の窓口で清算していただくというのが、一番正しい数値が出るというふうなシステムになっておりますので、そういう対応で進めております。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） まあ、その福崎町さんの具体的な例を紹介されたんですけれど、そのことは、いろいろと事務的な関係で、行政同士ですから、みすみす県の分も支払わな、町が、その分支払うのは、まあ、その不合理だというふうに聞いたんですけれど、住民の利用するのに、住民の立場で考えた場合、その不合理なことをあえてやっているというふうな面もあるというふうに、こうことになるんですけれど、そこら辺は、事務的にやり取りしていて、どんな風に、そんなばかなことはしないほうがいいじゃと思っておられるんですか。

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） 単なるですね、経費負担、そういうルールを外してしまえば、私どもの職員も、この個人負担精算するというのは、非常に労力をかけてやっております。各、さっきも言いましたように 1600 人余りの方が病院掛かられたら、領収書を窓口へ持って来られます。それを全部分類して、一人ひとりの口座へお支払いするというのは、相当な事務的な経費も、事務時間も掛かります。担当者、非常に苦勞してやってくれておるんですが、本来の、元々始まった、この乳児医療、県の制度も含めてなんですが、その制度からいうと、やはり、町の持分、県の持分というのは、ここで明確にさしておいてですね、それも毎回、毎月来ていただく必要もありません。何カ月かに一度、纏めて役場に用事のある時に領収書をためておいて来ていただければ、きちとした形の明確な金額が精算できるという、非常に分かりやすいシステム。恐らく役場の窓口にいらっしゃるのが手間だというふうな意見もあると思うんですが、これについては、町の貴重な財源を使いながらやっていただいておりますので、そういうふうな意識付けも含めてですね、非常に、年に 1, 2 回程度になってもいいかというふうに思うんですが、そういう形の中で制度の運営ができたというふうに考えています。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） もう 1 点の対象年齢についてですが、中学まで、いわゆる義務教育終了まで拡充をしていくということについては、現在のところ、考えていないというご回答だったんですけれども、この質問の中で、必要な財源については検討していただい

ますか。拡充をすれば、これだけの財源がいりますよという回答がいただければいただきたいんですけど。

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） これもですね、質問の通告いただいてから、いろいろ、こちらの私どもの方も悩みました。

で、現実的には、医療費ですから、動向として出せる、予測できる金額ということで、特に中学生の医療費を、だけ明確に、年齢別に、医療費というのは、明確になっておりませんので、非常に困難であります。あくまでも、私ども直近の数字と想定の中で言いますと、小学校4年生から6年生までを町単独で、この無料化と言うんですか、やっております。それで、この小学校4年生から6年生までに19年度決算の中での数値を合わせますと、約500万程度、中学生ですから、少し、例えば歯科の回数が多くなったり、例えば、けが、スポーツ関係でけが等の入院日数等によっても、当然、変わってくると思うんですが、一応、4年生から6年生の数値で言いますと、500万ちょっとぐらいな数字が想定できるのかなというふうに理解しております。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18番（平岡きぬ糸君） それで、大体想定してくださいという回答だったかと思いますが、それ以上はないということですから。また、改めて聞くとして、その点は、おきます。

後、妊婦健診の関係について。

その前にですね、申し訳ない。元に戻りますけど、先ほどの所得制限の関係で、いわゆる現在の所得制限の場合は、38人という、高額、高額と言うか、高所得の方が38人、そういう対象者がいますという回答だったんですけど、説明の中で現在の所得制限から、いわゆる新しく、また変わると。障害者の、来年度からですか、その所得基準になるというようなことを報告されたかと思うんですけど、それは具体的には、もう少し、どうなるんですか。いわゆる800万以上の人という所得基準が、どれぐらいになるとか、そういうふうなことを説明してください。

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） これはですね、2次ではなしに、1次に兵庫県。この乳児医療は兵庫県の制度になっておりますので、その兵庫県の制度がですね、今までは、児童扶養手当の上限、所得額、所得制限額を使うと言ったのを、今度、障害者自立支援法の上限額を使うという案が出てきておりますので、いよいよ、最終的に、その影響額がどうなるかというのは、未だ、私ども試算しておりませんが、それによって、当然、県のランクも変わって参りますので、その準じた形として、町のランクも考え直す必要が、当然、同一制度でやりますので、そこで、その制度による差が出てくるのかなというふうに想定しています。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） もっと、もっと所得制限に引っ掛かる人が多くなるということは、間違いはないということですね。ですね。

それから、それと、子育て関係については、最後にしたいと思うんですけど、町で、次世代支援行動計画というのが、合併後の新町の中で作成されているんですけど、これは、前期の分、21 年、平成 21 年までの計画ということで、それ以降の後期の計画については、その、また作っていくということになるかと思うんですけど、先ほど、様々な子育て中の父兄であるとか、それから、そういった人たちの声を酌み入れた形の計画にしていくということが重要だと思うので、その計画については、どの様な風に考えておられるのかをお願いします。

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長(内山導男君) おっしゃったように、21 年度末までの計画が前計画でありますので、今現在のところ、その計画策定に向けて具体的な想定はいたしておりません。今後徐々に準備を進めていきたいというふうに考えています。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） 準備に当たっては、旧町ごとの持ち寄りできていた前期の計画と合わせて、新たに住民の意見がよく反映できる、そういう体制で作っていただきたいと、要望しておきます。

では、2 つ目なんですが、介護保険の来年度からの見直しについて、再度質問をさせていただきます。

1 つは、介護保険料利用料の軽減というのが住民の切実な要求なんですけれど、今の 3 次計画の実施状況については、率にして整備率も 100 パーセントを超えとか、99.29 とか、非常に計画そのものが順調に進んできた、そういう回答であったかと思うんですけど、施設整備の中では、そういう状況にあるということなんです、聞いたかったのはですね、独自の、町独自の軽減をしていくという点で、基金の取り崩しとか、一般会計からの繰り入れ、そのものが、町長の先ほどのご回答では、前回も同じ様な回答があったんですけど、国の制度として認められないと、そういうこと承知してくださいと言われたんですけど、これは、国の制度として自治事務になっているので、国の指導そのものが、自治体として一般会計からの繰り入れをしては駄目だ、守らなければならないという、そういう拘束力がないというふうに説明があるんですけど、その点、実際に、その保険料も、全国の自治体の約 3 割以上、それから利用料は 2 割以上の自治体で、それぞれ、まあ、それぞれの自治体で対応がされているので、そういった認識そのものを承知くださいと、私の方に言われたんですけど、町長に返すようなんですけれど、そういう実態があるのでいかがなんでしょうか。そういうことができるという、そういう実態になっているという認識に立ってもらいたいと思うんですけど。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔健康課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（井村 均君） この運営につきましては、国県それから支払基金、町、ルールによって実施しておりますので、そういったことは、私どもの方聞いておりません。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

18 番（平岡きぬ糸君） いや、その聞いているとか、いないとか、そういうことの事態、介護保険の制度として、国から3つの原則として、一般会計からの繰り入れは駄目ですよとか、そういう指導が、一時言われた経過があるんですが、それは決して、拘束力がないものだというのが、国会などのやり取り、答弁などで明確になって、実際自治体で、実施されているので、そういうことも、まあ、そういう専門の部署なんですから、知っていたくような努力をして欲しいんですけど、よろしく願いしますね。

で、あの、それで国の方で、その介護の、いろいろ保険制度が始まってですね、2006年で555億円。2007年で900億円というふうに介護保険に出そうと、給付として見込んでいた金額そのものを引き上げていくというか、必要でなくなったので、引き上げていくという事態が起こっているんですね。使われていなかったという、そういうことなんですけど、町は、その言う点では、その介護の取り上げというか、利用できない、そういう実態の中で、会計上、現在、状況としては、国の金額は、今申し上げましたけれど、町としては、従来からの流れからしたら、どういうふうになっていますか。お願いします。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔健康課長 挙手〕

議長（西岡 正君） 健康課長。

健康課長（井村 均君） あの、町でということでしたけれども、その今言われたような意味が、僕ちょっと飲み込めなんなんですけれども、もう1回お願いします。

18 番（平岡きぬ糸君） そうですか。はい。

介護保険を実施していく中で、どんどん利用しにくい状況が作られていったために、その、国として本来見込んでいた給付のお金を、いらなくなったから引き上げていくということなので、つまりは、町の場合は、使わなかった場合、基金に積み立てていくという措置がとられているんじゃないかと、私、思ったので、17、18、19と介護保険会計の基金の積み立てを見ていくと、まあ順調に積み上げられているので、そういうことが、国が引き上げていくのと同じ様な実態が出ているのではないかと想像したんですが、そういった点では、町としては、そういう状況にあるというふうなものなのか、どうかということを知っているんです。

議長（西岡 正君） はい、健康課長。



健康課長（井村 均君） いえ、本町におきましては、先ほども、町長の方が答弁で申されたように、その計画に対して、大体見込みどおりということで、年々伸びております。そういった関係で、利用がしにくくなったとかいうのもございませんし、その認定者の利用も、大体見込みどおりの数字で進んでおるような状況でございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） 介護、介護保険の関係で聞きたい点はですね、先ほど、まあ、町長はですね、国として、その介護保険というのは、働きかけ、国に対して負担を引き上げるように求めていくというのは、そういう問題は、働き掛けはできないというようなご回答だったかと思うんですが、介護保険の仕組みからいくと、国の当然、国保の負担が少ないと加入者である利用者の利用料が上がっていくという仕組みになっているので、その、今度の事業計画、新しい4期の計画を作っていくためにも、その一番大本の国の会計からの繰り入れが増えなければ、必然的に負担が、利用者の負担が上がっていくということになってしまうので、その点を食い止めるためには、やっぱり、その町の代表である町長が、国に対して介護保険料会計を、ちゃんとやり遂げるためにですね、町として意見を挙げて欲しいということを申し上げたので、その点、また、あの、またの機会に言います。そういうことです。

最後に、県の行革プランについては、様々不安材料があるということで、具体的に、それぞれの、特に健康福祉事務所の関係などについて、難病であるとか精神障害の方などに対しては、非常に対応が難しいので、県に残して欲しいという要望をされているという、そういう町の姿勢をね、是非、そのとおりですし、住民も県の施設を残して欲しいという声を、よく、たくさん聞いておりますから、町の、そういう意見を挙げたことについてね、議会としては応援していかなければいけないと、私は思います。時間的に、もう僅かになりましたので、他にも聞きたいことあるんですけど、特に県の行革で、災害、土木関係では、緊急事態、災害が起きた時などに、連絡体制が重要だということで、特に強調されておりました。そういう点でも、健康福祉事務所だけではなくって、農業の改良事務所のこともそうですし、佐用の施設が是非残っていくように頑張らないかんと思うので、そのことだけ発言して、質問を終わります。

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君の発言は終わりました。

続いて、11 番、山本幹雄君の質問を許可いたします。

ここで、暫く、ああ、お諮りします。時間の延長してしたいと思います、ご異議ございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） 異議なしと認めます。よって、時間の延長をいたします。

はい、どうぞ。

〔11 番 山本幹雄君 登壇〕

11番(山本幹雄君) 11番、山本です。まあ、皆さん、お疲れですし、中々熟睡されてるかなという方もおります。まあ、できるだけ、眠たくないようなあれをしたいと思います。町長の協力があれば、できるだけ早く終わりますんで、よろしくお願いします。

ということで、イノシシ・シカ対策とふるさと納税について伺いたいと思います。

以前より、シシやシカまたはその他の獣による作物被害が、会議で何度も問題視されています。シシやシカが田畑に入り農家の方が、それまで大事に育ててきた作物を食い荒らしたり、また機械で耕したのかと見間違っただけに掘り起こしたりと、それは、それは農家の方にとって大変な被害をもたらしております。われわれが子どもの頃には、おおよそ聞きなれないような名の動物の被害までが、近年報告されております。その対策として、この間、個々農家の方々が、いろいろ努力されてきており、また行政としても金網や電気柵等の補助を行ってきたという経緯があります。この行政の補助については、農家の方も、随分助かっており喜ばれていたのではないかと思います。個人的なことを言わしていただければ、私の集落も数年前に町補助の下、金網を設置し、その被害を随分減らすことができ助かっておりました。しかし、その効果も、近年以前ほどでなくなってきているように思います。特に例年になく、今年は例年になく、その被害が酷く、毎日数匹、いや、それ以上かと思われる数のイノシシが、田んぼの中で、わが家の春をおうかしているようです。何も、そこまで頑張らなくてもいいのではないかと思うぐらい頑張っています。これは何も、私の近辺だけでなく佐用町全域に言えることであると思います。個人的対策として、網やトタンを店に買いに行き、田や畑の周りに張り巡らす予防策を行っておりますが、どこまで効果があるかと言えば、少し疑念が残ります。本当の話としては、お手上げ状態であります。私の近くの方は、畑でメロンやスイカなどを作っておりましたが、もう直ぐ食べられるという頃に、見事に動物に食べられてしまい、何も食べることができなかつたと嘆いておりました。ちなみに、畑の周りには、店で買った、真新しい網がされておりました。私は、田で稲作をする時、春、田を耕し、田植えをすることや秋になれば稲を刈り取ることは、大変であっても、そんなに気にはなりません。農家とは、そんなものであると思っているからです。しかし、本来あるべき作業ではなく、全く余分な作業をする時、本当にしんどいと感じます。田や畑の周りに杭を打ち、網やトタンを張り巡らし、そして刈り取った後に、今度は、それを撤去しなければなりません。刈り取りにしても、機械でできれば良いのですが、それが中々できません。後は、体力にものを言わず、頑張っ手刈りをするより仕方ありません。それでも収穫がそれに見合えば問題はないのですが、シシが、わが家の後をおうかした後の田んぼであれば、その収穫も、大よそ期待できないことは、町長も十分理解いただけだと思います。田んぼの中で、じっと手を見るところであります。この様な状態が続けば、農業を続けていくことに限界を感じてしまいます。今年だけで済むというんなら、それは頑張りもききます。しかし、来年も、再来年も、ということであるなら、今後農家を続けていくことが、困難な状態になります。放棄田が更に増え至る所で見受けられるという状態になるのではないかと考えます。町に残ると言われる方々の多くは、良くも悪くも土地があり、その土地を守ることの意味もあり、佐用町に残っておられる方が多いのではないかと思います。その土地が、土地として機能を果たしていないような状態であれば、将来、佐用町に残ろうかという若者とも、またIターン、Uターンで佐用町に戻ってこようかという方も帰ってこないのではないかと心配になります。町長は、今この問題について抜本的解決に取り組まないことには、後で大変なことになるのではないかと考えるが、町長の考えを伺います。

それと、ふるさと納税についてであります。この制度については、佐用町のように多くの若者が町へ旅立って行って、町にとっては、旅立って行くような町にとっては、大変ありがたい制度であると考えます。町外でやむなく居を構えておられる方々にとりまして

も、佐用町はふるさとであり、また両親や兄弟、家族が、ああ、親族が生活している思い出豊かな土地であるということに違いありません。行政の頑張りにより、それなりの寄附はいただけるのではないかと考えております。そこで、どの様な取り組みを考えておられるのか、そのことによって、どの程度の成果が得られると考えておられるのかを伺いたいと思います。答弁よろしく願いいたします。

議長（西岡 正君）            それでは、町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君）            それでは最後になりました、山本議員からのご質問にお応えさせていただきます。

まず、度々問題に指摘受けておりますイノシシ・シカ、この対策についてであります。農作物の収穫時期になりますとシカ・イノシシ等、野生動物の出没が今、大変多く、特に、今年は、イノシシが非常に多いということで、今現在取り入れ時期にあたって、農家の方々、本当に苦労されておりますし、その大きな被害が出ているということで、憂慮しているところでございます。町といたしましても、県に対して獣害対策の強化を度々、これまでずっと、要望をしてきました。ずっと、ご案内のように、そのために防護柵等の設置ということで、1つの大きな対策として、国の補助制度等にも乗せてですね、計画的な防護柵設置事業なども行ってきたところですが、未だ、そのことが抜本的な対策にならないという状況であります。まあ、そういう、その町からなり、地域からの、非常にまあ、その、こういう獣害が、被害が大きいという中で、対策を県を通して国にも要望してきた中で、今年度、議員立法として施行されました、鳥獣被害防止特別措置法によりまして、被害防止対策についての、財政措置、財政支援・権限委譲・人材確保等の制度の活用によりまして、県と一緒にですね、佐用町としての鳥獣被害防止対策事業の計画策定を、来年度の事業採択に向けて猟友会と協議を重ねているところであります。

現在、町の対策事業といたしましては、先ほど申しましたように、獣害防止柵の設置において、町単独の材料費の補助や国県補助事業による防護柵設置事業また捕獲活動においてですね、猟友会への捕獲委託助成並びに捕獲1頭に対して1万円の補助を行ってきております。また小中型獣のヌートリアでありますとか、先ほど石堂議員から話がありましたアナグマなどにおいては、自治会長からの捕獲依頼に対して、わなの貸し出しなども行ってきているところであります。これまで、そういう活動の中でですね、19年度において、実際に駆除する、捕獲した頭数を、状況を申し上げますと、猟期中と、駆除で猟期外の時もあるんですけども、合わせてですね、イノシシ・シカだけに限りまして、イノシシで350頭、いや349頭。それからシカはですね、猟期中に500頭。捕獲活動によって516頭。またのり網等に引っ掛かってですね、これを生きたままで引っ掛かっているのを処理していただいたと。これも猟友会をお願いをしているわけですが、これが19年度46頭。それから、もう死んでですね、その処理ということで、町職員が処理をした頭数が133頭。ですからシカだけでも1,200頭ですね、ぐらいの、実際に1年間で捕獲をしております。実際。しかし、これだけ獲ってもですね、まだまだシカも増えているという状況です。今、山本議員お話のように、この問題は、地域の特に、今後、これだけの農村集落が維持が非常に難しくなっている状況の中で、益々そのことに対しての困難な状況を出しているという原因になっておりまして、このことについては、私も、度々、県当局、いろんな要望会等、県に対してもですね、この抜本的な対策ということで、お願いをしてみ

まあ昔、前に、非常に、この対策をお願いした時に、今県知事においては、今行っております、この防護柵ですね、これによって、かなり解決できるという思いがあって、県としてはですね、で、まあ、万里の頂上のような物をつくって、もう囲いこんでしまったらいいんだというような話がありました。実際だけど、その時にも、私たち話しましたけども、当面の緊急的な対策としては、非常に効果があるでしょうけども、やっぱり頭数を減らさないと、適正なものにしないとですね、被害は、中々なくなるということ、ずっと申し上げてきておりますけども、実際、こういう状況であることについて、何回もご質問もいただいたり、いろいろなお話を、ご意見をいただいておりますけども、そういう状況を、私自身も十分認識した中で、できるだけ、どうして、どういう対策をとっていいのか、できるだけことは、していかなきゃいけませんし、県なり国においても、こういう特措法ができましたので、法律の活用、こういうことを具体的なものとしてね、取り組んでいきたいというふうに考えております。まあ、どうぞよろしく願いいたします。

それから、次にふるさと納税制度ということについてであります。この件につきましても、先に岡本議員への答弁として、いろいろとお話をさせていただいたことでありまして、重複する点がありますが、もう一度、その今の段階なりの取り組みについて説明をさせていただきます。

町におきましては、現在、まあ課長会を中心に、関係課長を中心に「ふるさと寄附金推進戦略会議」という形で組織して、推進方策について検討し実際に実施を行っております。その中にありまして、当面は、お話のように職員が、よくこの制度を熟知してですね、関係、その職員の知人また親戚、関係者にPRをして、少しでも、まあ広く広げていこうと、協力をしていただくというふうな取り組み、また県庁の職員また国における東京の方にも県人会とかというものなりがあるんですけども、そういう所にも、お願いをして、送ったり、そういう努力をいたしております。当然まあ、佐用町に対しての、ゆかりのある方で、町外にお住まいの方が、出身、ふるさとの佐用に対して、こういう協力をしていこうという思い、そういう寄せていただくことが目的でありますので、これは佐用町だけでなく、他の市町村も、このことを全てお互いに取り組んでおりますので、これは1つの市町村の、ある程度競争にもなっているというふうに思っております。

PR活動といたしましては、そういう職員なり関係者によって直接PRしていくことが一番効果的なんですけれども、当然、広報として佐用チャンネルやインターネットテレビを活用しての呼びかけ、また各支所や公共施設へポスターの掲示、パンフレットなんかも、そういう所にも設置して持って帰っていただけるようにしております。

次に、現在どのような成果があがっているかということですが、まだ取り組んでですね、2カ月足らずということ。実際ですね。ですから、これからということなんですけれども、先にも申しましたように、毎日ある程度、こう、その申し込みもいただいておりますし、持って帰っていただいております。そういう件数で、区切って言いますと、10月、9月の11日現在で、168件の一応230万ということになっております。これからも、かなり増えてきておりますので、これから、どんどん増えるのではないかなというふうに期待はいたしているところであります。まあ、そういう状況でありまして、今後とも議員の皆さん方にも、またご家族、知人や親戚の方々、いろいろとPRをしていただいたり、ご協力をいただきますように、どうぞよろしくお願いを申し上げまして、この場でのお答え、答弁とさせていただきます。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君）

はい、山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君） 町長の、ああ、すいません。

まず、シカとイノシシの対策から、ちょっと話させてもらいたいと思います。

はっきり分かりやすく、町長の話の伺えば、今のところ抜本的な対策はない。ということのかなと思うんです。確かに国の方でできたんですけども、獣害の特別制度ですか、できたんですけども、だけでも、本当の話、その大至急考えないと、答えを出さないと、石堂さんも笹田さんも言いよったようにね、小さい瓜坊が一杯あるわけですね。今まで、居なかったような、例えば上月で、中上月という所があるんですけども、そこ、今、結構、住宅のある所ですね。今度、道路拡幅せなあかんと。あっこの側へ出ようわけです。今までだったら、こんな所へ出るなんて考えられない。そんな所にも、今出よう言うて、その者が言いよったんだから、間違いはないですね。で、親がおるだけじゃのうて、子どもが元気一杯育って、たくさん育ったら、これ来年、ほんまに凄いなという、今年凄いつて言われるけど、来年、その瓜坊らが、頑張っって大きくなって、これお前、今の状態で増え続けたら、まあ、あの、この前、シシを、今ちょっと 349 頭、まあ獲ってもらったらしいけども、これ多分、増えとんは、1,000 頭以上増えとんじゃないですかねと思うんですけどね。まあ、石堂さんとこは何家族って言いよったけど、あっちから、ずっと旧上月町でも何家族あるんかなと思うたら、多分何百家族あるんじゃないかって言うたら、何百家族が、元気に 3 匹、4 匹、もっと産んだら、それは、もうあつという間に増えてしまえば、これほんまに、うち、今でも、確かに、その放棄田あるんですね。これ、もうはっきり言うて、作るん考えるんですね。この前、ちょっと農業共済の方の課長の所へ行っって、どうやって言いよって、今、話してきたんやけど、親父が、そんなもん、お前ちょっと、1 週間ほど期間見てくれっと、見に行く間がありますんでということ言われて、1 週間も見に行っって、今頃出るで、1 週間あつて、後どうなるか分からへんのんで、先、刈ってまわなあかんで、もう止めたと今日言うたんですけど、それは、ほんまに、凄い状態なんですね。そんな状態しよつたら、そりゃもう、次から作らないですね。ほんで、これ石堂さんも、笹田さんも言うたん、金網もトタンも意味がないんですね。うちへ入っとなね、隣の隣の隣からトタンを越えて、トタンを超えて入っっておるんですね。だから、隣の人らが嬉しそうにトタンしたら、もう大丈夫や思うとったんやけど、越えて、越えて入るんですね。こりゃ、トタンを越えて、越えて入る。うちの中で走り回られたら、これどうしたらええんだらうと。それで、これどうしようもない。網しようが入るんですから。で、これでなつたら、ほんまに、その後、作るんがたいぎくなるから、もう作れへんわね。で、先ほど、言わしてもろたように、春耕して、田植えしてどうの言うのは、しんどい中、我慢できるけど、この前しとったんやけど、その、シシが倒した後へ、機械が入るけど、町長とこ田んぼしてますかね。してないんですか。ほなら、大体分かると思うけど、機械入らんわけですよ。もうぐちゃぐちゃになって、雨も降ったせいもあるから、もう、そこ取り残しですは。ほんで、後、ボロボロ立っとうとこは、もう娘、高校生の子と中学生の子と連れてやね、立っとうやつを手刈りですは。しゃあないから。ほたら、とうに済むはずの部分が済まないんですよ。何時間も、それやっておつて、この前暑かったですけどね、暑い、あれは別に関係ないんじゃないけど、そんなことしよつたら、もうほんまに、もうやれないね。これ多分、さっきも言うたように、うちだけじゃなくて、もう全町的、まあ三日月さんは、いいみたいやけどね。話聞きよつたら、三日月はあんまりない言うて。ちょっと、うちら、シシの教育間違えたんかなと思うんですけども。ねえ、これほんまに、こう、大至急答えを、何とか 1 本、柵するか、何かするか、まあ、もしくは、今 1 頭に対して 1 万円の補助出とうけども、この期間とか、云々関係なくしてね、3 万ぐらい出しましようとかすれば、頑張っって獲ってもらえるんじゃないかなという気はするんですけど、町長、どうですかね。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁。

町長（庵逄典章君） あの、今、私、田んぼ作っているかと言われてたんですけど、昔、山奥ですから、親父が作ってて、私らの田んぼはですね、山の、本当に棚田、昔の山田ですね、そういう所が多くて、もうその頃に、もう昔は、イノシシが出てですね、毎年何枚かの田んぼをやられて、一生懸命育てたのが、もうぐちゃぐちゃにされてですね、稲刈りができない。昔は、もう倒れたんでも、一緒に起こしてですね、刈って、どろどろになったのを掛けてですね、そういうことをしてきて、その時代はですね、本当にイノシシの出ない、本当に、こっちの方はね、もう羨ましいなということだったんですよ。で、そういう所は、私は、15年も20年も前に、田んぼを作るのを、もう皆諦めて、まあ、そのシシが出るからだけでないですよ。まあ、作業性も非常に悪くて機械も入らない。大型機械が入らないし、作る人も居なくなって、もう放棄田として、今、しました。そういうことが、段々と、こう、ずっと広がってきたと。それに伴ってイノシシやシカなんかも、それぞれ、今まで出なかった所まで、ずっと広がってきたという現状だと思うんですよ。で、まあ、そのね、対策を、ほんならどうするんかと言われても、今、言われるように、中々名案がないわけですね。実際に、まあ、それぞれが、まあ囲いをしたり、見回りをして、今まででも、シシ威しをしたりですね、今してきて戦ってきたわけですけども、今確かに、3万出したらいいのか、5万出したらいいのかという、お金で解決が本当にできるのか、それでも実際に、それだけの効果を出すということになればね、町だけで、これ対応しても、佐用町だけで、例えばやっても、他からそこへまた来られたら、これはやっぱし、ある程度広い範囲で、こうやっていかないと、本当は、僕は効果が出ないだろうと。だから、県がですね、一緒に、今、頭数、固体数というものを、やっぱり想定して、やっぱり県ぐらいな単位ですね、考えて欲しいということ、いろいろと言うんですけども、まあ、こういう1,000頭ぐらい、例えば1,000頭獲ってもね、3万出せば、3,000万ということ。獲っていただける。ただ、もう1つは、今猟友会で活動をしていただいている、登録していただいているのは、12班、今あるんですね。班で、今活動されていますから、実際に、その許可持ってやっておられる方が95人。人数で。ですから、中々鉄砲で、今だけで中々対応することもね、非常に一気にというのも難しいところがあったり、非常に、いい方法があれば、本当に、皆教えて、逆に教えて欲しいというのが状況なんですけども、まあ、そういう非常にまあ、何とかしなきゃいけない緊急的な状況だ、危機的な状況だということについては、それは、もう認識をしておりますので、どういうことができるのかね、今、先ほど答弁しましたように、国の方の法律の中でも、国の補助、そういうことに対して、何とか、この補助をもらえるような形をとってですね、今、獣害防止対策事業の計画という中でね、やっぱし、そういう現実、今どうすればいいかというものを、具体的な、やっぱし計画を、まず作っていかなくちゃいけないというふうに思っております。

今日、明日、どうすると言われてたら、それは、もう今、柵なんかに対して、補助を出したり、それぞれ努力していただくしかないというのが現状ですね。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

11番（山本幹雄君） 柵に、ちょっと補助出してもらおう言うて、ほんまに、まあね、柵ね、うちも旧上月町の時、確か旧上月で95パーセント補助出してますね。金網のね、で、あの、

笹田さんは佐用方式でやってくれって言って、佐用方式 50 パーセントだった。むしろ高いじゃないかと思って聞いたんですけども、その高い方式は止めたほうがええなと思うんですけどね。まあ、それはええんですけど。柵は、その瞬間、ほんまにいいんですけどね、続かないですね。ほんで、これ、多分、まあ、分からんけども、うちちょっと山へ上がった所で網したんです。柵。そしたらね、やっぱり何年かしたら切っちゃうんですよね。切ったら瓜坊が入ってくるんですよ。多分。分からんけど。何カ所か切って、シシが酷いな言うて、皆で見に行ったんですよ。ほな、切っておった。そしたら、多分、今ね、柵の中で、シシ飼うとう状態です。だから、まあ、頑張る、頑張る。そうなんです。そやから、町長の、昔しよったけど止めたと、それは、そういうイノシシだけじゃなくて、いろんな諸条件があったかも分からんけども、同じ様な状態が、今こっちへ来ようわな。ほな、こっちへ来ようということは、先ほど、僕も、ちょっと最初の話で言わしてもろたけども、若者が残ろう言うた時に、家がある、親がある、土地がある、いろんな状況の中で、やっぱり土地もあるという、この土地守らなあかんというのがあったりして、こんな所に田んぼ持って来ることが邪魔やということになると、もう持てない。じゃあ、こんな所における意味がないじゃないかと言って、就職条件など、こんな所へ、こんな所じゃない、この町ええ町やけど、この町ええ町やけども、もうちょっとええ町もあるじゃないかということで、向こうへ行ってもたら、それは帰ってこないですね。で、よく、あの、60 定年したら、帰ってきて、こっちで百姓するんや言われる人おるけど、そんなもん、この状態見て、百姓するかと言って、それはせえへんわ。絶対。ほな、帰ってくるかなと思って、帰ってこうへんはね。うちの集落でも、これ何カ所か放棄田になりかけとうのを、定年したら帰って来るんや言うとうは。で、僕ら聞いておって、絶対帰ってこうへんと。こんな所へ帰ってきて百姓できるわけないもん。と言うと、町がどんどん疲弊していく。今、合併した時よりも、昨日、高木さんだったけど、今 2 万 800 ほどだったかな。2 万 1,000 おらんのやなど。よう減ったなど。後、4 , 5 年もしたら、2 万間違ひなく減るなって話しよったんやけど、今のまま、こう住むことができないし、この町における理由がなくなる。帰ってくる理由がなくなるという形になれば、それは疲弊は早いと思いますよ。

そうなった時に、ふるさと納税でお金くださいというて言うて回るいうたって、これ中々実は難しい。で、鳥獣害の特別制度ができて、これを考えていくも、考えよ言うたら遅いんで、もう動かないと。もう何でもいいから、とにかくやってくれと。今、さっき言うた、網、防護柵、いいですけど、これ 4 , 5 年前に、上月やった。佐用も、今やりよう。その結果として、これじゃあ、あかんいう結論が 1 つは出た。じゃあ、次の結論に、もう行かなあかんと思うんですよ。だから、網・トタンでは、さっきも言うたように、うちは、隣の隣から入って来て、隣の隣の隣の田んぼから入るんやけども、網、さっき言うたようにトタンしておるんやね。トタンなんか、もう最初、まあ、数日ええと思うんやけどね、あの頑張りのええシシ、トタンじゃ全然意味ないですからね。跳び越えるは、ぐちゃぐちゃにするは、もうね、したら、トタンのトタンを越えて、うちの田んぼへ入って頑張ってくれるんだから、だから、次の対策を、どう考えるかと言うて、もう、それしないと、百姓なんかは、まあ、今年、三日月良かっても、そりゃ来年、三日月もやられますよね。課長。楽しみに待つかんと、そりゃ、共済費も増えますよ。そりゃほんまにね。だから、ちょっと、そこら辺で、もういっぺん、大至急、大至急何かせなあかん。ただ、網や電柵は、もう意味がないんだよと。次行かなあかんのんだというところで、これ、町長、何か、ちょっと答弁お願いします。

議長（西岡 正君）

はい、答弁願います。

町長（庵道典章君） あ、網や電柵が駄目だっても、効果ないと言い切ってしまうとね、じゃあ、もうしなくていいのかということになりますしね、これは、これで、ある程度、1つの効果があるように、管理もしながらね、こうやっていかないと、じゃあ、その網もしない、何もしない。じゃあ、後、方策どうするんだと。何ぼ、頭知恵言うて、ない頭捻れ言われてもですね、中々いい方法ないわけですね。今、そういう、その網にしても、弱くって、かじ切られたりね、穴が開いたり、その辺は、網は、もうやっても、それでも、10年とか、15年はもつだろうと思って、私らも十分思っていたわけですね。そういうことでは、品質が、元タイノシなんかに対してですね、それだけの強度がなかったということですから、その点なんかはね、改めてやる所、まだまだ、これ申請も、地域からも、たくさん出ているんですよ。それで国の補助制度にのっかって、まあ、毎年、今年も、まあ、何千万というものを、何キロという形でやっていく計画になっているんですよ。その点については、やっぱり改善もしていかなければいけないと思うんですけども、後は、まあ、猟師さん達に、まあ、少しでも活動していただけるようにね、援助していくとか、まあ、お願いをしていく、まあ、それから、わなとか、今、今日も課長言っていましたけども、地域の人にも、一緒に活動できる、まあ、本当は、まあ、そのわななんかも自由に掛けられたらいいんでしょうけども、まあ、いろいろと事故の問題とか、そういうことがあるんで、猟友会、猟師さんと一緒になってしかということなんですけれども、そのへんも被害が出ているんですから、一緒に活動できるように、これは町もね、話の中に一緒に入って、調整をして対策をしていくというようなこと、まあ、それは、職員もできる限りの努力はしていかなきゃいけないといふうに思いますけども。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

11番（山本幹雄君） あのね、僕、ちょっと僕失言があったみたいで、効果がないと言うけど、ちょっと減ったなということで、ないんじゃない、やっぱりあるんは、十分ある。それは、もう十分理解してはしておりますけども、やっぱり、こう効果が段々落ちてくるということですね、ある意味で。だから、そういうことで、先ほども言うたように、そういう状態であるから、網は網としていいんですけども、次の段階としてね、後考えられるとしていうことが、猟友会さんに頑張ってもらったたら、補助金出してみるとか、法律的には、難しいんかも分らんけども、よその猟友会呼んできて駄目なんですね。全く遠くの。それは、どうなんですか。

議長（西岡 正君） はい。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 佐用町の住民、佐用町の猟友会ということで、名前も全て出させていただいて、それで町の方がですね、駆除活動について、対して許可証を出しておりますので、基本的には、佐用町の猟友会です。

〔山本君 挙手〕



議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君） 住民じゃなくてもいいということ。佐用町の猟友会は、佐用町の住民じゃなくてもいいんですか。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 基本的に入られておられる方は、佐用町の住民の方です。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君） じゃないと、あかんということなのか。と言うのは、どういうことかと言うと、この前ね、テレビでしよったんですよ。イノシシ減って困っとなやという地区があるんですね。この前、ちょっと数日前、テレビでやっておったんですよ。それで、猟師さんが困っておるんやと。昔は、ようさん獲れとったのに、最近いっこも獲れんと言うて。ああ、そんなところおるのかなと言うて、そんな所の猟師借りてきたらええんじゃないかなと思うて、これ、ほんまに思うたんや。そんで、さっき言うたようにね、例えば、ねっ、佐用町の住民じゃないとあかんということがないんであるならば、

〔町長「狩猟はできるん違うかな」と呼ぶ〕

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 駆除と、それから狩猟の、ちょっとあるんですけども、狩猟期間、11月の中旬から2月の、今は2月一杯になってますかね。シカは。その期間はですね、兵庫県、県内ですね、所持許可、猟許可が取っておられる方は、県内、例えば、岡山県、佐用の方が、岡山で猟をする方は、岡山県の狩猟免許を取られております。ですから、兵庫県の狩猟免許取られておる方でしたら、県内でしたら、どこでも猟期中はらくだということですよ。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君） でね、もし今、実際兵庫県中はいいかも分からんし、どうかも分からんけども、まあ、今、こんだけようさんシシやイノシシが増えて困ってると。これ、まあ、僕の意見だけやのうて、そりゃもう、朝から同じ質問3人もされてやな、多分僕らが知っとうだけでも、そこら中から、同じ話を、多分、たらふく聞いとうと思う。増えて、増えて困っておると。どうせい言うたって、多分、町長も、僕、途中で言うたように、お手上げ状態で、どうしたらええか分からんというのが、今言いよったように、そうやと思う。

だから、もし猟友会さんだけで、今、はっきり言うて、僕ら知っとる人も、段々高齢化して行ってね、実際問題山へ入るんに、大変じゃないかと思われるような人がしてあるわけであって、だったら、よそで、元気で、そういう人が、もしね、おるんであったら、借受できるんなら、借受しながらでも、補助金を1頭3万円出したら1,000頭獲ったら3,000万でしょと言われてたけれども、そういう方法でも、やることによって、町が守れるんなら、方法は考えないと、そういう補助金は、ちょっと、町長も大変やけど、県や国へ行っても来て来るとかね、そうしないと実際問題、網に頼りますよと言うて、網だけでは、もう限界来てしまっているというのが、既に分かっているんだったら、そういう方法も考えられないかというのを、ちょっと伺いたいと思います。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、現実に猟期についてはですね、私は、かなり猟友会の、地元の人がいなくてですね、やっぱり地域の実情が分からないし、中々猟にも難しい点があるみたいですが、その、そういう人たちが核になって、かなり広い所、他、町外からもですね、一緒になって、猟をされているというふうに思っています。だから、かなり猟期になればですね、そのイノシシなんかについては、かなり猟友会、猟師さんも、一生懸命、これ猟をしておられますので、していただいていますのでね、まあ、ただ、今、その、こういうかなり、捕獲もしているんですけども、捕獲するのと、生まれているのと、あれが、もう今、この辺では、逆に今生まれている方が多くなってしまっているという状況なんで、やっぱり地域によって、かなりその辺は、波があるみたいです。確かに、私らも聞いていてもですね、非常に、何か宍粟の方ではイノシシが少ないんだというようなことも、話を聞いたりするんですよ。だから、その辺どうなっているのかなというふうな思いはあるんですけども、まあ、こっちにたくさん、そういうことで猟期の間にいるということになれば、また漁師さんも逆に、それは、それで、その連絡の中でね、かなり活動はしていただいているというふうに思っています。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

11番（山本幹雄君） それと、まあ、そういう形で、よそからね、ちょっとこう、応援でもお願い、宍粟の方から、少ないと言うのであるならね、まあ、それは、石堂さんも言われておったように、天敵であるタヌキ等がね、まあ、こっちは減ったけども、まだ向こうは、そんなに減ってないとか、そういう何かあるのかも分からない。それは、まあ、それであればですけども、ただ猟期に、そういうお願いするということと、猟期以外でも、まあ、網・柵、おり関係でね、まあ、何とか補助金を、ちょっとでも増やしてね、どんどん獲ってもらわないと、天敵がいなくて、どんどん、どんどん増えてしまえばどうにもならないんで、だから、そういう対策も、まあ考えてもらいたい。まあ、1万円では、頑張ろうかなという気が、多分、半分はあるけども、もう半分は頑張りきれないと。後、もうちょっと頑張ったら猟師さんも、じゃあ、もう頑張って、猟期以外でも、まあ、あの、夏、シシ旨うないんで、嫌やと言いながらでも獲ってみよかとか、ねっ、逆に冬の、何だ、シシも獲ってみよかと、そういう頑張りが利くと思うんで、もうちょっと、頑張れる部分が、

1万円では、頑張りにくいというのがあるかも分らないので、もうちょっと頑張れるような形で、ちょっとね、今、町長3万円言われてましたけども、3万円は、大丈夫なんですか。

それは、何なん、町長が、3万円いうて、言うたやんか。

町長（庵逄典章君） 例えば、3万円出すとかね、それぐらいのお金も掛かるということで、まあ、これは、町だけで負担していくのはね、中々厳しいものがありますから、県にも、今、そういうことを、私らも、助成なんか検討しても、補助して欲しいと、そういう、まあ、今、県は保護柵を、防護柵をしていけば、相当これは、対策ができるという、1つの最初は判断で、まあ、非常に進めてきたわけですけども、しかし、実際には、今、言うように、その効果が薄れていると。だから、根本的に、やっぱり頭数を減らすしかないというのは、もうずっと、申し上げて、今、最初から私申し上げております。特に、最近、そういう話をしてますのでね、まあ、国の、この特措法においても、どういう、その内容になれるのかね、どういうことが、実際に現実にやってもらえるのか、まあ、ここも見極めていかなきゃいかんのですけども、まあ、町としても、それは、そういう中で、そういうことは、当然、今から考えていかないといかんということは、思っています。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君） そしたらね、その3万円というのは、ずっとじゃなくてもね、1、2年の短期間でもね、してもらえるとこのうふうに理解しまして終わります。

で、この話は、はい。

では、ふるさと納税でね、結局、今言うたような状態の中で、ふるさと納税してくれと言うても、その自分のふるさとが、もうボロボロになっとうじゃないかと。そんな町に、お前、実際にやろうかと思っておっても、中々できにくいというのがあるかも分らないので、やっぱり町をきっちり守っていかなあかんし、ふるさととの自分で生まれて育った町は、やっぱり大事にしたいという思いの町に出て行っている人、特にあると思うんですよ。で、ここら、佐用町というのは、特にまあ、ほとんどの人が出て行っているという部分があると思いますね。ほとんど。うん。ねっ、卒業して行ったら、そのまま、大学行っておったら、まあ、そのまま就職というのが非常に多いと思う。で、そういう人らにとっては、こっちというのは非常にね、条件は、いいんじゃないかと。例えば、ここの町に生まれて、ここに定着しているのが、ほとんど90パーセント定着してあるんだったら、ふるさと納税してくれいいうたって、してもらえませんもんね。ところが、よそへ、ようさん出ておるんだから、よそへ一杯出ているんだから、それは、してもらおうと思ったら、何ぼでもあるわけですよ。こう打ち上げみたいなもんです。一杯、そこら中にありますわ。そういう意味で、ドンドンこうしてもらったら、いいんじゃないかなと。ただ、そこで、のべつまくらして、誰でも言うても、これは町長、中々大変と思うんで、当然、そこで、いろんなこと、この人はと思われるような人をね、ピックアップして、ちょっと、そういう状態が、あるかないかね。例えば、佐用高校のOB欄を見るとか、町長の卒業したう籠高でも、これはと思う人がようさんおると。そういう人おるんじゃないかと思うんですけども、そういう、調査みたいなんされました。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 調査と言うんじゃないかって、そういうことを、今、ここにね、私たち生活しているものが、その一人ひとりがね、まあ、お互いに自分で、考えて行動をしていただくということが大切じゃないかということです。で、まあ、今の中で、最近、初めスタートしたばっかしですから、例えば、この間、副長なんか、なり課長が、県へ行って、佐用町出身の方で、県の今職員で働いている方々に、まず、ずっとパンフレット持って行って、申込書ももろてきたりですね、そういうこととして、まず、その辺から取り組みをしておりますけど、だから職員も、自分の関係者、親戚とか、町、兄弟とか、そういう人たちに送ったり、その働きかけをしているということですから、多分、議員の皆さん方も、そういうふうな形をしていただいていると思うんですね。だから、ここに今、居る者が、皆でやっていかないと、まず、できないということだと思います。で、私も、そういう、その東京で、県人会があって、よく、いろんな情報もらっている人なんかにも、この間、たくさん、その地に、向こうからも送ってくれということで、そこへ送ったりね、してますし、それから、まあ、まず、その近くにもね、何も遠くだけじゃなくって、その、佐用町に仕事していて、住まいが、例えば宍粟市であるとかね、もう、その上郡であるとか、そういう人もあるわけですから、その辺も、やっぱり、まあ、これという方にもお願いをしているということで、そういうことで、理解いただいて、申し込みも、寄附もいただいておりますしね、それぞれ、一つひとつ地道なことは、かなりやっていますよ。はい。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

11番（山本幹雄君） まあ、地道なことね、大変ですけどね、頑張ってもらって、まあ、あの、今までよりも少しでも、こう町の財政に豊かになるように、お金が入るように、ちょっと大変でも頑張ってくださいということで、質問を終わりたいと思います。よろしくお願ひします。

議長（西岡 正君） 山本幹雄君の発言は終わりました。

これで、通告による一般質問は終了いたしました。

明、9月26日から10月1日まで、本会議を休会したいと思います、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、その様に決めます。

次の本会議は、来る10月2日、午後、ああ失礼、午前9時30分より開催をいたします。

それでは、これにて、本日は、散会をいたします。

次は、10月の2日でありますので、エコスタイルについては、9月一杯ということになりますので、その点、ご理解をいただきたいと思ひます。

町長を含む職員の皆さん方には、退席していただいたらいいんですが、議員については、議会運営委員長より連絡事項がありますので、今しばらくお待ち願ひたいと思ひます。

午後05時32分 散会

